

## 平成29年第2回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表 .....	3
付議事件並びに結果 .....	4

平成29年6月13日

出席及び欠席議員 .....	7
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	8
本議会に出席した事務局職員 .....	8
議事日程 .....	8
諸般の報告について .....	10
議会運営委員長報告について .....	17
会議録署名議員の指名について .....	18
議案等の上程について .....	18
市長の提案理由の説明 .....	18
報告について .....	24
請願について .....	25

平成29年6月15日

出席及び欠席議員 .....	27
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	28
本議会に出席した事務局職員 .....	28
議事日程 .....	28
議案質疑について（議案第27号） .....	30
（議案第28号～議案第29号） .....	30
（議案第30号～議案第34号） .....	33
（議案第35号～議案第36号） .....	38
（議案第37号～議案第43号） .....	38
（諮問第1号） .....	40

平成29年6月19日

出席及び欠席議員 .....	41
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	42
本議会に出席した事務局職員 .....	42

議事日程 .....	43
一般質問について .....	44
白谷 義隆 議員 .....	44
近藤 末治 議員 .....	57
緒方 寿光 議員 .....	74
佐々木創主 議員 .....	91
荒巻 英樹 議員 .....	106

平成29年 6 月20日

出席及び欠席議員 .....	125
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	126
本議会に出席した事務局職員 .....	126
議事日程 .....	127
一般質問について .....	127
梅崎 和弘 議員 .....	127
矢ヶ部広巳 議員 .....	142
高田千壽輝 議員 .....	152
熊井三千代 議員 .....	164

平成29年 6 月30日

出席及び欠席議員 .....	179
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	180
本議会に出席した事務局職員 .....	180
議事日程 .....	180
議会運営委員長報告について .....	181
各委員長報告について .....	182
総務委員長報告について .....	182
建設経済委員長報告について .....	184
教育民生委員長報告について .....	185
予算審査特別委員長報告について .....	186
議案の上程について .....	191
議員提出議案の提案理由の説明 .....	192
選挙第 1 号 .....	192
選挙第 2 号 .....	193

第 2 回 柳 川 市 議 会 ( 定 例 会 ) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
6 月 13 日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
6 月 14 日	水	考 案 日	
6 月 15 日	木	本 会 議	議 案 質 疑
6 月 16 日	金	考 案 日	
6 月 17 日	土	休 会	
6 月 18 日	日	休 会	
6 月 19 日	月	本 会 議	一 般 質 問
6 月 20 日	火	本 会 議	一 般 質 問
6 月 21 日	水	休 会	
6 月 22 日	木	委 員 会	
6 月 23 日	金	委 員 会	
6 月 24 日	土	休 会	
6 月 25 日	日	休 会	
6 月 26 日	月	委 員 会	予算審査特別委員会
6 月 27 日	火	休 会	
6 月 28 日	水	事務整理日	
6 月 29 日	木	事務整理日	
6 月 30 日	金	本 会 議	採決・閉会

## 第 2 回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

### 議案等

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 27 号	専決処分の承認について（専決第 1 号 柳川市税条例の一部を改正する条例）	29. 6 .15	承 認
議 案 第 28 号	平成29年度柳川市一般会計補正予算（第 1 号）について	29. 6 .30	原案可決
議 案 第 29 号	平成29年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	29. 6 .30	原案可決
議 案 第 30 号	柳川市男女共同参画推進条例の制定について	29. 6 .30	原案可決
議 案 第 31 号	柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	29. 6 .30	原案可決
議 案 第 32 号	筑後中央広域都市計画事業柳川駅東部土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29. 6 .15	原案可決
議 案 第 33 号	柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	29. 6 .15	原案可決
議 案 第 34 号	柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	29. 6 .30	原案可決
議 案 第 35 号	柳川市総合計画基本構想の策定について	29. 6 .30	原案可決
議 案 第 36 号	平成28年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	29. 6 .30	原案可決
議 案 第 37 号	柳川市公平委員会委員の選任について	29. 6 .15	同 意
議 案 第 38 号	柳川市公平委員会委員の選任について	29. 6 .15	同 意
議 案 第 39 号	柳川市教育委員会委員の任命について	29. 6 .15	同 意

議案 第40号	柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	29.6.15	同意
議案 第41号	柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	29.6.15	同意
議案 第42号	柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	29.6.15	同意
議案 第43号	柳川市固定資産評価員の選任について	29.6.15	同意
議案 第44号	地方財政の充実・強化を求める意見書について	29.6.30	原案可決
諮問 第1号	公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求に係る諮問について	29.6.30	棄却相当

#### 報 告

報告 第1号	繰越明許費繰越計算書について	29.6.13	報告
報告 第2号	事故繰越し繰越計算書について	29.6.13	報告
報告 第3号	繰越明許費繰越計算書について	29.6.13	報告
報告 第4号	柳川市水道事業会計予算繰越計算書について	29.6.13	報告
報告 第5号	柳川市土地開発公社の経営状況について	29.6.13	報告

#### 請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第7号	地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書	29.6.30	採 択

請 第 8 願 号	「柳川市民文化会館」建設計画の見直しを求める請願	29. 6 .30	不 採 択
請 第 9 願 号	請願 国会で審査中の「テロ等準備罪を新設するための法案」を廃案にするよう求める意見書を、市議会として提出すること	29. 6 .30	不 採 択

選 挙

	案 件	選 挙 日	結 果
選 第 1 号	柳川市選挙管理委員の選挙について	29. 6 .30	当 選
選 第 2 号	柳川市選挙管理補充員の選挙について	29. 6 .30	当 選

## 柳川市議会第2回定例会会議録

平成29年6月13日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	9番	近 藤 末 治
10番	佐々木 創 主	11番	荒 木 憲
12番	高 田 千壽輝	13番	諸 藤 哲 男
14番	河 村 好 浩	15番	緒 方 寿 光
16番	藤 丸 正 勝	17番	浦 博 宣
18番	樽 見 哲 也	19番	伊 藤 法 博
20番	梅 崎 和 弘	21番	三小田 一 美
22番	田 中 雅 美		

### 2.欠席議員

8番 白 谷 義 隆

### 3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次	
副市	長	成松宏	
教	育	長	日高良
総務部	長	高崎祐二	
会計管理	者	野田洋司	
市民部	長	石橋正次	
保健福祉部	長	原忠昭	
建設部	長	大淵洋祐	
産業経済部長兼大和庁舎	長	成清博茂	
教育部長兼三橋庁舎	長	田尻主範	
消	防	長	木下隆行
人事秘書課	長	田中勝裕	
総務課	長	松藤敏彦	
企画課	長	椛島謙治	
財政課	長	島添守男	
税務課	長	川口俊幸	
健康づくり課	長	大橋由美子	
福祉課	長	平田敬介	
学校教育課	長	木下隆	
生涯学習課	長	袖崎朋洋	
建設課	長	待鳥哲	
農政課	長	林誠	
水路課	長	松永泰治	

### 4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽見孝則						
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務	係	長	内田猛
議	会	事	務	局	議	事	係	長	徳永喜美香			

### 5 . 議事日程

諸般の報告について

- ( 1 ) 例月出納検査の結果について (平成29年1月分、2月分、3月分)
- ( 2 ) 全国市議会議長会の表彰状伝達について



( 3 ) 市長の所信表明について

日程( 1 ) 議会運営委員長報告について

日程( 2 ) 会議録署名議員の指名について

日程( 3 ) 議案等の上程について

議案第27号 専決処分の承認について( 専決第1号 柳川市税条例の一部を改正する条例 )

議案第28号 平成29年度柳川市一般会計補正予算( 第1号 ) について

議案第29号 平成29年度柳川市下水道事業特別会計補正予算( 第1号 ) について

議案第30号 柳川市男女共同参画推進条例の制定について

議案第31号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 筑後中央広域都市計画事業柳川駅東部土地地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 柳川市総合計画基本構想の策定について

議案第36号 平成28年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第37号 柳川市公平委員会委員の選任について

議案第38号 柳川市公平委員会委員の選任について

議案第39号 柳川市教育委員会委員の任命について

議案第40号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第41号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第42号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第43号 柳川市固定資産評価員の選任について

諮問第1号 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求に係る諮問について

日程( 4 ) 報告について

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

報告第2号 事故繰越し繰越計算書について

報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

報告第4号 柳川市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第5号 柳川市土地開発公社の経営状況について

日程(5) 請願について

請願第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書

請願第8号 「柳川市民文化会館」建設計画の見直しを求める請願

請願第9号 請願 国会で審査中の「テロ等準備罪を新設するための法案」  
を廃案にするよう求める意見書を、市議会として提出すること

午前10時 開会

議長(田中雅美君)

おはようございます。本日の出席議員21名、定足数であります。よって、ただいまから平成29年第2回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されておりますので、御報告をいたします。

次に、去る5月24日、東京国際フォーラムにおいて開催されました第93回全国市議会議長会定期総会で、浦博宣議員が議員15年表彰を、近藤末治議員、白谷義隆議員、荒巻英樹議員が議員10年表彰を受けられておりますので、ただいまから全国市議会議長会会長にかわりまして表彰状の伝達を行います。

表 彰 状

柳 川 市

浦 博 宣 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第93回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成29年5月24日

全国市議会議長会

会 長 山 田 一 仁

〔拍手〕

表 彰 状

柳 川 市

近 藤 末 治 殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第93回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成29年 5 月24日

全国市議会議長会

会 長 山 田 一 仁

〔拍手〕

表 彰 状

柳 川 市

白 谷 義 隆 殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第93回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成29年 5 月24日

全国市議会議長会

会 長 山 田 一 仁

〔拍手〕

表 彰 状

柳 川 市

荒 巻 英 樹 殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第93回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成29年 5 月24日

全国市議会議長会

会 長 山 田 一 仁

〔拍手〕

議長（田中雅美君）

次に、4月の市長選挙において当選されました金子市長から所信表明の申し出がっておりますので、市長の発言を許します。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。本定例会は、私の3期目の市長就任後、初めての定例会でございます。そこで、皆様方に対するお礼と今後の市政運営について私の所信の一端を述べさせていただきます、議員の皆様並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願いするものです。

このたび、市民の皆様から多大なる御信任をいただき、引き続き市政のかじ取りを務めさせていただくことになりました。市民の皆様の御支援に感謝を申し上げますとともに、責任の重さをひしひしと感じているところでございます。

これまで2期8年間を全力で務めてまいりました。今まで積み上げてまいりました多くの成果を礎に、これからも市民の皆様の御期待に応えることができるよう、全力投球で取り組んでまいり所存です。

私の市政に対する思いは、8年前に市長に就任したときといささかも変わるものではございません。これからも皆さんと一緒に考え、一緒に行動し、魅力あふれる柳川市をつくっていくことをお約束いたします。

さて、3期目のスタートとなる本定例会には、今後の市政運営に関する重要な議案を提案いたしております。1つは、本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための第2次柳川市総合計画基本構想であり、もう一つは、それを実現していくための政策的予算であります。

総合計画の策定に当たっては、高校生や女性へのアンケート、パブリックコメントなど多くの市民の意見を取り入れております。さまざまな職種の最前線で活躍されている方に公募委員3名を加えて構成しました総合計画審議会に諮問して御審議をいただき、本年2月に答申をいただいたところです。

この総合計画については、平成27年10月にまち・ひと・しごと創生法の規定により策定しました柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を包括した形で策定しております。

少子・高齢化や人口減少が進む中、市民の皆様が本市の魅力に誇りと愛着を持ち、若い世代が安心して子育てができ、住みやすい環境や地域の特徴を生かした仕事を確保することで、将来にわたって活力ある地域社会を目指すものです。

その将来像「水と人とまちが輝く柳川」を実現するために、4つの政策目標と24の施策目標を基本方針として、平成36年度までの今後8年間のまちづくりを示すものです。

この総合計画の4つの政策目標に合わせ、私の施策の一端を述べさせていただきます。

まず、1点目の政策目標を「柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つふるさとづくり」としています。

一人でも多くの市民が「柳川が好き！」と胸を張って言えるように、また、柳川に愛着や誇りを持ち、共感を呼ぶ活動を起こし、発信していく人をふやすような取り組みを進めていきます。

主な取り組みについて申し上げます。

本市の文化芸術の拠点施設として、市民文化会館の建設にいよいよ着工いたします。「水の上に浮かぶ柳川の舞台」をコンセプトに、柳川の掘割と建物が一体となって形づくる劇場空間、豊かな音響と演出可能性を秘めたホールなど、水郷柳川にふさわしい建物になると確信しています。

次に、一昨年、市へ寄贈された旧綿貫家住宅の改修を、県の個性ある地域づくり推進事業の認可を受け、行います。今後、芸術家等を対象に、武家屋敷という柳川の文化的資産を活用した空間での創作活動など、柳川でしかできない体験を市内外へアピールしていきます。そうすることで、歴史好きや文化芸術愛好者などに対する興味や関心を高め、将来的な移住者獲得へつなげてまいります。

また、男女が性別にかかわらず、みずからの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会をつくるのが大切との認識のもと、「男女が共に輝き、支え合うまちづくり」を目指して、第3次柳川市男女共同参画計画を本年3月に策定いたしました。これにあわせて、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に、柳川市男女共同参画推進条例を提案いたしております。

さらに、昨年11月に実施した台湾への観光誘致活動、やさしい日本語ツーリズムの実施によるインバウンドの推進を図っていきます。「はっきりと、最後まで、短く」を基本とするやさしい日本語を進めることで、アジアからの観光客を中心に、市民と触れ合うきっかけをつくり、柳川のおもてなしにつなげてまいります。

そのほかにも、「柳川人物伝」等を活用した授業の実践など、伝統と文化を尊重し、郷土を愛する心を育みます。また、おもてなし市民会議を中心に、市民を挙げての「おもてなしの心日本一」のまちを実現するための活動を今後も継続していきます。

2点目の政策目標は「若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるひとづくり」としています。

若い世代の市民が子育てや暮らしやすさを実感しながら柳川市に住み続けられるよう、環境整備に取り組んでいきます。

主な取り組みについて申し上げます。

保護者や地域が学校のさまざまな課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子供たちの成長を支えていくための仕組み、コミュニティ・スクールを推進し、地域とともにある学校づくりを進めてまいります。

学校関係者と放課後関係者が情報や課題を共有し、学校・家庭・地域の連携、協働体制を構築することで、地域の力を学校運営に生かしていくことが重要となります。このため、今年度から小学校2校、中学校1校を研究校として実施し、取り組んだ研究の成果や課題を踏まえ、平成32年度までに市内全小・中学校への導入を目指します。

施設面としては、これまで重点項目として施設の耐震化や市内全校への空調設備の整備を

図ってまいりました。それらに加え、今年度からは、家庭でのトイレの洋式化に伴い、学校においても、洋式トイレの前に行列をつくる現状を踏まえ、学校現場と協議を行いながら、学校トイレの洋式化を進めていきます。

また、これまで学力向上支援講師の配置やスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー及び特別支援教育支援員の配置など他市にないような充実した事業を行ってきました。今年度からは子供の言葉や発達、子供とのかかわり方に悩んでいる親が安心して相談できる相談窓口を設置します。1歳6カ月児健診や3歳児健診時に言語聴覚士や特別支援学校教諭などの専門スタッフを配置し、親子の継続的な支援につなげていきます。

次に、移住・定住に関することですが、新築、もしくは中古の住宅を取得した45歳以下の方に対し、固定資産税相当の金額をやなぼのポイントで交付し、市内経済の好循環につなげる住みたい柳川応援事業を実施します。

あわせて、平成24年度から始めた空き家バンクについては、登録件数も少なく危険家屋が多い状況です。今年度からは官民連携で不動産業者と連携し、売却や賃貸が容易な優良物件の登録に努め、空き家の解消とあわせて成約件数の増加につなげていきます。

また、このような市からの助成事業と連動させ、銀行との連携協定を結ぶことで、住宅ローン等の貸し出し利率の優遇も見込めることとなっています。

そのほかにも、未利用の市有地の活用につきましては、昨年度実施した中山住宅跡地を市内への定住希望者を対象に公売したところ、4区画全てが完売いたしました。そのため、ほかの市有地の中から分譲に適した土地を選定するに当たり、アドバイザーから専門的な見地による現実的で効果的な開発、整備の意見を聴取したところです。この意見をもとに、今後も未利用市有地の売却を進め、定住人口の増加に努めてまいります。

3点目の政策目標は「水郷柳川の風情や快適さに共感し人を惹きつけるまちづくり」としてしています。

市民みずからが柳川の魅力を発信することで市民の満足度を高めるとともに、より多くの人が柳川の魅力に引きつけられ、定住者の増加という好循環につながるよう、柳川の特徴を生かした情報発信や転入者支援、健康寿命の延伸につながる取り組みを行っていきます。

主な取り組みについて申し上げます。

ことしは立花宗茂公生誕450年、2020年には柳川再封400年の節目の年となっています。この機会を捉え、立花宗茂公、閻千代姫を主人公にしたNHK大河ドラマの招致活動を行っていきます。九州を代表する武将、立花宗茂公とその妻、閻千代姫は、小説はもちろん、今やアニメやゲームでも取り上げられるほど世代を問わず高い人気を誇っています。

大河ドラマの題材に必要な条件、エピソードの豊富さ、しっかりと時代考証できる学術書があることや人気脚本家が描きたくするような人物像など、全ての条件を満たしているところです。何よりも宗茂公の人物、忠義を尽くし、真っすぐな生き方を貫いた姿を、柳川の歴

史とあわせて市民の皆様にも、そして全国の皆さんにも伝えていきたいものです。経済波及効果もさることながら、とりわけ子供や若い人たちが柳川の歴史に高い関心を抱き、長い目で見て子供の成長や人間力の強化に役立ち、地域愛が芽生えるものと思います。

次に、健康寿命の延伸については、福岡県介護保険広域連合の地域支援事業を活用し、認知症の高齢者並びにその家族の介護負担を軽減するとともに、住みなれた地域で安心して尊厳のある生活を継続できる地域づくりを目的とする認知症カフェの運営を将来的に各小学校区に1カ所開設できるよう努めます。

あわせて、市内のコミセンを活用して、介護認定を受けていない高齢者の自立した生活を継続するために、筋力トレーニングや認知症機能訓練などの介護予防事業の参加者の倍増を目指していきます。

また、全国的に高齢ドライバーによる交通事故が発生し、社会問題となる中、高齢者運転免許証自主返納者へのタクシーチケット助成を行うことで、自主返納の呼び水とし、事故減少と交通安全の推進を図っていきます。

さらに、本市の歴史文化を育んだ特色ある文化遺産である国指定名勝の水郷柳河すいきょうやながわの円滑な保存活用を図っていきます。北原白秋先生の顕彰とあわせ、本市の景観行政、水環境の保全等の関連事業と連携を深めながら、水郷景観の後世への継承を図るため、2年間かけて保存計画を策定いたします。

そのほか、みやま市と一緒に取り組んでいます火葬場については、昨年12月に地元との広域火葬施設に関する基本合意ができ、今後、着工に向けた準備を行い、平成31年度中の供用開始を目指します。あわせて、ごみ焼却施設については、本年3月に地元との基本合意、5月には環境保全協定の合意が得られました。今後、着工に向けた準備を行い、平成33年度末からの供用開始を目指していきます。どちらとも、施設を受け入れてくださった地元の方々に、この場をおかりしまして感謝を申し上げます。

また、三橋筑紫橋線都市計画街路事業、国道443号バイパスの延伸につきましては、県の事業ではありますが、ことし3月に事業化が決定されましたので、今後、地元説明会や測量が始まるものと思われます。今後も事業進捗に向け、努力してまいります。

4点目の政策目標は「柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり」としています。

市民の誇りと愛着によって地域の資源が磨き上げられ、強いブランド力を持って柳川市の魅力を発信し、稼ぐ力に結びつくよう、地域資源を活用した産業競争力の強化と後継者づくりに取り組めます。

主な取り組みについて申し上げます。

有明海や干拓地など魅力ある地域資源を有効活用し、地域住民と観光客との交流を通して有明海ツーリズムの振興を図り、地域消費額、交流人口の増加及び滞在力強化に努めていきます。

昨年、まだその魅力を余り知られていない日本一の干満差を誇る有明海や干拓地などの地域資源を活用し、観光客の滞在時間の延長、観光消費額の拡大を図るため、地元の方々の御協力のもと、柳川むつごろう会を発足しました。くもで網漁、ムツかけ、ノリすき体験等を通して、魅力発信に努めているところです。

また、本年3月に予算化していただいた地方創生拠点整備交付金を活用して、むつごろうランド及びその周辺を整備いたします。これまでの城下町水郷の市街地観光と大自然を体験できる有明海沿岸地域とをループ化させるとともに、柳川むつごろう会との連携を図りながら滞在力を強化し、日帰り・通過型観光から宿泊型観光への転換を図ってまいります。

次に、3月に柳川市障害者自立支援協議会から提言書をいただき、障害者や高齢者の目線でも市内の観光資源及び交通機能が充実することを目指し、おもてなしバリアフリーマップを制作され、その版權を市にいただいたところです。

この貴重な取り組みを生かし、観光に行けるかどうかの判断が可能となるように、最も重要なトイレ情報や段差の有無などを記載したバリアフリーマップを作成し、幅広い観光客の誘致に活用していきます。

さらに、農家所得の向上や安定的な経営を展開していく上では、米、麦、大豆の生産のみではなく、野菜等の園芸品目を取り入れた多角的な経営が必要となってきます。そのため、県、JA、集落営農組織や市場関係者等による研究会を設立し、作物の研究や試作規模を拡大するとともに、期間も延長することで、柳川の特産物としての新規作物の開発に取り組んでまいります。

そのほか、柳川に住み続けたい、就職したいという若者がいるにもかかわらず、十分な就職活動ができず、人口の流出が進み、企業の後継者や人材不足が深刻化している状況にもあります。

そのため、学生の職業選択能力や職業意識の向上のため、昨年度から実施しているオープン・ファクトリーや短期無給型の職場体験、インターンシップや長期有給型のパイターンシップをさらに進めることで、学生と企業とのマッチング支援に努めていきます。そうすることで、人口流出の抑制や市内企業のイメージ発信に努めていきます。

最後に、消費者保護の充実であります。

最近では、市役所などの行政機関をかたる還付金詐欺などが急増しているほか、スマートフォンや電子マネーの普及に伴い、インターネット関連の消費者被害が急増しています。

今後は、本市に設置しています柳川・みやま消費生活センターの機能強化に努めるとともに、地域や職場における消費者教育推進のために消費生活サポーターを育成し、消費者被害の未然防止や拡大防止に努めていきます。今後も市民の皆様が安全で安心して暮らせる地域社会づくりのために全力で取り組んでいく所存です。

以上、意を尽くしますが、市政運営に関する私の所信の一端を申し述べさせていただきます



ました。

一方で、限りある財源をいかに有効に活用していくかが課題となります。提案しています基本構想の将来像を具体化するためには、今後、さらに展開すべき事業を見出す必要が生じると考えます。これらの事業を実施するための財源を捻出するためには、既存事業をいま一度見直し、事業廃止、縮小の覚悟も必要となってきます。そのためには、市民の皆様と一緒に考え、ともに未来の柳川を担う子供たちが夢と希望の持てるまちづくりを目指していかなければなりません。

今後とも職員とともに全力で取り組んでまいりますので、どうか市民の皆様、議員の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げまして、所信表明とさせていただきます。

議長（田中雅美君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（梅崎和弘君）（登壇）

どうも皆さんおはようございます。平成29年第2回柳川市議会定例会の会期日程などについて、6月9日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日6月13日から6月30日までの18日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、14日は考案日、15日を議案質疑、16日は考案日、17日、18日は休日で休会、19日、20日、21日を一般質問、22日、23日を委員会、24日、25日は休日で休会、26日、27日を予算審査特別委員会、28日、29日は事務整理日、30日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案の上程についてで、議案第27号から議案第43号までの17議案及び諮問第1号の一括上程であります。

日程4が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしております。

日程5が請願についてであります。

本定例会に請願3件が提出されております。請願第7号及び請願第9号は総務委員会に審査を付託、請願第8号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑についてであります。

初めに、議案第27号を議題とし、質疑終了後、即決といたしております。

次に、議案第28号及び議案第29号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第28号は予算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第29号は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第30号から議案第34号までの5議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第30号及び議案第31号は教育民生委員会に審査を付託、議案第32号及び議案第33号は即決、議案第34号は総務委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第35号及び議案第36号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第35号は総務委員会に審査を付託、議案第36号は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第37号から議案第43号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、7議案は即決といたしております。

次に、諮問第1号を議題とし、質疑終了後、教育民生委員会に審査を付託といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（田中雅美君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

## 日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（田中雅美君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、7番熊井三千代議員及び16番藤丸正勝議員を指名いたします。

## 日程第3 議案等の上程について

議長（田中雅美君）

日程3．議案等の上程について。

議案第27号から議案第43号までの17議案及び諮問第1号を一括上程いたします。

初めに、議案第27号から議案第36号までの10議案について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程 3 . 議案第27号の専決処分の承認 1 議案、議案第28号、議案第29号の補正予算 2 議案及び議案第30号から議案第36号までの 7 議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第27号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

本案は、平成29年 3月31日付で地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分をしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

これは平成29年 3月31日に公布された地方税法等の一部改正が同年 4月 1 日から施行されるのに伴い、条例の一部を改正したものです。

主な改正の内容を申し上げますと、軽自動車税におけるグリーン化特例の 2 年延長や被災住宅用地に係る特例措置の拡充及び肉用牛の売却による事業所得の特例の延長などで、あわせて条文の整備を行ったものです。

次に、議案第28号 平成29年度柳川市一般会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

本年度の当初予算につきましては、経常的経費を中心に、いわゆる骨格予算として編成したところでございます。

したがいまして、今回の補正予算は、総合戦略の 4 つの政策目標を実現するための事業費のほか、当初予算編成時点で保留していた事業費が主なものであります。

なお、総合戦略の 4 つの政策目標及び本市の将来像に対する私の基本的な考え方につきましては、先ほどの所信表明で申し上げたとおりでございます。今回の補正予算につきましては、その具現化を図るための経費を計上しております。

今回の補正予算の規模といたしましては、補正前の予算額27,035,000千円に3,018,419千円を追加し、歳入歳出それぞれ30,053,419千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容を歳出から御説明申し上げます。

まず、2 款 . 総務費では、高齢者運転免許証自主返納者タクシー助成事業費2,600千円、ガードレール等の安全施設の整備費15,400千円、新築、もしくは中古の住宅を取得した45歳以下の方に対し、50千円のやなぼポイントを交付する事業のためのチラシ印刷費100千円、移住体験施設「もえもん家」の耐震補強事業費754千円などを計上しております。

3 款 . 民生費では、豊原校区学童保育所専用施設建設に伴う設計業務委託料1,200千円、保育所の非常通報装置・防犯カメラ設置のための防犯対策強化整備事業費補助金33,000千円、就労相談支援員配置のための生活困窮者自立支援費2,722千円などを計上しております。

4 款 . 衛生費では、健診などの際に発達相談、育児相談を行う専門性の高いスタッフを配置するために子ども発達支援事業費1,088千円、県の補助対象経費が追加されたことによる小型合併処理浄化槽設置事業補助金13,000千円、リサイクルセンター施設整備基本計画策定業務委託料2,800千円などを計上しております。

6 款 . 農林水産業費では、柳川農業協同組合が実施するカントリーエレベーター再編事業

への産地パワーアップ事業費補助金62,960千円、自作農地を3年以上貸し付けた農地所有者に交付する力強い水田農業確立事業費補助金14,270千円、新規作物への取り組みをより充実させた頑張る農業応援事業費3,640千円、土地改良区が実施する暗渠排水工事への農地耕作条件改善事業補助金62,090千円、水路保全工事や維持を行うクリーク管理費130,000千円、橋本排水機場北側の三連樋門ゲートを改修する湛水事業費10,000千円を計上しております。

7款・商工費では、住宅を市内の事業者が請け負って改修する場合に一定の助成を行う住宅リフォーム助成事業補助金3,000千円、むつごろうランド内のイベントスペース整備費等52,000千円、立花宗茂公再封400年の2020年にNHK大河ドラマ招致を目指すための大河ドラマ招致委員会負担金9,700千円、外からの目線で柳川の魅力を発掘し、郷土愛を醸成するための地域資源の物語を紡ぐ柳川プロモーション事業費2,665千円などを計上しております。

8款・土木費では、道路維持補修費127,500千円、道路新設改良費117,500千円、橋りょう新設改良費6,000千円のほか、塩塚川高潮対策番所橋架替事業費14,400千円、外堀線の護岸整備補修等のために内堀・外堀線管理費4,200千円、柳川庁舎前から筑紫橋区間の整備のための三橋筑紫橋線都市計画街路事業負担金15,000千円、柳川市公営住宅等長寿命化計画に基づき老朽化した柳河団地の建てかえ事業を行う柳河団地（仮称）建設事業費30,030千円などを計上しております。

9款・消防費では、消防団退職者数の増加及び永年勤続団員の退団により消防団員退職報償費など3,708千円を計上しております。

10款・教育費では、通学路安全対策費7,600千円、学校施設の整備に関し、トイレ洋式化のための経費として小・中学校の修繕費36,000千円、豊原小学校校舎大規模改造工事に伴う設計業務委託料5,210千円を計上するとともに、学校運営に地域とともに取り組むコミュニティ・スクール導入事業費843千円を計上しております。

社会教育費に関しましては、市民文化会館（仮称）整備推進費2,069,976千円、旧綿貫家住宅改修事業費10,330千円、生涯学習センター及びコミュニティセンターの多目的トイレ改修事業費1,800千円を計上したほか、文化財の災害復旧及び修理等に対する補助金等25,496千円、名勝指定を受けた水郷柳河すいきょうやながわの良好な管理活用を図るための名勝水郷柳河すいきょうやながわ保存活用事業費4,000千円などを計上しております。

保健体育費に関しましては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの振興と地域の活性化、国際交流の推進を図るためのオリンピックキャンプ誘致事業負担金2,200千円、柳川市民体育館の雨漏りに対する防水補修工事費51,700千円を計上しております。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、13款・国庫支出金では、保育所等整備交付金22,000千円や社会資本整備総合交付金13,500千円など、43,479千円を増額しております。

14款・県支出金では、個性ある地域づくり推進費や力強い水田農業確立事業費など35,505千円を増額しております。

16款・寄付金では、教育費寄付金1,000千円を増額しております。

17款・繰入金では、財政調整基金3億円を、また、ふるさと元気応援基金については、大河ドラマ招致事業に9,700千円を繰り入れることとしております。

18款・繰越金では318,209千円を増額しております。

19款・諸収入では、みやま市との一般廃棄物処理施設整備事業費負担金やコミュニティ助成金など31,526千円を増額しております。

20款・市債では2,279,000千円を増額しております。これは地方債対象事業費の増額によるものであります。

このほか、第2表 継続費では、平成29年度から平成31年度の3カ年間で期間とする市民文化会館（仮称）整備推進費を御提案しております。

第3表 債務負担行為補正では、本年度に予定しております高齢者運転免許証自主返納者タクシー助成費など4件について追加して御提案しております。

第4表 地方債補正では、柳川観光第2のエンジン創出事業費など7事業について追加及び借り入れ限度額の変更を御提案しております。

次に、議案第29号 平成29年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成29年3月定例会において御承認いただきました公営企業会計移行業務委託料の債務負担行為につきまして負担期間を変更するものであります。

次に、議案第30号 柳川市男女共同参画推進条例の制定について御説明申し上げます。

人口減少や少子・高齢化が進展する中、社会の多様性と活力を高め、地域を初めとする日本経済の発展を図るためには、男女間の実質的な機会の平等を保障することが必要であると言われております。そのためにも、全ての個人がお互いを尊重し、ともに責任を担い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が強く求められております。

本案は、柳川市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第31号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されたことにより、柳川市国民健康保険税の低所得者に係る保険税軽減対象の拡大について改正を行うものであります。

次に、議案第32号 筑後中央広域都市計画事業柳川駅東部土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、4月の機構改革により、土地区画整理事業の事務所が三橋庁舎から柳川庁舎に変更となったため、事務所所在地の変更を行うものであります。

次に、議案第33号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律の改正により、支給対象及び扶養手当の支給額が改定されたため、本法律に準じています非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正がなされました。これにより、本政令に準じています条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第34号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、防火対象物の消防用設備等の状況の公表が平成30年4月1日から施行されることに伴い、条例を整備するものです。

内容は、不特定多数の方が利用する建物で、消防の立入検査において消防用設備の未設置違反が認められた建物の情報を消防本部のホームページで公表し、利用者みずからが情報を入手して建物利用を判断できるようにするものであります。

次に、議案第35号 柳川市総合計画基本構想の策定について御説明申し上げます。

本案は、柳川市の総合的かつ計画的な市政運営を図るため、第2次柳川市総合計画基本構想を策定するもので、柳川市総合計画条例第7条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

この総合計画は、平成27年10月に策定しました柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略をもとに、将来像「水と人とまちが輝く柳川」を実現するため、4つの政策目標と24の施策目標を基本方針として、本市の今後8年間のまちづくりを示すものであります。

次に、議案第36号 平成28年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

本案は、平成28年度に生じた利益剰余金の処分を行うため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

処分の内容については、平成28年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金430,530,359円のうち82,000千円を減債積立金に積み立て、残余を平成29年度に繰り越すものであります。

以上、御説明申し上げますが、どうぞよろしく御審議の上、御承認、御決定くださいま

すようお願いを申し上げます。

議長（田中雅美君）

次に、議案第37号から議案第43号までの7議案及び諮問第1号について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

それでは続きまして、議案第37号から議案第43号までの人事案件7議案及び諮問1件につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第37号 柳川市公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、本市公平委員会の佐藤健二委員の任期が平成29年7月7日をもって満了となるため、後任の委員に再度同氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第38号 柳川市公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、本市公平委員会委員でありました境照廣氏が平成29年3月31日をもって委員を辞職されたため、後任の委員に原田晴美氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第39号 柳川市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、本市教育委員会の江口正基委員の任期が平成29年7月7日をもって満了となるため、後任の委員に再度同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第40号から第42号までの柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

これら3議案は、本市固定資産評価審査委員会の3名の委員の任期が平成29年7月7日をもって満了となるため、後任の委員に議案第40号では武藤かよ子委員、議案第41号では川口敬司委員、議案第42号では山田敏昭委員を再度選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第43号 柳川市固定資産評価員の選任について御説明申し上げます。

本案は、本市固定資産評価員に川口俊幸税務課長を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第1号 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求に係る諮問について御説明申し上げます。

本案は、暴力的不法行為を行ったため柳川総合保健福祉センター「水の郷」への1年間の入館禁止処分を受けた住民から、その取り消しを求める審査請求があったので、これに対する裁決を行うに当たり、地方自治法第244条の4第2項の規定により議会に諮問し、意見を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御同意、御答申くださいますようお願いを申し上げます。

#### 日程第4 報告について

議長（田中雅美君）

日程4 . 報告について。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について、報告第2号 事故繰越し繰越計算書について、報告第3号 繰越明許費繰越計算書について、報告第4号 柳川市水道事業会計予算繰越計算書について及び報告第5号 柳川市土地開発公社の経営状況について市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程4 . 報告第1号から第5号まで御説明申し上げます。

まず、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成28年度一般会計補正予算（第3号）等において御承認いただきましたピアス跡地土壌調査事業費ほか29件の繰越明許費予算について、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり3,132,979,330円を平成29年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第2号 事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成28年度柳川市一般会計予算で実施することといたしておりました水路保全整備事業費について、平成28年度内での完成が不可能となったため、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、別紙、事故繰越し繰越計算書のとおり16,135,200円を平成29年度へ繰り越しましたので、同法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第3号 繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成28年度下水道事業特別会計補正予算（第1号）において御承認いただきました公共下水道事業費の繰越明許費予算について、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり71,651千円を平成29年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第4号 柳川市水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成28年度柳川市水道事業会計予算で実施することといたしておりました柳川（出の橋）添架管路支持金物設計・製作・設置工事に関する委託業務について、福岡県及び各占用事業者との工程協議の結果、受託者の工期が延長されたことに伴い、平成28年度内で完了することができませんでした。

このため、地方公営企業法第26条第1項の規定により、別紙、水道事業会計予算繰越計算書のとおり3,791,880円を平成29年度へ繰り越しましたので、同法第26条第3項の規定によ



り報告するものであります。

次に、報告第5号 柳川市土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市の出資法人であります柳川市土地開発公社の経営状況を当該公社の決算書等に基づき報告するものであります。

平成28年度の経営実績については、損益計算書に示しておりますように、事業収益、事業外収益を合わせた収益は1,784円、事業原価、販売費及び一般管理費、事業外費用を合わせた費用は71,158円となっており、収入支出差し引き69,374円の純損失を生じております。

また、貸借対照表に示しておりますように、流動資産は現金預金を保有しており、固定資産は保有しておりません。固定負債についても、負債はございません。

平成29年度事業については、公共用地管理費として3千円を計上しております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（田中雅美君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

#### 日程第5 請願について

議長（田中雅美君）

日程5 請願について。

本定例会に受理いたしました請願は3件であります。

お諮りいたします。請願第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書は、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本請願は総務委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。請願第8号 「柳川市民文化会館」建設計画の見直しを求める請願は、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第9号 請願 国会で審議中の「テロ等準備罪を新設するための法案」を廃案にするよう求める意見書を、市議会として提出することは、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本請願は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時59分 散会

## 柳川市議会第2回定例会会議録

平成29年6月15日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	8番	白 谷 義 隆
9番	近 藤 末 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	14番	河 村 好 浩
15番	緒 方 寿 光	16番	藤 丸 正 勝
17番	浦 博 宣	18番	樽 見 哲 也
19番	伊 藤 法 博	20番	梅 崎 和 弘
21番	三小田 一 美	22番	田 中 雅 美

### 2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副	市長	成松宏良
教	育長	日高良二
総	務部長	高崎祐司
会	計管理	野田洋次
市	民部長	石橋正昭
保	健福祉部長	原忠昭
建	設部長	大淵洋祐
産	業経済部長兼大和庁舎長	成清博茂
教	育部長兼三橋庁舎長	田尻主範
消	防長	木下隆行
人	事秘書課長	田中勝裕
総	務課長	松藤敏彦
企	画課長	椛島謙治
財	政課長	島添守男
税	務課長	川口俊幸
健	康づくり課長	大橋由美子
福	祉課長	平田敬介
学	校教育課長	木下隆洋
生	涯学習課長	袖崎朋洋
建	設課長	待鳥哲
農	政課長	林誠
水	路課長	松永泰治
人	権・同和対策室長	田中利博
都	市計画課長	高須亨

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会事務局	樽見孝則
議	会事務局次長兼庶務係長	内田猛
議	会事務局議事係長	徳永喜美香

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

- 議案第27号 専決処分の承認について（専決第1号 柳川市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第28号 平成29年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第29号 平成29年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第30号 柳川市男女共同参画推進条例の制定について
- 議案第31号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 筑後中央広域都市計画事業柳川駅東部土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 柳川市総合計画基本構想の策定について
- 議案第36号 平成28年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第37号 柳川市公平委員会委員の選任について
- 議案第38号 柳川市公平委員会委員の選任について
- 議案第39号 柳川市教育委員会委員の任命について
- 議案第40号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第41号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第42号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第43号 柳川市固定資産評価員の選任について
- 諮問第1号 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求に係る諮問について

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（田中雅美君）

日程1．議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いをしておきます。

議案第27号 専決処分の承認について（専決第1号 柳川市税条例の一部を改正する条例）

を議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第28号 平成29年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について及び議案第29号 平成29年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

10番（佐々木創主君）

一般会計補正予算（第1号）の予算書の42ページの中に、三橋筑紫橋線都市計画街路事業負担金15,000千円計上してあるわけですが、この事業の今年度の事業内容、それと、県事業ですから、今年度の県の全体事業費を教えてください。

それと、これは単年度で終わる事業じゃないと思いますので、スケジュールですね、今年度からどういう進捗で進んでいくのかということと全体の事業費をお願いします。

都市計画課長（高須 亨君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

今年度の事業内容は詳細設計、そして、橋梁設計等を行う予定とのことでございます。

また、事業費につきましては、本年度、福岡県で60,000千円を計上されているということでございます。25%の15,000千円を柳川市の負担金として計上させていただいております。また、最終的には実際に委託業務の発注の際、確定するというふうに思われます。

また、全体事業費につきましては、平成28年3月議会の中で答弁させていただいておりますとおり、概算ではございますけれども、過去に整備された区間を参考に、景観対策も含めまして約20億円を見込んでいます。

また、スケジュールにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成29年度は詳細設計、橋梁設計等を行う予定で、平成30年度以降に用地測量、物件補償等に入っていくことになるのではないかと考えております。

予算の状況、用地交渉の状況など、さまざまな要因がございますので、具体的なタイムスケジュールは決まっておりますけれども、事業期間としては、同じ路線の東側を整備したときに10年を要しておりますので、今回も同等の期間を要するのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それで、この路線は市役所の前の道路ですね、その西側の龍眼科から西に行って、グッデイのところまで、私の住んでおる新外町も通るわけで、私も非常に利便性が向上しますし、鍛冶屋町の交差点が非常に混雑するというので、昭代の方々も非常に喜ばれる事業だと思います。さらに、我が町内は非常に住宅密集地区で、狭隘路線で緊急車両が入りにくいということで、非常に効果の上がる事業であります。

ただ、1つ懸念をするのが、この路線が景観条例で指定をする重要地区、城堀地区ですね、そこを通過する。そして、橋梁がかかる。ましてや一昨年指定を受けた名勝の部分も通過する。そこに新たな建築物をつくらざるを得なくなるわけですが、その景観条例、名勝との整合性といいますか、関連といいますか、どうなっていくのか、ちょっと私はそこを心配するんですが、いかがでしょうか。

都市計画課長（高須 亨君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

三橋筑紫橋線の整備に伴います名勝との整合性につきましては、名勝の指定以前に文化庁との協議を行っております。指定区域に影響がある箇所では、名勝の現状変更の手続きが必要となりますけれども、柳川市景観計画の景観形成基準に照らして、水郷景観に配慮された整備を進めれば許可には問題ないというふうな見解をいただいております。

また、景観条例との整合性につきましては、届け出の対象行為となるものにつきまして、景観法第16条第5項に基づき、事業主体からの行為の通知書の提出が必要でありますので、内容を精査の上、場合によりましては協議を行い、整合を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、景観につきまして、平成27年度に市の景観アドバイザーでもあります学識経験者、

そして、沿線行政区長を初め、柳川市観光協会、沿線住民、柳城中学校のPTA、そして、柳川高等学校及び伝習館高等学校の学生の皆さんに参加していただきまして、この道路整備における景観というテーマについて、その年9月から4回、懇話会を開催し、整備のあり方、配慮事項について意見の集約を図ってまいっております。整備の方針といたしまして、1つ、歩行者、自転車に配慮した利用しやすい道、2つ目に、城下町の雰囲気を残した歴史的な趣のある道、3つ目に、水郷柳河すいきょうやながわにふさわしい水面と調和した道、以上の3点を道路づくりのあり方といたしまして、景観に配慮した整備につきまして福岡県と協議し、整備を進めてまいります。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それで、景観条例に関して県が柳川に通知をすると。通常の場合は届け出をして許可云々という話になると思うんですが、公共同士ですから、そういうことだと思うんですが、それで、名勝について水郷景観に配慮、歴史文化に調和したと。ただ、この道は幹線道路ですよ。恐らく今の鍛冶屋町から京町から西鉄柳川駅に至る車のほとんどがこっちを歩いていて、柳川にとって重要な幹線道路にもなり得る道路と。それで、景観に配慮し、壊さないようにと。非常に難しい部分だと思うんですけどね、その辺のところは、ただ近代的な橋ではなくて、よく専門家、ただ東大の先生とかそういうことではなくて、地元の関係者ともさらに協議をしっかりと進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長（田中雅美君）

答弁要りませんか。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

都市計画課長（高須 亨君）

今、佐々木議員が言われましたように、この道路につきましては幹線道路でもございます。車道部分、そして歩道部分とございますので、そういった水郷柳河すいきょうやながわ、城下町にふさわしい色合いとか、そういう風合いを保ちながら整備のほうを福岡県と協議して進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第28号 平成29年度柳川市一般会計補正予算（第1号）については、本年度当初予算が4月の市長選挙に伴い骨格予算で編成されていることから、本案はその肉づけ予算として位置づけられていますので、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、全議員22名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました全議員22名を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に予算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第29号 平成29年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第30号 柳川市男女共同参画推進条例の制定について

議案第31号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 筑後中央広域都市計画事業柳川駅東部土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について  
及び議案第34号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

の以上5議案を一括議題といたします。

5議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

10番（佐々木創主君）

議案第30号の柳川市男女共同参画推進条例の制定について質疑をさせていただきます。

まず、第2条に定義として、市民、事業者の定義があるんですが、通常、市民という場合、ほとんどの条例が「市内に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者」とあるんですが、この条例の中には「市内を活動の拠点とする者」とあるんですが、なぜこの文言が入ったのか。

それから、第3条第2号に基本理念として「社会制度や慣行による固定的な男女の役割分担意識」とあるんですが、この固定的役割分担というのはどういうものを指していらっしゃ

るのか。

それから、第11条、男女共同参画を推進するに当たって、市は「市民及び事業者の理解を深めるために、情報提供、普及啓発その他必要な措置」とありますが、その他必要な措置とはどのようなものを想定してあるのか。

そして、第12条、市の積極的改善措置、「事業者の方針の立案及び決定過程への女性の参画を促進するため、当該事業者に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行う」とは、どのような支援を行われるのか。

そして最後に、第15条、苦情処理、「市民又は事業者から苦情の申出があった場合は、当該申出を適切に処理しなければならない。」とありますが、その辺の内容を教えてください。

保健福祉部長（原 忠昭君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の男女共同参画推進条例第2条の市民及び事業者の定義内容についてお答えをいたします。

この条例でいう市民とは、柳川市内に居住する人だけでなく、市内にある事業所で働く人、また、市内にある学校に通学する人、市内を活動拠点とする任意団体において活動する人を含んでおります。

また、事業者とは、営利目的の株式会社、有限会社などの法人事業所と非営利目的のNPO法人、社会福祉法人などの法人事業者及び営利、非営利を問わず事業を行っている個人事業者を指しています。具体的には自営業者や民間企業、公益法人、営利法人、労働組合、協同組合などです。

次に、2点目の条例第3条第2号の社会制度、慣行による固定的な男女の役割分担意識とはについてお答えをいたします。

社会制度や慣行とは、例えば、男性は仕事、女性は家事や育児に専念するべきというような性別による固定的な役割分担意識によって、職場や社会において個人の希望及び適性、能力を無視した性別による処遇分けの慣行や雰囲気をつくり出すことがあります。このように、社会的、文化的に形成された性別による男女の分担意識にとらわれることなく、個人としての能力を発揮する機会を確保することが必要です。具体例としては、男性は定時退社や育児休暇の申請がしにくいとか、あるいは能力に関係なく女性には重要な仕事を与えられないといったことや女性を行政区長等の役職にはしないというような考え方などが挙げられます。

次に、3点目の条例第11条第1項のその他必要な措置の内容についてお答えします。

男女共同参画を推進するには、市民及び事業者の理解が必要不可欠であり、そのために必要な情報の提供、普及啓発、その他の必要な措置といたしましては、広報や講演会の開催、あるいはイベントなど、あらゆる機会を通して啓発活動に取り組むこととしております。

次に、4点目の条例第12条第2号のその他の支援の内容についてお答えします。

事業者が行う方針の立案及び決定過程への女性の参画を促進するため、市は当該事業者に対して必要な情報の提供や助言、その他の支援を行うこととしております。ここでいうその他の支援とは、参画計画の必要に応じて法務局や県、その他関係機関等の専門家による助言、指導などを考えております。

次に、5点目となります。5点目では第15条の苦情処理のことについてお尋ねでございました。

苦情処理におきましては、市が実施をする男女共同参画推進施策に関し、市民や事業者から苦情等の申し出があった場合の措置として、行政相談制度や人権擁護委員を含む人権擁護制度などを広く活用し、適切に処理することとしております。

さらに、必要があるときは第16条に定めております男女共同参画推進協議会の意見も聞きながら苦情等に適切に対応することとしております。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それで、苦情処理をする方は市民及び事業者と。そこが市民の定義、事業者の定義に非常にかかわってくる重要な問題だと思うんですね。それで、市内で活動する任意団体というお言葉でございましたが、この条例の文言を見ると、「市内を活動の拠点とする者」と。ここを活動の拠点としておりますよと言うと、そうですかということしかないわけで、この辺の文言の記載の仕方は非常に慎重を期す必要があると。なぜかというと、男女の雇用比率であるとか、例えば、市の幹部登用率、協議会の女性の比率、女性幹部の比率、そういう比率をきちっと高めていきなさいという指導が出ておるわけですね。市も男女共同参画計画の中でそういう比率をうたっておる。そうすると、極端な例でいうと、沖縄の辺野古、あそこでじゃんじゃん活動しているのはほとんど県外の人じゃないですか。特定の極端な思想を持った、そういう方々が来られて、我々は市内を活動の拠点とする者ですと、市は何ばしよつとですか、この比率がなっていないじゃないですか、もっともっとしっかりやりなさい、強制的にやりなさいというようなことが想定されるわけですよ。可能性はゼロじゃない。そうすると、この市民の定義、事業者の定義は、こういう曖昧な表現は私は非常に問題があるんじゃないかなと思います。それについて御答弁いただきたいということと、それと、先ほど男性は外で仕事、女性が家庭、家事と。最近はこれが時代とともに変化して、男性は仕事と家事、女性は家事と趣味、遊びと、時代とともに変わってきておるような風潮もあるんですが、ただ、やはり私は生きがいを持って家事をしたいと、子育てをしたいという人も少なからずいることは事実なんですね。男と女は、やはり特性があります。男らしい、男しかできない仕事、女しかできない仕事、女に見合った仕事、そういうことからいうと、この中に固定的な役割分担を否定するだけではなくて、やっぱり男性と女性、その特性に見合ったと、

それをまず認めることが私は大事じゃないかなというふうに思います。それに関して答弁をお願いします。

それと、市の行う支援措置、ほかの自治体の例を見ますと、事業所が男女の比率を高めたとか、そういう場合に、女性をじゃんじゃん登用している男女共同参画推進事業所ということで表彰制度をつくっているところがあるようです。その次として、補助金を上げますと。さらに、市への納入業者、指名業者にもそういう項目をつけようとする動きがあるようですが、柳川もそういうことをされるのか、御答弁願います。

保健福祉部長（原 忠昭君）

市民、それから事業者の定義等につきましては、先ほど御答弁させていただいたとおりでございます。市内に事業所があるに限らず、柳川市内で活動をしてこられる方等も対象にしているというところで、繰り返しの答弁になるかと思えます。

それから、2点目の御質問で、仕事と家庭の両立等の中で、佐々木議員がおっしゃいますように、確かに男性の特性、女性の特性等があるかというふうに思っております。そういう男性の特性、女性の特性等については、それぞれの家庭、職場、職域等の中で役割を果たしていただく。そこまで踏み込んで平等にしていこうというものでなくて、それぞれの役割、特性についてはそれを重んじてやっていってほしいと思っておりますし、その中の表彰規程等については、今現在、この条例等の中では考えは持ち合わせておりませんが、今後、そういうものも他団体等の事例を参考にしながら検討させていただきたいというふうに考えております。

それから、3点目の御質問の中で、男女共同参画をより推進していくために、市内の事業者と市民等に対します補助金、指名等についての何かの有利な点を考えられないかという御質問であったかというふうに思います。それにつきましても、今現在はまだその部分をこうやっていきますというところまでは至っておりませんので、これにつきましても他自治体のことを参考としながら検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

現在では考えていないということなんですが、国の最新の男女共同参画計画、その中には自治体がやるいろんな事業、納入関係、そういうのにはそういうことをきちっと盛り込んでいきなさいと書いてあるんですよ。ただ、全国一律に、ましてやこんな地方都市の中でなかなか、例えば、農業、漁業、それで恐らく先ほどの市民、事業者の定義、そういう方々が入り込まれて、柳川はやっていないじゃないか、入札にも加点をするようなことをやっていないじゃないかと、そういうことがあり得るんですよ。だから、この辺のところの文言を、どこからこの条例案を持ってこられたかわかりませんが、しっかりと柳川の実態に応じて、柳川らしい伝統文化、歴史を踏まえた、そういう文言をきちっと盛り込んでおくべきだと思う

んです。

あとは教育民生委員会の議論に委ねますが、その辺のところだけ私はしっかり指摘をしておきたいと思います。

答弁はもう結構です。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第30号 柳川市男女共同参画推進条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第31号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第32号 筑後中央広域都市計画事業柳川駅東部土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第33号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第34号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第35号 柳川市総合計画基本構想の策定について  
及び議案第36号 平成28年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
の以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第35号 柳川市総合計画基本構想の策定については、総務委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第36号 平成28年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、建設経済委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第37号 柳川市公平委員会委員の選任について

議案第38号 柳川市公平委員会委員の選任について

議案第39号 柳川市教育委員会委員の任命について

議案第40号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第41号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第42号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

及び議案第43号 柳川市固定資産評価員の選任について

以上の7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。7議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第37号 柳川市公平委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり佐藤健二氏の柳川市公平委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり佐藤健二氏の柳川市公平委員会委員の選任に同意することに決定をいたしました。

次に、議案第38号 柳川市公平委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり原田晴美氏の柳川市公平委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり原田晴美氏の柳川市公平委員会委員の選任に同意することに決定をいたしました。

次に、議案第39号 柳川市教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり江口正基氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり江口正基氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第40号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり武藤かよ子氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり武藤かよ子氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第41号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり川口敬司氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり川口敬司氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第42号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり山田敏昭氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり山田敏昭氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第43号 柳川市固定資産評価員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり川口俊幸氏の柳川市固定資産評価員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり川口俊幸氏の柳川市固定資産評価員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、諮問第1号 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求に係る諮問  
について

を議題といたします。

本件について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。諮問第1号 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求に係る諮問については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時38分 散会



## 柳川市議会第2回定例会会議録

平成29年6月19日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	8番	白 谷 義 隆
9番	近 藤 末 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	14番	河 村 好 浩
15番	緒 方 寿 光	16番	藤 丸 正 勝
17番	浦 博 宣	18番	樽 見 哲 也
19番	伊 藤 法 博	20番	梅 崎 和 弘
21番	三小田 一 美	22番	田 中 雅 美

### 2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	成	松		宏
教	育	日	高		良
総	務	高	崎	祐	二
会	計	野	田	洋	司
市	民	石	橋	正	次
保	健	原		忠	昭
建	設	大	淵	洋	祐
産	業	成	清	博	茂
教	育	田	尻	主	範
消	防	木	下	隆	行
人	事	田	中	勝	裕
総	務	松	藤	敏	彦
企	画	椛	島	謙	治
財	政	島	添	守	男
税	務	川	口	俊	幸
健	康	大	橋	由	美
福	祉	平	田	敬	介
学	校	木	下		隆
生	涯	袖	崎	朋	洋
建	設	待	鳥		哲
農	政	林			誠
水	路	松	永	泰	治
子	育	乘	富	由	美
生	活	武	田	真	治
都	市	高	須		亨
観	光	松	藤	満	也
水	道	田	中	安	幸
農	業	石	川	時	宗
農	業				
委	員				
会	事				
務	局				
事	務				
局	長	樽	見	孝	則
議	会	内	田		猛
議	会				
事	務				
局	次				
長	兼				
庶	務				
係	長				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽	見	孝	則
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務
係	長					内	田		猛

5 . 議 事 日 程

日 程 ( 1 )    一 般 質 問 に つ い て

順位	質 問 者	質 問 事 項
1	8 番 白 谷 義 隆	1 . 市 民 文 化 会 館 ( 仮 称 ) 建 設 に つ い て 2 . 市 民 要 望 に つ い て 3 . 国 民 健 康 保 険 税 に お け る 資 産 割 に つ い て 4 . 農 業 の 担 い 手 確 保 と シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー に つ い て 5 . 学 童 保 育 に つ い て ( 1 ) 待 機 児 童 と 今 後 の 対 応
2	9 番 近 藤 末 治	1 . 道 路 整 備 に つ い て ( 1 ) 県 道 久 留 米 柳 川 線 の 整 備 状 況 と 都 市 計 画 道 路 矢 加 部 柳 河 線 に つ い て ( 2 ) 三 橋 町 枝 光 交 差 点 と 昭 代 地 区 へ の 道 路 計 画 は ( 3 ) 高 橋 中 牟 田 線 の 進 捗 状 況 は ( 4 ) 有 明 海 沿 岸 道 路 に つ い て 2 . 柳 川 駅 東 部 土 地 区 画 整 理 事 業 に お け る 狭 小 市 有 地 の 売 却 に つ い て 3 . 市 民 要 望 ( 1 ) 耕 作 放 棄 農 地 の 指 導 は ( 2 ) 野 鳥 ( ゴ イ サ ギ ・ カ ラ ス ) 対 策 は
3	15 番 緒 方 寿 光	1 . 市 長 3 期 目 で の 「 農 業 振 興 策 」 は 2 . 計 画 道 路 お よ び 市 道 の 整 備 方 針 は ( 1 ) 三 橋 筑 紫 橋 線 都 市 計 画 道 路 ( 市 役 所 か ら 西 側 ) の 整 備 は ( 2 ) 「 本 町 交 差 点 」 お よ び 「 雁 喰 交 差 点 」 の 改 良 と 、 2 交 差 点 間 の 市 道 ( 歩 道 含 む ) 整 備 は 3 . 市 政 一 般 ( 1 ) 外 国 人 観 光 客 に 対 す る 「 ト イ レ 使 用 方 法 」 表 記 の 必 要 性 と 、 「 川 下 り 」 表 記 の 統 一 は ( 2 ) 道 路 で の 「 ご み ポ イ 捨 て 」 と 「 ペ ッ ト 糞 害 」 へ の 対 策 は ( 3 ) 「 自 転 車 交 通 マ ナ ー 」 の 徹 底 は
4	10 番 佐 々 木 創 主	1 . 学 校 教 育
5	6 番 荒 巻 英 樹	1 . 水 道 事 業 の 課 題 に つ い て 2 . 柳 川 市 公 共 施 設 等 総 合 管 理 計 画 に つ い て 3 . 東 京 オ リ ン ピ ッ ク キ ャ ン プ 誘 致 に つ い て

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員21名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に、報告いたします。

6月15日の本会議において設置されました予算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、御報告いたします。

委員長は荒木憲議員、副委員長は立花純議員に決定いたしております。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いをしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、8番白谷義隆議員の発言を許します。

8番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんおはようございます。8番白谷でございます。藩祖立花宗茂公を題材にしたNHKの大河ドラマの招致事業が本格的に始まりました。今後、官民一体となって招致事業を成功させたいものです。

それでは、議長のお許しがありましたので、通告に従い、早速質問をさせていただきます。最初に、市民文化会館建設の事業費についてお尋ねをいたします。

市が平成27年8月に策定した市民文化会館基本計画によると、市民文化会館整備に係る総事業費は、建設や設計、備品など総額で40億円としています。そして、物価の変動により建設に係る費用が見込みにくい状況にあるため、今回示した床面積は、基本設計や実施設計段階において諸室の見直しなどにより変更する場合があるとしています。これは、事業費は40億円を超えないという市の決意であり、市長も議会で40億円を超えることはないと明言してきました。

ところが、今回実施設計に基づく市から示された事業費は、建設費だけで4,286,000千円となっています。

そこでお尋ねしますが、設計費や備品等を含めた最終的な総事業費は幾らになるのでしょうか。

うか。

壇上での質問はこれで終わります。あとは自席から行いますので、議長におかれましては  
お取り計らいをよろしくお願いいたします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

総事業費の見込み額についてお答えいたします。

工事費として約4,286,000千円、委託費として約148,000千円、備品などの購入費用として  
270,000千円を予定しております。

また、既に支出しました用地取得や設計業務委託などの費用が約236,000千円ありますの  
で、現段階での総事業費は約4,940,000千円を見込んでおります。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ただいま課長のほうから、総額を4,940,000千円ということで回答をいただきました。

先ほど壇上からも申し上げましたが、40億円を超えることはないとしていた事業費がなぜ  
約10億円も多くなったのでしょうか。また、40億円を超える場合は、諸室の見直し等により  
床面積を変更するとしていたはずですが、諸室等の見直しはなされたのでしょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

事業費につきましては、さまざまな要因が重なりまして増額となっております。

まず、基本計画時に設定しました事業費ですが、基本計画を策定しました平成27年8月時  
点で発注等が確認できる平成26年度以前の事業費が中心でございました。

そのため、平成25年度から26年度にかけて発注された全国の事例を参考に検討を行いまし  
て、事業費35億円、用地取得費や設計管理費、備品購入費などの費用として5億円を見込み、  
総事業費40億円としたものでございます。

しかしながら、全国的な建設工事の動向を示す標準建設費指数を、平成25年と平成29年で  
比較いたしますと約19%上昇しております。

上昇の主な理由といたしましては、現政権の国家強靱化政策に伴います公共工事、民間工  
事の増加やオリンピック関連施設の建設需要により大手ゼネコンを中心に手持ちの工事がふ  
え、価格競争が働きにくくなった環境となったことが主な理由と考えられます。

これに加えまして、昨年4月に発生しました熊本地震からの本格的な復興に向けた工事の  
増加が今後も見込まれることから、工事費は今後も高どまりする見込みでございます。

最終的には、実施設計で詳細な積算を行い、今回の総事業費となったものでございます。

また、諸室等の見直しは行ったのかということでございますが、今回の設計に当たっては、  
基本計画検討委員会の中で出されました意見や市民ワークショップの中で出された要望など  
を踏まえ、必要以上にぜいたくな設計とならないよう、また、市民の皆様が使いやすい施設  
となるように、そのことを念頭に置いて作業を進めてまいりました。

さらに、建築、音響、音楽、演劇、芸術振興、施設運営の専門家から助言をいただきながら、市内の新たな文化芸術振興の拠点として、また、文化を中心に多様な交流を生み出す交流拠点として、必要な機能の集約を図りながら設計を取りまとめたものでございます。

今回整備いたします市民文化会館は、建設後、数十年にわたり御利用いただく施設でございます。未永く、市民の皆様を初め多くの方に快適に御利用いただくためにも、今回の設計内容で整備を進めたいと考えております。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

はい、ありがとうございます。

まず、事業費についてですが、先ほど課長が説明をされましたが、私は今聞きながら疑問な点が2点ありました。

1点目は、事業費は25年度と26年度に発注された事例を参考にしたということですが、着工は29年度と基本計画でも記載されているわけですから、私は29年度の工事費を推計するのではないかと思います。どうでしょうか。

また、理由の中に東日本大震災の復興を主要な事業とする国土強靱化政策やオリンピック事業での建設費が高騰したということですが、これは基本設計の段階で十分に予想されたことだと思いますが、こうした事業費の推計には専門家の意見などは聞かれたのでしょうか。

2点目は、今回市が示された建設費は4,286,000千円ということですが、これは過日、市で行った市民文化会館の基本設計、実施設計者を選定するプロポーザルで選定された設計者の設計によるものですが、そもそもプロポーザルを実施するに当たり、その実施要綱の中で建設費は35億円とされており、しかも金額厳守とまで記載されております。ですから、プロポーザルでは建設費は35億円で提案をされたはずなんです。それが実際決定した設計者の設計では8億円も高い4,280,000千円となっているということですが、なぜそうなったのか。素人の私たちにすればどうしても理解できませんし、設計者を選ぶ条件として建設費は35億円となっていたはずなのに、どうしてこういうふうな設計になったのでしょうか。

まず事業費について先にお尋ねをしたいと思えます。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

まず事業費を、29年度の着工なので、その年次にあわせて事業費を見積もるべきじゃないかという御意見でございます。

ただ、過去のこういった事業費の積算といいますか、推計を行うというか、予算を立てる場合は、過去の実績を参考にするとすることがございまして、それが一般的でございます。ただ、今回総事業費49億円ということになったのは、やはり物価上昇というのが当時の想定を超えておったということで考えております。

また、そういった動向については専門家の意見を聞いたのかということでございますが、

これは委員会等、それと設計事業者等からも、その後の発注状況とかも含めて話を聞いておったところでございます。

また、3番目のプロポーザルの設計した業者が、同じところが設計して何でそう上がったのかということでございますが、プロポーザルは御存じのとおり、その技術提案といいますが、私たちはこういうものをつくれますよというところで、優劣を競うというものでございまして、その設計どおりにつくりましょうという話にはならないわけです。ですから、その中で基本のプランを設計者から提出していただいて、その後、我々委員会のほうでどういった機能が必要なのかということ再度見直ししながら、諸室の配置でありますとか機能を設計していったと、その積み上げがこの金額になったということでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

工事費の見込みの件については、専門家の意見を聞いたということですが、それでは余りにも、設計・建設費だけでも、課長は先ほどの答弁の中で、建設費は35億円を予定したという答弁がなされました。であるならば、今回示された分は786,000千円、約8億円も上がっているわけですね。ですから、そこら辺については、その事業費の見込みがやはりずさんであったと私は言わざるを得ないと思います。

それと、2点目のプロポーザルの35億円で実施要綱に書かれていた分ですが、先ほど課長はいろんな設計を、いろんな詳細を検討して、配置図とかも検討してこうなったんだと言われましたけど、私が見る限りでは、基本設計でかなり詳細な図面はできているわけですね。ですから、プロポーザルで35億円とされた分についても設計業者は35億円ということで提示をされたはずですからね。

そこら辺については、余りこれにばかり時間を費やすわけにはいきませんが、ただ、どうも私は合点がいきません。

次に、総事業費が40億円を超える場合は諸室の見直しをするということですが、いろんな専門家の助言を受けて設計を取りまとめた結果だという答弁であります。確かに財政にゆとりがあればいいのですが、財政に厳しい本市にとって使える財源に限りがあるわけですから、そうした財政的な面も考え、市長は40億円を超えないと議会で明言され、市民に約束をされたものであります。ですから、そのため物価の変動により超える場合は、基本設計、実施設計の段階で見直すということ言われたわけですからね。ですから、今回実施設計が上がってきたわけですが、これについては非常に私は疑問に思うんですね。ですから、総額40億円を超えないというのが市長のお考えですから、では、先ほどの建設費について、単に4,286,000千円でしたか、そうじゃなくて、やはりプロポーザルで選定された設計業者ですから、それらが仕事として頼んでいるわけですから、ですから本来、私はそうしたことについては、やはり総額40億円にならないように、設計業者にそうした指示をすべきだと思います。

すが、そうした指示はなされたのでしょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

議員おっしゃいますように、プロポーザルの条件が建設費35億円ということで設定してありましたので、確かに35億円でしなさいということで当初しておったところです。ところが、そういったことで価格の上昇等もありまして、最終的にこの額になったということございまして、下げるための努力というのも一方ではしてありまして、例えば、楽屋を会議室と兼ねさせて機能を重複させるとか、そういった工夫もして、できるだけ事業費が上がらないように工夫をしてきたつもりでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

いや、総額40億円にするよう設計業者に指示をされたのかと聞いているんですよ。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

明確な指示ではございませんが、35億円が条件ですよということで、できるだけ高くないようにということで指示はしております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

いや、35億円より高くないようにということのようですが、ですから、実施設計が4,286,000千円に上がったときに、これは違うんじゃないですかと、もう一度設計をしてみてくださいよという指示はされたのですかと聞いているんですよ。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

当初、この金額よりも大きかったというのもございますので、設計についても再度見直しをして、最終的な機能、今実施設計で上げておる機能が必要だということで、この施設にしたということでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

35億円というのは、プロポーザルを募集したときの条件ですから、それがなぜその業者に頼んだら4,286,000千円になったのか、私は大いに理解に苦しみます。

それと、先ほど事業費の見込みの件ですけど、市民文化会館について25%の増額、事業費よりか25%増額になっております。今同じように、27年度に基本計画がなされ、そして平成30年が着工となっておりますごみ焼却場、そして火葬場の建設があるわけですね。こうした今課長が言われたような事業費の推計だとすれば、市民文化会館、ごみ焼却場、火葬場合わせて現在の基本計画より30億円上がることになるんですよ。30億円と言えば、柳川市の市税、市民税、固定資産税、軽自動車税など、市税の総額の約年間の半分に当たるわけですよ。そうした大きな金が食い違ってくるわけですから、ですから今後の財政運営の中で、そのこと



は非常に大きな影を落としてくるだろうと。あくまで事業計画に基づいて財政計画は立ててあるわけですから、そうしたことが今後続くようであれば、私は市の財政運営には大きな影を落とすことになるだろうと。そのことは指摘をしておきたいと思います。

それと、施設の見直しについてはなかなか私は納得がいきませんが、ただ、先ほども言いましたけど、財政に余裕があればいいんでしょうけど、本市の厳しい財政状況の中では難しい財政運営が今現在強いられているわけですが、与えられた財源の中でいかによりよいものをつくっていくのか、そのためにどうするのか、どうすべきなのか、常に私は問われていると思います。こうした今の判断が将来大きなツケとなって返ってくることになるかもしれませんよ。ですから、そうならないために、今どうすべきなのかをもう一度私は考えていただきたいと思います。

それでは、今回は盛りだくさんの一般質問を予定しておりますので、次の市民要望についてお尋ねをしたいと思います。

これは、市民の方から疑問に思いますがということで私のほうに寄せられたものです。話の内容は、ある幹線道路で歩道に草が生い茂っていたので市役所に電話をして、その旨を伝えたところで、ここは通学路にもなっており、他市町の方も通られるので、草を刈ってもらえないかと相談をしたところ、市のほうから区長さんから要望を出してもらってくださいと言われたということです。ですから、その方は集落内のことならともかく、幹線道路であり、また幾つもの行政区にまたがっているような場合でも区長さんに相談しなければならないのでしょうか。私たち住民が直接市役所をお願いすることはできないのでしょうかということでした。もちろん道路に限ったことではなく、水路などいろんなケースがあると思いますが、このように住民の方が直接市役所をお願いや相談をされた場合、市の対応や考え方はどうなのかお聞かせください。

建設課長（待鳥 哲君）

白谷議員の質問にお答えします。

個人の方からも危険箇所の情報や要望なども多数あっております。その中には、路面や路肩の異常など、事故につながる危険性がある貴重な情報などを多数いただいているところで

す。個人からの要望などについても、現地調査を行っており、必要に応じて地元の区長さんの意見を聞くなどのことをしています。

基本的には、地域の要望が多くあっており、すぐに対応できないことも多く、現地調査の結果を踏まえ、要望者に対し対応についての説明を行い、御理解、御協力をお願いしているところです。

その中で、危険性の高いものについては即時対応を行っているところです。

しかしながら、工事を行うに当たっては、通行規制や騒音、振動など、近隣住民への周知

や調整を行う必要があり、このような地元調整については、区長さんに担っていただいている部分もあるため、状況次第ではありますが、要望者に対して区長への報告をお願いしているところがございます。

今回の質問の件につきましては、要望者の方に対し、説明不足の点があったと思っております。

今後とも、市民の方の御意見や要望内容などをよくお聞きし、個人で要望された方に対してもフォローしていきたいと考えております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

はい、よくわかりました。ですから、今課長がおっしゃるように、個人の方でも市は受け付けているということですから、ですから、個人の方が言った。それに対して今言われるように、市の対応や考え方も要望された、相談された方に、やはりそうした旨を伝えていければ市民の方も安心されることだろうと思います。

今回私に相談されたのは、たまたまそういうことだったとも思われますけど、今課長の答弁を聞いておればですね。

ただ、現にそういうふうに言えば、市にしたばってんあんまり相手にもしてもらわんやっただということも事実あるわけですからね。

今後とも今課長が答弁されましたように、個人の方に対してもやはり対応していただき、そして、その対応策についてもやはり電話等でも構いませんので、こういうふうにしましたとか、あるいはできないことについては今は無理ですよとか、そういうことを伝えていただければいいと思います。ぜひそのようにお願いをしたいと思います。

次に、国民健康保険税における資産割についてお尋ねをいたします。

実は、これも市民の方からお尋ねというか、疑問に思いますがということで私のほうに話があったものです。話の内容は、国民健康保険税には資産割ということで、固定資産を対象にした税金が含まれているが、固定資産と言っても家と屋敷だけである。あるいはそこから所得が上がるわけでもないのに、なぜ国民健康保険税に資産割があるのか疑問に思うという相談でした。ましてや夫婦二人年金生活の身にとっては、非常に私は納得できませんがということでした。また、その方が言われるには、市町村の中には資産割がないところもあると聞くが本当でしょうかということもあわせて聞かれました。

そこでお尋ねしますが、県内の市町村で国民健康保険税に資産割を導入していないところはどれだけあるのか教えてください。

保健福祉部長（原 忠昭君）

白谷議員の御質問にお答えします。

国民健康保険税における資産割は、所得割を補完するものとされております。国民健康保

険制度が始まった昭和36年当時は、農林水産業などの第1次産業に従事する方が多く、所得の変動による税増減の影響を平準化するために設けられたものと聞いております。

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援分、介護納付分の3つから成り、本市におきましては、医療分の算定において資産割を導入しております。資産割の税率は、固定資産税額の100分の10としておりまして、資産割の調定額はおよそ35,000千円で、国民健康保険税調定額に占める割合は約2%となっております。

しかし、近年では、議員御指摘のようなことも含め、実情に即さない面があるということで資産割を採用していないところもふえており、平成28年度に福岡県内で資産割を導入していない自治体は60市町村のうち36市町村となっており、6割の市町村が導入をいたしていません。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

では、今後柳川市として、この資産割についてどのように考えられるのかお聞かせください。

保健福祉部長（原 忠昭君）

今後、資産割についてどのように考えてあるかという御質問にお答えをいたします。

平成30年度からの国民健康保険の県単位化に伴う保険料算定方式につきましては、福岡県では資産割を除いた所得割、それから加入者数に応じて負担する均等割、1世帯当たり一律に負担する平等割の3方式で検討が進められております。

今後、県から提示される標準保険料率を参考に本市における国民健康保険の税率を決めていくこととなります。

そこで、本市におきましては、平成30年度の国民健康保険の制度改革を機に、資産割を除く3方式を念頭に置いて、シミュレーションを重ねながら税率を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

よくわかりました。資産割を除いた方向で検討をしていくということですから、今申し上げましたように、資産割について疑問視されている方もいらっしゃるし、先ほど部長の答弁でも県内6割の市町村が資産割を導入していないということですので、先ほど部長は繰り返しになりますが、資産割を除いたところで検討を進めていくということですので、ぜひそのように対応をお願いしたいと思います。

それでは、次に、農業の担い手確保とシルバー人材センターについてお尋ねします。

実はこれは、住民の方から相談というより住民の方と話をしているときに出てきたことで、私自身が非常に深刻なことだなと感じましたのでお尋ねをするものです。

実は、その方はハウスで農作物を栽培されているのですが、もともと夫婦二人で始められたもので、以前はシルバー人材センターに手伝いをお願いしておられたそうですが、数年前、人手不足を理由にシルバー人材センターからの派遣を断られ、今後は個人で探してくださいと言われたということで、その後、シルバー人材センターにはお願いをされないので、現在何とか知り合いにお願いをしながら続けておられるそうですが、実は、それにも限度があり、そろそろやめることも考えないといけないなという話をされました。

そのとき、ほかにもシルバー人材センターからの派遣を断られ、困っている人がおられるということも聞きましたが、こうしたシルバー人材センターからの派遣等について、状況がわかれば教えてください。

産業経済部長（成清博茂君）

シルバー人材センターの現状についてお答えいたします。

シルバー人材センターは、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域づくりに寄与するため、植木剪定、草刈り、農作業、空き家空き地の見守り、家事援助など地域から依頼された仕事を行う地域に密着した事業を展開しております。

シルバー人材センターが直面する課題といたしまして、高年齢者の雇用情勢、また労働に対する意識の多様化により、シルバー人材センターの会員が減少している状況でございます。

柳川市シルバー人材センターにおきましても同様の傾向でございまして、平成26年3月末の会員606人が今年3月末で523人と減少をしている状況でございます。

議員御指摘の農作業のお手伝いをシルバー人材センターに依頼したが断られたということにつきましては、柳川市シルバー人材センターに確認をいたしましたところ、農作業の依頼については、依頼の時期が重なり、日程調整が難しく、会員が減少している現段階では全ての依頼に対応できないということで、やむを得ずお断りしたという経緯でございました。

以上です。

8番（白谷義隆君）

確かに、シルバー人材センターは高齢者の生きがい対策等を主な目的としているのはよくわかります。

ただ、今話しましたように、一方では地元産業の担い手としての地位もあるわけで、現実的な問題としてですね。ですから、どうしても夫婦二人でやっておられるところ、そうしたところはやっぱりシルバー人材センターに頼らざるを得ないという状況もあるし、また、シルバー人材センターでもなかなか会員の減少でそれに応えられなくなっているということも今部長の答弁でわかりましたけど、ただ、そうした農業の担い手の確保というのは非常に本市にとって大事なことであります。

今議会でしたか、総合計画の素案が示されました。その中で、農業者の担い手確保ということは項目として上がっております。ですから、シルバー人材センターにこのまま頼って

いくのか、こうした零細といいですか、夫婦二人でやっているようなところに対して、担い手の確保をどうやって今後市として進められていこうと考えてあるのか、そうした考えがあれば教えていただきたいと思います。

産業経済部長（成清博茂君）

農業の担い手の今後の市の対応ということでお答えさせていただきます。

やはり市といたしましては、地域からの仕事の依頼を受けることができるようにするためには、シルバー人材センター会員の確保が急務だろうというふうに考えております。

そのために、柳川市シルバー人材センターでは、月2回の開催であった入会説明会を平成28年度からは月4回に増加するとともに、平成29年度からは市で毎月開催されております介護保険被保険者証交付会、または国民健康保険高齢受給者証交付会においてチラシの配布などをしたりして新規会員の確保に向けた新たな取り組みも行っております。

今後も引き続き、シルバー人材センター会員の確保の取り組みを柳川市シルバー人材センターと一緒にやっていきたいというふうに考えております。

また、イチゴ、ナスなどの施設園芸を営まれている農家にとりましては、農繁期の労働力確保が重要でございます。

農繁期における人員の確保については、雇用期間が通年雇用ではなく季節雇用になっていることなど、また農繁期に集中することなどから人員確保が厳しい現状となっております。

そこで、昨年、農作業の人材確保のため、県の普及指導センターにおきまして、シルバー人材センター、それとJA柳川、JA柳川いちご部会と連携し、要望の多いイチゴの管理作業などの研修会を開催し、今後の労働力確保につながるよう実施してまいっております。11人の参加がありまして、作業内容などの研修を受け、その多くの方がイチゴの管理作業に行ってもいいような回答もいただいているところでございます。

やはり、農繁期の労働力確保についてはシルバー人材センターにお願いしなければならないと考えておりますし、今後もイチゴの管理作業だけではなく、要望があればナス、またトマトなどの他の品目の研修会等も行い、農業への安定的な人員確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

研修会等を開催しながら、会員というんですか、そうした担い手をふやしていきたいということですが、ぜひそのようにお願いしたいと思いますが、ただ、そういうふうに市のほうで、先ほど農協、人材センター一緒にしてそういう研修会等をしていきたいということですが、そういうことによって確保されるというか、人に対して、それはシルバー人材センターに登録されている方を、そうした施策を進めながら人員をふやしていきたいということなのかどうか、ちょっとそこら辺を教えてください。

産業経済部長（成清博茂君）

先ほど申し上げましたけれども、シルバー人材センターの人員の確保については、月2回説明会等を行いながら会員の確保を行っていたのを、28年度からは月4回の開催を行いながら説明会を行う。それと、本年度からは介護保険の被保険者証交付会、それと国民健康保険とかの交付会のときに、新規の会員の募集についてはチラシを配布したりしてお願いしております。

先ほどイチゴの研修会につきましては、やはりイチゴ等の農作業に対してなかなか難しいのではないかと。簡単には作業が私にはできないんじゃないかということで思っている会員さんもいらっしゃると思います。そういう方が研修会を通じて、管理作業等を通して勉強をされて、これならやっていけるんじゃないかという、それを会員さんが広く、会員さん同士が連携し合って作業をできればというふうに思っておりますので、そういう中で農作業への労働力確保ということも考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

8番（白谷義隆君）

そういう活動、いろんな研修会等をしながら担い手の確保に努めていきたいということで、話を聞いていれば、恐らくそうした担い手をふやしてシルバー人材センターに登録をしていただくと。そして、そうした市民の皆さんの要望に応えていきたいということでよろしいんですかね。

ぜひ、いつかよそのシルバー人材センターのことが新聞に載っておりましたので、そこでもやはり会員不足が深刻な問題として取り上げられているということでしたけど、先ほども言いましたように、農業、漁業もそうなんだろうが、担い手の確保ということで、シルバー人材センターも大きなその一角を占めているわけですから、ぜひそのようにお願いして、シルバー人材センターの登録をふやしていただくように、そして市民の方ができるだけ長く、先ほど言いましたけど、ハウス栽培でも今はもうだめだなと現実には言っておりますのでね。自分たちは体は動くんだけど、何分ハウスですから手伝いがいなければできないんですね、自分たち夫婦でやろうとしても。

ですから、そこら辺でぜひそういったことを進めていただいて、できるだけそういうふうに長く皆さんが元気で仕事をされるようお願いをしたいと思います。その辺についてはよろしく願いをしておきたいと思います。

次に、最後になります。学童保育についてお尋ねをしたいと思います。

学童保育における待機児童と今後の対応についてお尋ねしますが、学童における待機児童と今後の対応について教えてください。

子育て支援課長（乗富由美子君）

白谷議員御質問の学童保育所における待機児童の状況と今後の対応についてお答えいたし

ます。

まず、学童保育所における待機児童の状況でございます。

平成29年4月現在の学童保育所の入所については、19校区の学童保育所合計で申し込み児童836人に対して入所決定児童747人であり、辞退者10人を除きますと待機児童は8カ所79人となりました。

次に、待機児童に対する今後の対応についてでございます。

昭代第一・第二校区については、余裕教室等がないため、夏休みからの供用開始ができるよう専用施設を現在建設中でございます。

矢留校区については、隣接する矢留うぶすな館の1区画を活用し2クラス目として整備し、6月から2クラスでの運営を開始しております。

また、東宮永校区、豊原校区については、施設の拡充に向けて関係機関等と現在協議をしているところでございます。

今回、保育の必要性が低いと判断され、入所できなかった児童の保護者の中には、夏休み等の長期休暇時のみの入所の希望をされる方もおられ、場所を新たに確保して夏休み等の対応をしている学童保育所もあります。保護者の要望を的確に把握して対応してまいりたいと存じます。

本市では、学童保育所は子どもの安全や利便性を考え、その学校内において場所を求めることが第一であると考えております。今後とも入所できない児童の解消に向けて、児童数の推移をもとに、教育委員会、学校、地元の学童保育運営委員会と連携をいたしまして、余裕教室の有効活用を第一に考えながら、学童保育所の施設の拡充等に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

今、課長から答弁いただいたわけですが、もう少し具体的にお聞きをしてもよろしいですか。

今、待機児童がある保育所が8カ所だと。そして、そのうち5カ所については何らかの対応がされているようですが、では、残り3カ所、それについては今後どのようにされているのか、具体的な計画等があれば教えてください。

子育て支援課長（乗富由美子君）

具体的なところとおっしゃっておられますけれども、今後とも白谷議員の御意見を踏まえながら、余裕教室の有効活用、これを第一に考えながら学童保育所の施設の拡充等に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

さっき言われました、余裕教室をしながら、運営委員さんの話を聞きながら、待機児童の解消に向けて取り組んでいきたいという答弁でしたけど、委員会等で聞くとときも必ずそういう答弁なんですね。

実は、残りの3カ所について、もう少し私としては具体的な対応策を示していただきたいと思っておりますけど、なかなか難しい件もあるんでしょうけど、ただ、私が持っている資料がありますけど、28年5月の全国的な集計ですが、それによれば、待機児童ゼロの県が何カ所かあるんですね。中核都市でもあるんですよ。近いところでは、その資料によれば、もう既に久留米市は待機児童ゼロなんですね。

ですから、なかなか早急にとっても無理だということでしょうけど、そうしたふうに、中核都市、県でも待機児童ゼロのところがあるわけですからね。確かに、私も学童保育に携わっております。その中で、切実に現実的な問題として、あと3年ぐらいすると子供たちが大きくなるので、今なら待機児童がおるから新たな施設を考えなければいけないんでしょうけど、あと3年、4年すれば、その子供たちが大きくなっているんで、わざわざつくらなくても今のところ対応ができるという、そういった実情も実はあるんですね。ただ、果たしてどうなのかなと。その3年、4年待てばいいんでしょうけど、ただ、そのために3年、4年、親御さんは非常に困られるわけですね。ですから、そういったいろんな問題点はあると私も承知しております。ただ、どうしてもやはり勤めとの関係とかで学童保育にぜひお願いをしたいということもあることも事実なんですね。

ですから、そういうふうで、なかなか難しい面があるんでしょうけど、これはどこでも同じことだろうと思いますよ。先ほど言いましたように、県でゼロのところも、あるいは中核都市でゼロなところも、そういう問題は抱えながら待機児童ゼロを達成しているわけですからね。

そこら辺について、ぜひ柳川市としても待機児童ゼロを目指していくのは当然ですが、そうした3年、4年待つことなく何かの方法がないのか、そこら辺は優秀な職員さんですから、頭を使いながら、ぜひ待機児童ゼロに一刻も早く、そのことを現実的に対応していただきたいと思うんですけど、もし部長から何かあれば、もうなければこれで終わりますけど、何かあればお願いします。

保健福祉部長（原 忠昭君）

先ほど白谷議員のほうから待機児童ゼロに向けて対応してほしいということで御指摘がっております。市のほうといたしましても、3年先、4年先に減るからということで先延ばしするのではなくて、一刻も早くスピード感を持って待機児童の解消に向けて取り組みをしまいたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

以上です。

8番（白谷義隆君）



ぜひそのようにお願いをしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午前10時59分 休憩

午前11時8分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、9番近藤末治議員の発言を許します。

9番（近藤末治君）（登壇）

皆さんおはようございます。9番、自民党柳誠クラブ、近藤です。ただいま議長の発言許可を得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、金子市長におかれましては、4月に行われました市長選挙において無投票にて3選をされました。心からお祝いを申し上げたいと思います。今後4年間、健康に留意していただきまして、柳川市政のかじ取りをお願いするところでもございます。市におきましても、この4年間で大きな事業の柳川市民文化会館建設、また、みやま市との共同施設であります新火葬場及び新ごみ処理場建設と市民の皆さんが待ち望んでおられる施設建設がございます。私も、それぞれの事業が計画どおりに進んでいくことを願っている一人でもございます。

さて今回、私は3項目をお尋ねいたします。1つ目は道路整備について、2つ目は柳川駅東部土地区画整理事業における狭小市有地の売却について、3つ目は市民要望について、以上の3点です。詳細につきましては、自席より一問一答にて質問いたしますので、よろしくお願いいいたします。

また、市長におかれましては、市長選挙時にマニフェストを唱えてありますけれども、それに対する、実行に対する今後の考え方をお聞きできればと思っております。

壇上からは以上でございますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいいたします。

市長（金子健次君）

質問の冒頭に、近藤議員のほうから3選目の当選についての激励の言葉をいただきまして、まことにありがとうございます。今回、柳川市長選挙は無投票という形で3選をしていただきました。市民の御支持に対して感謝を申し上げると同時に、改めて責任の重さを痛感しているところでもございます。

所信表明で申し上げましたとおり、これまで2期8年間を全力で務めてまいりました。今まで積み上げてまいりました多くの成果を礎に、さらに魅力ある柳川をつくり、未来の柳川

を担う子供たちのために夢と希望の持てるまちづくりを目指してまいりたいと思っております。

今後、市民の皆様からいただいた期待と信頼に応えるべく、そしてまた、自分が施策を、公約の実現に向けて全力投球で邁進することをお誓い申し上げまして、私からの御答弁とさせていただきます。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。今後4年間、市長も本当に大変でございましょうけれども、柳川の捨て石とならんということでも言われておりましたけれども、将来の柳川の大きな土台の石になっていただきたいと希望するものでございます。

それでは、早速、道路問題についてということで、初めに県道久留米柳川線の整備状況と都市計画道路矢加部柳河線について御質問をいたします。

この道路は御承知のとおり県道でございまして、柳川市から久留米市内への幹線道路であります。交通量も非常に多く、現在歩道もない非常に危険な道路であります。以前に伝習館高校の生徒さんが自動車事故で亡くられたり、また、大きな人身事故も数件発生しております。このようなことで、当時、久留米市、柳川市、三橋町、大木町、三潴町の2市3町で期成会が立ち上げられました。その後、積極的に要望されまして、当時はバイパスの計画もありましたけれども、現在は現道の拡幅で歩道を含めた道路整備が進められておりますけれども、そこで、現在、柳川市内の部分におけます進捗状況はどのような状況でしょうか。

都市計画課長（高須 亨君）

近藤議員の質問にお答えいたします。

県道久留米柳川線につきましては、平成21年度から事業を開始いたしまして、平成23年度までに金納交差点及び小井出橋交差点の改良工事を行っております。また昨年度は、有明海沿岸道路までの全路線が事業化されまして、鋭意事業進捗に取り組んでいただいているところでございます。

平成28年度末での整備状況につきましては、第1、第2期工区、下田橋から金納交差点までですが、事業費ベースで約82%、用地面積ベースで約78%となっております。

今年度は昨年度に引き続きまして、第1、第2期工区の下田橋かけかえ工事、用地買収、そして、第3、4期工区につきましては、用地測量、建物調査を行う予定となっているとのことです。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。

現在もう用地取得も78%ということですね。そうした場合の今現在、金納交差点、これは金納交差点の交差点改良で歩道もちょっとついておりますけれども、それと小井出橋、この

交差点も交差点改良の中で歩道を一部やられておりますけれども、そこら辺は今回の久留米柳川線のこの整備との関係はどのようになりますでしょうか。

都市計画課長（高須 亨君）

近藤議員の質問にお答えいたします。

小井出橋交差点につきましては、今後、道路東側の歩道につきまして整備を行う予定でございます。ただ、具体的な工事時期については、現在のところ未定とのことでございます。以上です。

9番（近藤未治君）

まだ未定ということで、そしたら法線は決まっていないということですか。

都市計画課長（高須 亨君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

今後、詳細設計等をされると思いますので、そのときに具体的な法線は決まるとは思いますけれども、現在、北側、南側についての歩道が一部設置されておるところがありますので、それに準じた形での設計となるのではないかと考えているところです。

以上です。

9番（近藤未治君）

ありがとうございます。

3、4期の工事区間について説明会はやられたんですかね。

都市計画課長（高須 亨君）

近藤議員の質問にお答えいたします。

地元説明会についてでございますけれども、今年度に入りまして第3期、第4期工区の地区関係者について説明会をしていたところでございます。

その中で、さまざまな意見等も出ております。主に用地補償、そして、整備内容、整備時期について質問がっており、また、有明海沿岸道路より南側の路線の整備についての質問がっております。

以上です。

9番（近藤未治君）

そしたら、ルートというかな、計画線は入っていないわけですね。幅ぐいなんかまだ打っていないでしょう。

都市計画課長（高須 亨君）

近藤議員の質問にお答えいたします。

第3期、第4期工区につきましては、今年度の国土調査事業と一緒に境界立会のほうをしております。その中で、境界のほうが確定したところにつきましては、一緒に用地測量を行っております。その中で、幅ぐいについても設置をさせていただいているところです。

以上です。

9番（近藤末治君）

そしたら、今、ちょうど矢加部地区ですね、町矢加部ですか、国土調査が入っていますよね、そうしたところで筆界が決まったところは幅ぐい打っているということでもいいんですかね。

都市計画課長（高須 亨君）

はい、そういうことでございます。

9番（近藤末治君）

それじゃ、当然幅ぐいということはそのルートは決まったということでしょう。3、4区間については、まだ決まっていないと今課長お答えになった中に、国土調査で区画が決まった筆界が一応、まだこれは登記済んでいないからなんですけれども、そこについては幅ぐいを打っているとおっしゃったでしょう。そしたらルートが決まっていると私は理解するんですが。

都市計画課長（高須 亨君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

先ほど法線が決まっていないとお答えいたしましたのは、先ほど申しました小井出橋交差点が今後東側の歩道の整備をすることになりますけれども、そのつながりのところですね、そのつながりのところが決まった上でその交差点のところも決まっていくというふうなことでお答えさせていただいたところでございます。ですから、3、4期、今の境界立会を行っているところにつきましては幅ぐいを設置しておりますので、法線等も随時決めていっているというところでございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

いや、私も大体経験上ね、地元説明会をするときはある程度法線を出して、そして説明会をするんですよ。おたくはこれくらい相談しなくてははいけませんよ、この物件はちょっと当たりますからということですね、それで進めるでしょう。今言われたように小井出橋のところはまだ法線が決まっていないと。じゃ、その取り付けですよ、南のほうにね。それも決まっていないのに何で幅ぐいを打てるのかなと私が思ってね、ちょっと質問したんです。

それはもうそれで進んであるということで大いにありがたいことですが、ここでちょっとお尋ねしますが、今、下田橋がかけかえてあります。大木町と柳川市の境の花宗川に。これは花宗川の改修とも関連をいたしますが、そこら辺は関連の各課、協議されてあるんですかね。

建設課長（待鳥 哲君）

近藤議員の質問にお答えします。

現在、県道久留米柳川線の道路改良事業の一つとして下田橋のかけかえ工事を実施されているところでございます。

花宗川流域の河川改修工事は、主に下流域の大川市で事業が進められているところです。

柳川市におきましては、下田橋のかけかえ工事の影響範囲となります部分について、河川改修計画にのっとり河川改修を進められているところです。

以上です。

9番（近藤末治君）

今、私も現地を見たんですが、ちょうど今の花宗川の北側、大木町側のほうに橋脚が立ってね、そのまた北に恐らく橋台ができ上がって花宗川がその幅になると思うんですが、大体、主に大木町のほうにかかるというふうな感じになるんですかね。これは以前、もう七、八年前かな、説明会があったんですけどね、その後、全然姿が見えなくて、今回、久留米柳川線の道路拡幅によって下田橋がかけかえてありますから、ひとつそこら辺をお願いします。

建設課長（待鳥 哲君）

先ほど申しましたように、下田橋工事と一緒に花宗川の河川改修計画を進められておりますが、大木町側に広くなるような河川改修工事が今実施されているところでございます。

9番（近藤末治君）

花宗川の改修についても、これは期成会があって進めてあると思いますが、大いに要望しながら早く進められたほうがいいと思います。今、現況は水量もたっぷりあるようですけども、河床が高いもんで、水量的にはほとんどわずかぐらいの花宗川ですから、そしてまた天井川になっておりますからね、早めていただきたいと思います。

そこで、道路関係のほうに戻りますが、今、有明海沿岸道路までが久留米柳川線で整備をされますよね。久留米柳川線の幅員構成はわかりますか。

都市計画課長（高須 亨君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

幅員構成につきましては、片側1車線、両側歩道の道路でありまして、車道幅員が3.25メートル、路側帯0.75メートル、歩道2.5メートル、全幅員が13.0メートルとなっております。また、右折車線のある交差点部につきましては、全幅員が16メートルとなっております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。13メートルの幅員ということで久留米柳川線は計画をされているということですね。

そしたら、今回その関連でお願いしておりますけれども、都市計画道路の矢加部柳河線、これは何メートルで打ってありますか。

都市計画課長（高須 亨君）

近藤議員の質問にお答えいたします。

都市計画道路につきましては、幅員17.0メートルとなっております。

以上です。

9番（近藤末治君）

そしたら、わかりました。これは同じ町矢加部という行政区の中を有沿から北側は13メートル、南側の都市計画道路は17メートルということですが、この都市計画道路の矢加部柳河線、これについてどのように今進めていらっしゃるでしょうか。

都市計画課長（高須 亨君）

この都市計画道路矢加部柳河線につきましては、平成11年に大牟田大川線、有明海沿岸道路の側道ですけれども、これの柳川東出入り口の連絡道路といたしまして都市計画道路に決定されているところでございます。現在のところ整備の方法等については決まっておりませんが、先ほど申し上げましたように、地元説明会のときに整備の要望もございました。そのため整備の必要性については認識いたしております。先ほど申し上げましたとおり、現在、有明海沿岸道路から北側について全線事業化が決まりまして、鋭意事業の進捗に取り組んでいただいております。事業効果を上げるためにも、まずはこの事業の完成を目指し、福岡県とともに全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。その中で、ある程度の見通しができましたら、この路線の整備方法につきましても検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

9番（近藤末治君）

今の段階では、まだ何年度とかいうめどはたっていないということですね。ただ、先ほど申し上げたように、同じ行政区の中でえらい心配してあるわけですよね、どうなるやろかと、17メートルとか、そしたらどっちにどげんなるやろとかかね。そういうことで、この件についてもね、やっぱり同じ行政区ということのを頭の中に入れとってほしいと思います。

それから、ちょっとこれは言っていなかったんですけど、208までが都市計画道路ですね、それから南のほうはまた久留米柳川線で13メートルにやるんですか。

都市計画課長（高須 亨君）

近藤議員の言われますように、現道の208号線までを都市計画道路といたしておりますので、それより南については県道久留米柳川線ということになります。

以上です。

9番（近藤末治君）

わかりました。いずれにしましても、今、久留米柳川線着々と進めていただいております。もう事故が多発しておりましたので、期待しておるところでございます。

それでは、次に枝光の交差点から昭代地区への道路計画についてということでお尋ねをい

たしますが、まず、枝光交差点につきましては、昨年、私、6月議会で質問をいたしておりました。そのときには、平成28年度に国道208号の西蒲池歩道整備について新規事業がなされ測量業務に入ると、こうお答えなっておりますけれども、その後の進捗状況についてお答えください。

都市計画課長（高須 亨君）

近藤議員の質問にお答えいたします。

議員が言われますように、平成28年度に歩道整備については事業化されております。

また、整備につきましては、現在、福岡国道事務所において内部のほうで検討協議を行っていただいているところでございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。

そしたら、今、歩道整備ですね、歩道整備をしながら交差点に入るんですが、前回の答弁でも恐らく部長のほうか何か、課長やったですかね、交差点については歩道整備の事業化が決定して済んで、その後に今後また要望していくということで答弁をされておりますけれども、交差点についての協議はなされていないんですかね、1年間過ぎましたけれども。

都市計画課長（高須 亨君）

近藤議員の質問にお答えいたします。

交差点改良につきましては、今年度も福岡国道事務所に対して強く要望してまいりたいというふうに考えております。また、今年度歩道整備とともに、交差点改良について関係所管と調整協議に入っていく予定でございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

交差点改良については、今後、関係機関と調整していくということですね。はい、ありがとうございます。

それでは、交差点改良を今お答えいただきましたけれども、それでは、今回の質問の趣旨ですが、昭代地区への道路計画ということで、これも前回質問をいたしておりました。県道新田西蒲池線から昭代地区、西浜武まで、これはいわゆる都市計画マスタープランの中にも位置づけをされております外環状1.2キロほどですけれども、これについてはその後どのように進んでおりますか。

都市計画課長（高須 亨君）

近藤議員の質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたけれども、歩道整備とともに今年度交差点改良について関係所管と調整協議を行う予定でございます。その中で交差点の位置、法線等も協議するというように

なると思いますので、昭代地区までの外環状線の将来的整備計画を含めました協議をしていただく予定でございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

前回、建設部長が答弁してくれております。その答弁の中では、まず高橋交差点の事業化に向けて取り組み、その後、県道の読みかえか市道でやるのかは検討するとのことでした。市としましては、都市計画マスタープランで外環状道路について位置づけをしておるこの道路ですから、これは本当に進めていくお考えを持ってありますか。

建設部長（大淵洋祐君）

近藤議員の質問にお答えさせていただきます。

外環状線の整備手法につきましては、市道として行うのか県道などの読みかえで行うのかは今後の課題でありますけれども、先ほど都市計画課長が申し上げましたとおり、今年度、歩道整備とともに交差点改良についての調整協議を関係所管と行う予定といたしております。その中で整備の手法等についても、今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

それはいろいろありましようけれども、これは前回も言ったように、これは行政をまたぐ道路なんですよ。こういう道路整備については、市が音頭取って進めないのだめと私は思うんですよ。地元から声が上がってからするとかそういうふうなことじゃなくて、地元の声を出させるようなことをしないとなかなか進まんと思うんです。まだ交差点改良がわからんから、ちょっといつになるかわからんというふうなことで、だから必要と思うなら、外環状つくらにゃいかんということで思われるならば、昭代区長会とか、またいろんな関係の方とかに話をするとか、こういうことはされておりますか。市が積極的に進めなければ、こういう道路は一朝一夕には進まないんですよ。もう御承知のとおり、地権者の承諾も必要になります。そして、これは計画をしてから地元説明会をしたり、また国や県、こちらにも相談しながらやらないと進まないわけですよ。そして、計画をして実際に事業化というか、それに進むためにはもう二、三年、もう長くなれば四、五年がかかるんです。どうでしょうか。

建設部長（大淵洋祐君）

近藤議員の質問にお答えいたします。

議員が言われますように、事業実施までにはある程度の期間が必要になるというふうに考えております。

現在考えているのは、まずは外環状線の一部となります交差点の改良の事業化、これをまず行いまして、その後、次に進んでいきたいということで、現在のところは交差点改良の事



業化に向けて全力で取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

交差点をして次にということで、その次になるのが、交差点改良事業が終わってから進めるということになれば、もう何年になるかわからんわけです。ですから並行しながらでもね、これは地元には必要と思うならば頑張ってもらいたいということで、私も前回、もう1年前もですけれどね、質問したんですけれども、どうですか、これは本当に必要と思うんでしょう。

建設部長（大淵洋祐君）

近藤議員の質問にお答えさせていただきます。

この外環状線につきましては、都市計画マスタープランの中で、市内の拠点をつなぎ、市民相互の交流を促進するとともに、広域拠点内の交通緩和や安全確保など位置づけておるところでございます。

先ほど答弁いたしました、交差点改良事業化が決定された暁にはということですが、まずはそこを進めまして、その次の段階と、先ほど近藤議員から申されましたように、事業が完了してから次に行くというふうなことじゃございませんで、事業化が決まれば鋭意検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

9番（近藤末治君）

はい、ありがとうございます。もうぜひ頑張ってください。お願いいたします。

それでは、次に高橋中牟田線の進捗状況についてということでお尋ねをいたします。

これも前回質問をいたしておりますので、その後ということになりますが、西蒲池地区の今、泉橋までを30年度に事業完了予定ということで、前回回答をいただいておりますが、その後どう進んでおりますか。

建設課長（待鳥 哲君）

西蒲池地区の泉橋までの現在の進捗状況につきましては、平成24年度に国庫補助事業として着手しました。平成28年度までに道路の詳細設計、用地測量、地質調査及び用地買収を行った箇所を中心に工事を行っているところでございます。

今年度は用地交渉を積極的に行い、残りの用地買収を行っていき、用地買収を行った箇所の工事を順次行う予定をしています。

前回の質問では、30年度完了予定と答弁しておりましたが、厳しい状況にあります。

今後、早期事業完了を目指し、鋭意取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

努力されているということはわかりますけれども、当初、28年度とお答えになったのが30

年度に延びた。今お答えですと30年度でもちょっとあやふやな答弁でございますけど、実際的には泉橋までも完了はまだわからないということですかね。

建設課長（待鳥 哲君）

今現在、泉橋までの明確な完了時期ということのお話ですけど、ちょっと厳しい状態になっておりますので、できるだけ早期事業完了を目指して取り組んでいきたいと考えているところでございます。

9番（近藤末治君）

はい、わかりました。泉橋までをちょっと予想的には31年度ぐらいになるかもわからないということですよ。そうしたときに、この泉橋から208までのところですよ、208にタッチする。これはそしたら、31年が終わってからまた事業採択ということになるんですかね。

建設課長（待鳥 哲君）

高橋中牟田線の1期工事としまして泉橋までの工事を考えております。2期区間として泉橋から枝光交差点までの工事区間を2期として考えており、現在県と協議しておりますのは1期工事が完了後、2期工事に入っていきたいと思っております。

以上です。

9番（近藤末治君）

これも交差点改良と関連しますのでね、十分協議しながら進めていただきたいと思います。それでは、道路整備に関する最後の質問でございますけれども、有明海沿岸道路についてお尋ねをいたします。

高規格道路ということで、国直轄によりまして、平成2年度から用地買収、補償、そして本工事と、これはもう全国でも類を見ないほど驚く早さで事業を着々と進めていただいております。そして今回は、平成29年9月までに高架により4市を結ぶと、これは橋脚に開通時期を示されておりますけれども、はっきりした期日はわかりますか。

都市計画課長（高須 亨君）

近藤議員の質問にお答えいたします。

議員が言われますように、本年9月までに開通の予定となっております、具体的な日については今のところ決まっていないということでございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

いずれにしても、9月までということで国は頑張っておられるということですね。ありがとうございました。

特に高架橋でつながることによりまして、今現在、徳益地区のあの渋滞、もう本当、現在の443までつながるぐらいになりますけれども、これが解消されて、今まで以上に利便性が高まって利用者も大変喜ばれると思います。これもひとえに、当時、大川市から大牟田市まで

で、3市3町で期成会をつくられて活動や努力をされておりました地元代議士の先生、また、県の関係の方々、そして何よりも地元地権者の御同意、御協力によって進んでおります。心から感謝するものでございますが、一時期ですね、こんな無駄な道路をつくるなどか言われまして、当時の政権の幹事長まで現地に來られたのを記憶いたしておりますけれども、また、先日は藤吉、矢ヶ部、蒲池の各小学校の児童に、その子たちの将来の思い出にということで路面に大きな絵を描くイベントも実施していただきました。私も蒲池小学校の子供たちに翌日どうだったと聞きましたら、大変楽しかったよと言って笑顔で答えてくれたんですけども、このように地元で配慮しながら工事も着々と早期完成を目指していただいております。

そこでお尋ねをいたしますが、当時の予想交通量、これはどれくらいだったのか、そして、現在はどれくらいの交通量になっているのか。

都市計画課長（高須 亨君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

当初の設計交通量につきましては、1日約1万4,000台となっております。現在の交通量につきましては、大和北インターチェンジ付近で1日約1万6,000台、大牟田北インターチェンジ付近で1日約2万台以上となっております。

以上です。

9番（近藤未治君）

ありがたいことに、本当に交通量も予想交通量よりもかなり多い2万台が通過しているということですね。そしたら、今現在は片側1車線で対面交通ですよ、これが大部分ですが、今後、これが当初計画のとおり4車線化に進まれるのでしょうか。

都市計画課長（高須 亨君）

近藤議員の質問にお答えいたします。

平成29年9月までに徳益インターチェンジから柳川西インターチェンジまでが供用開始されまして、大牟田市、みやま市、柳川市、大川市の4市が暫定2車線の自動車専用道路でつながる予定でございます。

現在は道路ネットワークの形成を優先するというので、まずは全線開通を目指して事業の進捗に取り組んでいくということでございます。

ただし、4車線化につきましては、これまでも期成会として要望を行っておりますので、今後も強く要望してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

9番（近藤未治君）

ありがとうございます。本当に先ほども申し上げたとおり、類を見ないようなスピードで整備をいただいております。感謝したいと思います。

ちょっとこれはなんですけれども、執行部でも考えてあると思うんですが、柳川西イン

ターと東インターが9月以降に、今さっき言いましたように高架交通になるということになりますと、今、側道部の県道771号線、この交通量が高架で通過しますから減少すると思うんですよ。したがって、現在の町矢加部交差点と柳川西インター交差点の信号機、これ今は1対1ですけども、これを交通量に合わせた配分にするというようなことを早目に警察のほうに協議をされた方がいいと思います。

以上で道路整備についての質問は終わります。ありがとうございました。

それでは、次に2項目めの柳川駅東部土地区画整理事業における狭小市有地の売却についてお尋ねをいたします。

この事業は、現在、本工事も終了いたしまして区画整理後の宅地には民家やホテル等も新築されまして、新しい町並みが生まれました。市におきましても、区画整理推進室が係へと縮小をされましたが、今はどのような業務ですか。

都市計画課長（高須 亨君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

区画整理係では、主に土地区画整理事業の換地及び清算事務に関することや移転計画及び補償に関すること、その他事業計画に関することなどを所管しております。

今年度は、事業完了に向けて換地計画の作成や換地処分の手続及び換地処分に伴います登記に関する業務を進めてまいります。

以上です。

9番（近藤末治君）

今は換地登記事務をやっているということですね。

それでは、この事業に対する減歩率はどれくらいですか。それとまた、換地登記が終了する時期、これがわかりましたらお願いします。

都市計画課長（高須 亨君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

それぞれの土地の評価によりまして減歩率はばらつきがございますけれども、事業に伴います平均の減歩率は約24.9%となっております。

また、登記完了の時期につきましては、平成30年5月ごろを予定し、鋭意作業を進めているところでございますけれども、換地処分の完了の時期や法務局の作業の進捗によりましては多少おくれる可能性もあるというふうに考えております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。一応、登記完了が30年5月ごろということですね。

そこで、今回お尋ねしたいのは、国道443号の北側に土地を所有されている方で、その方は区画整理後の形状は変わらない、いわゆる間口は変わらない、換地後ももとの土地に張り

ついた方で減歩だけされた人なんですけれども、その方が隣接する残地の払い下げを受けたいと希望されたときの対応はどうなりますか。

都市計画課長（高須 亨君）

近藤議員の質問にお答えいたします。

希望される土地の面積等でございますけれども、希望される土地の面積等によりまして、事業完了前に売却する場合と事業完了後に公募により売却する場合がございます。

以上です。

9番（近藤未治君）

事業の中で払い下げするのと事業後払い下げするのがあるということですね。そしたら、ちょっとここで資料を読ませていただきますけれども、柳川駅東部土地区画整理事業における狭小市有地の売却についてということで、狭小市有地売却について、このような狭小市有地を隣接者に売却により得た収入を柳川駅東部土地区画整理事業の財源、そして、売却した土地については固定資産税も税収も見込めるということで、いろいろ云々ありますけれども、以上のことから将来的に公共的活用が見込めない狭小市有地については、早期に売却したほうが好ましいと思われる。そして2番に、その売却の対象となる市有地、これは将来的に公共的活用が見込まれない狭小市有地ということで、ここに原則100平米未満となっておりますけれども、100平米未満と100平米以上ですね、100平米未満のところは区画整理で処理するというのでしょうか。

都市計画課長（高須 亨君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

本事業におきましては、土地の区画を整え宅地利用を増進することも目的としておりますため、その利用が見込みやすくなる100平米以上の市有地につきましては、事業後に普通財産として財政課に移管し、その後、購入希望者を公募する予定といたしております。

以上です。

9番（近藤未治君）

そしたら、100平米以上は結局、区画整理の手元外れて普通財産として払い下げをすることですね。そしたら、先ほど申し上げました100平米未満、100平米以上を払い下げたところはございませんか。

都市計画課長（高須 亨君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

狭小市有地の売却につきましては、将来的な公共的活用の見込みや事業完了後の維持管理等を考慮し、原則100平米未満を対象としておりますが、狭小地単独では民間でも活用が見込まれないような状況にある土地に関しまして、これまで1件のみ、面積106平米について、これは市有地使用検討委員会と市有財産審議会を経た上で売却しております。

以上です。

9番（近藤末治君）

1件あるということですね、それじゃ、100平米を超しているけれども、その理由は何でしょうか。

都市計画課長（高須 亨君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

その106平米につきましては、土地の利用活用が困難というか1筆で利用価値がない、利用価値について低いと見込まれるところについて、先ほども申しましたように、形の悪いもの、そういったところについて市有地使用検討委員会と市有財産審議会の上にお諮りした上で売却をいたしているところでございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。

先ほどの回答では100平米を超した土地も形状が悪いというようなことで、区画整理事業関連、この関連事業ということで処理をしたと、売却したと。

それで質問のこの土地は、以前、占用しておった土地と減歩した自分の土地を合計したら100平米を超したわけですね。ということで、今、課長御答弁のとおり、普通財産として払い下げをすることですが、今後、財政課のほうに移管をするんでしょうね。どうでしょうか。

都市計画課長（高須 亨君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

土地区画整理事業におきます換地につきましては、先ほど申しましたけれども、将来的な土地活用が有効に行われるよう計画しておりまして、議員御指摘の土地につきましても、当初は活用できる土地として配置しておりましたけれども、地権者の要望によって換地の変更を行った結果、一部が市有地となったものでございます。

また、占用を許可していた市有地につきましては、関係者了解の上、返還していただきまして、新たな道路や水路等に換地しております。

事業の推進に当たりましては、地権者の皆様方には多くの御協力をいただいておりますとともに、いろいろなところから御意見をいただくこともございますけれども、今後も売却に関する取り扱いにつきましては公平性を期すために、基準はこれまでどおりとさせていただきたいと考えておりますので、100平米以上につきましては、普通財産として今後公募により売却というふうな形で処理をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく御了解のほうお願いしたいと思います。

9番（近藤末治君）

今後は普通財産ということで財政のほうになるんですよね。そしたら、財政課長は今後のお考えはどうでしょうか。

財政課長（島添守男君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

普通財産への引き継ぎの際には、それまでの経緯について現在の所管課であります都市計画課のほうに確認をいたします。

以上です。

9番（近藤未治君）

わかりました。財政課のほうでも関係課と今後十分協議をされて処理をしていただきたいとお願いをいたします。

それでは、最後に3項目めの市民要望についてということで、最初に耕作放棄農地の指導についてということでお尋ねをいたします。

農業従事者の高齢化や担い手不足によりまして耕作放棄農地がふえてきているようですが、これは何年ぐらいで耕作放棄地となるのでしょうか。また、現在、柳川市全体で農振地域と農振地域外の放棄農地の面積はどれくらいありますか。

農業委員会事務局長（石川時宗君）

近藤議員の質問についてお答えします。

耕作放棄農地の基準と面積の質問ですけど、耕作放棄農地とは、国の通知により従前は耕作されていたが、現在は1年以上耕作されておらず、かつ今後も耕作される見込みがない農地や、周辺地域の農地と比較して、作物の作付など利用の程度が著しく劣っている農地が対象となります。

そこで、柳川市の耕作放棄農地面積については、一応2.4ヘクタールということをつかんでおります。全農地面積4,041ヘクタールの0.06%の割合となっております。その耕作放棄農地2.4ヘクタールの内訳は、農業振興地域内農用地区の農地、いわゆる青地が1.1ヘクタール、また、農業振興地域内の農用区域外である用途地域や圃場整備がされていない農地について、いわゆる白地が1.3ヘクタールとなっております。

以上でございます。

9番（近藤未治君）

パーセントにすれば結構少ないですね。そういうもんですか。やっぱり目立つのが、いわゆる白地のところの農地が目立つから多いと思うんですかね。そういうところで、調査、これはどこでやられておりますか。また、その指導ですね、こういうふうにしてくださいというのはどのようなやり方をされておりますか。

農業委員会事務局長（石川時宗君）

調査につきましては、一応、農地法第30条で農業委員会が毎年1回市内の全農地の利用状

況調査、いわゆる農地パトロールを行うよう義務づけされております。

柳川市では、農業委員さんによる農地パトロールを毎年8月に実施しております。パトロールでは農地の利用状況、現に耕作されていない荒廃状況や再生状況などの確認を行い、市農政課とともに利用状況調査票などを作成していきます。そして、調査結果に基づきまして、今後の対応を協議しております。

耕作放棄地と思われる対象農地については、農地法第32条で、所有者などに対して、みずから耕作するのか、誰かに貸し付けるかなどの利用意向調査を実施することになっております。

また、利用意向調査による回答から6カ月経ても意向どおりに利用されていない状況がある場合は、やっぱり必要に応じて耕作管理の勧告や通知など是正指導を所有者などに対して送付しております。

以上です。

9番（近藤未治君）

環境面からもよろしく御指導をお願いしたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、野鳥対策についてということでお尋ねをいたします。カラスについては今までも質問がございましたが、その後どのような対応をされておりますか。

農政課長（林 誠君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

カラスなどの野鳥への市の対応策につきましては、現在、有害鳥獣への対応策としまして、農政課では鳥獣被害防止計画を作成し、柳川市鳥獣被害防止対策協議会で農作物の被害状況や鳥類の飛来状況、また、農作物の管理スケジュールなどを調整し、農地での銃による捕獲を行っています。

また、平成26年度からは有明海のノリ養殖の被害対策として、漁連や関係自治体と連携、協議し、爆音機の設置や銃によるカモの捕獲などを実施しております。

また、銃による捕獲が難しい集落などについては、カラス撃退機を貸し出し対応しておるとともに、カラスの習性などを国の農政局農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーなどにお尋ねして、野鳥への対応策を皆さんにお伝えしているところです。

以上です。

生活環境課長（武田真治君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

生活環境課のほうで今まで行った対策といたしましては、カラスの集まる場所で空砲を鳴らしたことがあります。一時的にいなくはなりましたが、すぐに戻ってきてもとの状況になり、効果は余りなかったと聞いております。



また、平成24年ころから九州電力に相談をいたしまして、市役所東側及び商工会議所前付近、鍛冶屋町交差点付近、辻町交差点付近の電線にカラスがとまれないような工事をしてもらっております。工事をしてもらった場所には、現在でもカラスはとまっていないようですが、そういったものが移動したりして、それ以外の地域におきましては、ふんの害やごみの収集のときの餌とりなどの課題が現在もあると認識をしているところです。

さらに住宅地におきましては、土地の所有者に対し、カラスなどが巣をつくらないように樹木の伐採など対応をお願いしている状況でございます。

カラス対策といたしましては、特に子育ての時期に樹木の枝打ちなど早目に行うことや、地域の生ごみ回収場所での網かけを徹底するなど、巣づくりできない環境づくりというのが重要であると考えているところです。

以上です。

9番（近藤末治君）

なかなかカラスも利口者で、空砲でもまた別のところに行くようですが、今回、私の家の近くに高いクスノキがあるんですよ。そこに近ごろゴイサギがすみついて、独特な鳴き声で朝晩大変迷惑をしておるんですが、このような場合の対応はどのようになりますか。

生活環境課長（武田真治君）

議員御指摘のように、高木に巣をつくって鳴き声がうるさいということは市民生活にとって迷惑なことだと承知しております。その場合の対応としては、まず樹木の管理者であります土地の所有者に対して巣を落とすことや枝を切るなど、巣をつくらないような手だてをお願いしているというふうな状況でございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

所有者がわかれば、その方をお願いするということですね。ここの場合が、ちょっと質問をしているところが、今現在10個ぐらい巣をつくっておりますけれども、小さな観音堂なんです。それで、今回の国土調査の中でも19名ほどの共有物になって、その土地の方も、もう先祖代々の何代もさかのぼらないとできないような方であって、その相続人になる方も、何でこんなところにあるやろかというぐらいな土地なんです。こういうことで、近所で迷惑で解消できないと思うんですが、こういう場合も市の手助けというのはできないんでしょうか。

生活環境課長（武田真治君）

所有者等が不特定多数で不明な場合などは、対応に苦慮しているケースです。とはいっても、サギの鳴き声がうるさいなど住民の方にとっては迷惑な話ですので、何か有効な手だてなどないか先進事例等を研究したいと思います。

また、野鳥対策等につきましては、その周辺住民にも被害が及ばないような方法で行うべ

きであり、非常に難しい問題でありますので、今後とも関係機関や専門家の意見等を参考に  
して、よりよい対処方法を検討していきたいと考えております。

以上です。

9番（近藤末治君）

先日、私たちの地区では一斉清掃を行いました。そのときに水路の側に竹やぶが倒れてお  
ると、そういうことで、これは水の流れを阻害するというので、地区の農地・水・環境の  
手助けということでできたわけですよ。今回のような所有者も曖昧でわからないというふう  
なときは何らかの市の手助けが欲しいなということで今回お願いをしたんですが、これはな  
かなか難しいと思いますが、どんなでしょうかね。

生活環境課長（武田真治君）

農地や水路以外の宅地などの私有地の樹木伐採について、助成というところは今のところ  
は考えておりません。ただ、サギの鳴き声に迷惑してある状況は十分に理解しているところ  
です。先ほども申しましたが、今後とも関係機関や専門家の意見等を参考に、いい対処  
方法を検討していきたいと思っております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。なかなか難しいと思いますが、今後考えていただきたいと思  
いまして、以上をもちまして私の質問、全て終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、近藤末治議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午後0時8分 休憩

午後1時 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、15番緒方寿光議員の発言を許します。

15番（緒方寿光君）（登壇）

皆様こんにちは。15番緒方寿光です。金子市長の市政運営3期目のスタートに当たりまし  
て、早速市民の皆様からいただきました数多くの貴重な意見及び提案をもとに一般質問を行  
います。60分の限られた時間でございますので、ぜひ内容のある具体的な議論を強く望みま  
す。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をお願いします。また、議長の取り計らいを  
よろしくをお願いします。

今回の私の質問は5点です。

1点目の質問は、金子市長の市政3期目での農業振興策を具体的にお聞きします。

既に今定例会の金子市長の所信表明では、農家所得の向上や安定的な経営を展開していく上では、米、麦、大豆の生産のみではなく、野菜などの園芸品目を取り入れた多角的な経営が必要となるため、今回研究会を設立し、作物の研究や試作規模を拡大するとともに、柳川市の特産物としての新規作物の開発に取り組んでいくとの表明でした。そこで、初めに市長の市政3期目に当たりまして、農業振興策での具体策をお聞きします。

2点目の質問は、市の計画道路及び市道の整備方針についてであります。

この件につきましては、市民の皆様の要望により、私自身再三にわたり整備推進の立場での質問を行ってきました。三橋筑紫橋線都市計画街路事業についてであります。

この件では、今議会の市長の所信表明の中で、福岡県よりことし3月に事業化が決定し、今後、地元説明会や測量が始まるものと思われ、今後も事業進捗に向け努力していくと表明がなされました。そして、この表明に対しまして、地元関係者及び昭代地区の住民の方からも早期の整備の完成に向けて大変期待をしているということでした。そこで、この事業に対する今後の具体的方針をお聞きします。

さらに、市道の整備方針もお聞きします。

具体的には、朝夕の渋滞や安全性に対し、市民及び地元住民から整備要望の声が極めて高い本町交差点や雁喰交差点の市道の右折レーンなどの交差点整備、並びに2交差点間の市道の整備の市の具体的方針をお聞きします。

3つ目の質問です。

2015年、柳川市への外国人観光客の入り込み数は約15万人で、前年比でおよそ6万人がふえています。そこで、外国人観光客が急増している中で、トイレの使い方がわからないとの声や、また、川下りの英語表記が統一されていないため、外国人観光客が同一の観光地を示していると考えていないなど、このことに戸惑う外国人は大変多く、また、問題点も多く取り上げられているようです。そこで、外国人観光客に対するトイレの使用法表記、市としてはどのような対策をとられているのか、また、川下りの英語表記の統一の必要性について質問をいたします。

4点目です。4点目の質問は、ごみのポイ捨て、ペットのふん害などへの対策をお聞きします。

近年、この2点については苦情なども数多く寄せられておりまして、マナー違反のために地域内でのトラブルになっているケースも増加しているようです。そこで、市の具体的対策をお聞きします。

最後の質問は、自転車交通マナーの徹底についてお聞きします。

特に最近では、小学生、中学生、高校生、また一般社会人の自転車での右側通行、斜め横断、信号無視、一旦停止違反、スマホを見ながらの運転が多く見られ、そのことで接触事故などがふえているようです。そこで、市としての今後の交通マナーの徹底での具体的方針を

お聞きします。

これから先の具体的な質問は、自席から一問一答方式で行います。60分の限られた時間ですので、ぜひ市長及び執行部の皆さんの簡潔明瞭な答弁を求めます。

壇上からの質問は以上です。

15番（緒方寿光君）続

初めに、農業政策について質問をいたします。

今回、農業政策につきましては、第2次柳川市総合計画基本構想が提案されています。その内容は、皆さん御存じのように、ブランド確立による稼ぐ農業への転換とされ、そして、農業生産額を平成31年度目標値で55億円、そしてまた、経営安定のための担い手への農地集積を1,400ヘクタールと設定されております。そして、このことを達成するために、この柳川市、今回、農業生産基盤の保全と機能向上という方針を出され、4つの柱を立ててあります。

私もこの計画案を全てじっくり拝読させていただきましたが、まず4点の中の1点目が、農業振興のための計画見直しとして、優良農地を確保するために、現在、福岡県関係機関と協議を行って、農業振興地域の全体見直しを検討しているということであります。

2つ目に、農地の集約化については、農地中間管理事業を推進し、そして、昨年度までに本市では約1,095ヘクタールの実績を上げてあります。今後も農地の集積を進めていくということであります。

そして3つ目には、多面的な機能を有する農業の環境向上を進めるために今後も多面的機能支払交付金制度、このことを推進して環境向上を進めていくということ。

そして4つ目には、塩水対策の徹底、そしてまた、先ほど質問もあっておりましたが、有害鳥獣対策に努めていくということであります。

この4点につきましては、これまでも市のほうで取り組みもなされておりますし、今後スピードを上げて、ぜひさらに強く推進をしていただきたいと強く要望をさせていただきます。

そしてさらには、この基本計画の中で重要だと思うのが、農産物の生産・流通体制の強化を柱として市の方針を6点上げられております。特にこの6点の中で私が一番質問をさせていただきたいのは、新規作物の導入と農産物の高付加価値化の促進であります。この方針を出されております。そして、この件につきましては、私自身も予算委員会の中で発言もさせていただいて、今回補正予算におきまして、市といたしまして、およそ3,600千円ほど計上の提案がなされております。

そこで質問しますが、特に今回の新規作物の導入についての今後の柳川市の具体的な方針をまずお尋ねいたします。

農政課長（林 誠君）

緒方議員の新規作物の導入と、6次産業化における加工品の開発など農産物の高付加価値

化を促進し、所得向上に取り組むことについてお尋ねだと思います。

緒方議員の御質問にお答えします。

新規作物の導入につきましては、近年の消費者ニーズの多様化に伴い、廉価で多売型農産物と高価で安全・安心型農産物の二極化が進む傾向にあります。生活様式や消費活動の変化に対応した売れる農産物づくりが欠かせません。このため、明確な産地づくりの方針を定め、農産物の付加価値化やブランド化、多様な流通体制の確立、販売体制の強化などが必要となります。また、国内外での地域間競争の時代の中、流通・販売体制の強化と産地PRも求められています。

本市では、約4,000ヘクタールの農地の60%以上が33の集落営農組合の構成員により作付されており、そのうち、昨年度までに24の組織が法人化されましたが、ほとんどの組織は米、麦、大豆のみの経営となっております。

水稻については、生産調整により作付面積は減少し、麦については外国産との競争等により価格が低迷しております。そこで、本市は転作作物として大豆の生産を推進して30年以上が経過する中、大豆の生産量、面積とも県下で最も多い産地となっております。

しかし、営農組織構成員の農家所得の向上、組織の安定的な経営を展開していくには、米、麦、大豆の生産のみでなく、野菜生産などを取り入れた経営が必要と考えられることから、そこで、これまで本市では、平成18年度より新規作物や伝統作物のプロッコリーやツボミナ、ソラマメ、ヒシ、カボチャの調査研究を行ってまいりましたが、以前のイグサやレタスのような品目は生まれていません。

今回、柳川の風土に合った新規作物の調査、研究、試作などを行う研究会を立ち上げ取り組んでいきたいと考えております。

加工品の開発PRにつきましては、農産物特産品づくり協議会などを通して推進していきます。昨年は、日本農業新聞の一村一品では、「まめマヨ」の大賞に引き続き、あまおうとハバネロを使用した「AMANERO」が金賞を受賞するとともに、ナスやオクラ、ニラなどを使ったドライフーズの販売も順調に伸びていると聞いております。

今後も6次化につきましても積極的に推進していきたいと考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

私が一番聞きたかったのは、新規作物の導入について研究会を立ち上げるということでございましたので、要はこの研究会をどのような形でメンバー構成されて、今後この研究会、視察等々、市場調査等々されると思いますが、特に若手のやる気のある農業者と申しましうか、この方々のこの研究会への抜てきと申しましうか、メンバーの中の一人と申しましうか、そういうことを具体的にどういったところまで市として考えてあるのか、そこを聞かせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

農政課長（林 誠君）

新規作物の研究会の委員さんにつきましては、農業委員さんとか認定農業者の代表の方、また、営農組織の代表の方や県の農業指導士、また、議員さん等にも協力をお願いし、また、大学の先生などをお願いして、また、県の普及指導センターなど、それに現在、認定新規就農者と若い世代もたくさんふえております。そういう方たちの意見をお聞きしながら、また、流通販売関係についても、市場などに意見とかをアドバイスしていただき研究していきたいと思っております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。ぜひスピードを上げてこの研究会、あらゆる角度で議論していただいて、市場の調査を具体的にやっていただいて、分析も含めて早く新規作物がきちんとつくれるようになるようによろしくお願ひしたいと思っております。

そして、もう一点の質問は、販売拡大と流通体制の強化ということで市の計画の中でうたっております。その中には、販売拡大と流通体制の強化として、特に直売所の整備、そして軽トラック市の開催ということではありますが、生産者が消費者と直接結びついた市場の開発と、そして海外、そしてまたネット販売などへの新たな市場への販売を支援し、産地としてのPRを促進していくという計画書が作成をされているわけでありまして。

そこで質問いたしますが、生産者と消費者が結びついたと、市場の開発ということでありまして、前回3月議会におきまして市長のほうから、道の駅につきましてさまざまな角度から鋭意前向きに検討していきたいと考えている、という答弁があったと思っております。道の駅も含めまして、今後販売の拡大、生産者が消費者と結びついた販路の開発と、市場の開発という部分につきまして質問をさせていただきたいと思っております。

農政課長（林 誠君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

販路拡大や生産者が消費者と直接結びつく販売などにつきましては、現在トップセールスにおいてJAの組合長や各園芸部会長さんなどとともに、毎年、本市の農産物が販売されている中心的な市場に出向き、市場関係者や消費者、実需者と直接意見を交換する機会など積極的に活用し、本市農産物のPRを行っております。柳川ファンもあわせて発掘しており、これからも推進してまいりたいと思っております。

また、農産物のキャラクター「センドくん」の着ぐるみにより消費者へ柳川農産物のPRを行っております。

直売所については、現在、ふれ愛の里やふじの里などJAにおいて運営されている中、これらの方向性や整備については、JAを含め関係機関と協議をして進めなければならないと考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

私は、この農業施策につきましては、特に柳川で今必要なことは、まずは早急に市場調査、分析を研究会等々で徹底して行って、この地域でやはりブランド農産物を立ち上げて、さらに出荷とその実績、販売実績を重ね、そしてまた、農家所得の増大につなげていくための市の支援を、今スピードを上げて行うべきではないかと強く考えております。

3期目のスタートに当たりまして、市長の見解等ありましたら、ぜひ教えていただきたいと思えます。

市長（金子健次君）

私のほうから答弁させていただきます。

今、緒方議員のほうから触れられましたけど、今回、新規の農作物という形で3,600千円計上いたしました。メンバーについては、先ほど課長のほうが申し上げましたけど、トップには地元出身の大学の教授を入れたいということで今相談しておりますので、それとあらゆる角度から、そしてまた、そういう非常に若い人で意欲のある人もメンバーの中に私も構成したいな、構成メンバーに入れたいなというふうに思っております。

それと、道の駅の関係もよろしいですかね。道の駅についても考え方はございまして、イチゴのあまおうやアスパラ、ナスなどの地元の農産物、福岡の有明のりを初めとする有明海産の水産加工品などを販売する場所を提供することになるかと思えます。そういう意味では、地域経済の活性化につながっていくと思えます。

しかしながら、1つだけ心配なのは、既存の土産店や地元小売業者の影響も十分解決しなければならぬ問題だというふうに思っておりますし、本年9月には、先ほど午前中の一般質問の中でありましたとおり、有明海沿岸道路の徳益インターから柳川西インターが9月には開通いたします。そういう意味では、今後は443号バイパスの西への延伸、こちらに向かう延伸も将来には計画がされておりますので、人と車の流れが大きく変わっていきます。そういう意味では、そういう場所等に道の駅を整備していきたいという考え方は持ち合わせて、いろんな角度から鋭意検討を加えて、整備の方向で進みたいというふうに考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。ぜひ3期目に当たりまして、農業施策につきまして大いに期待をしているところでございますので、ひとつよろしく実行していただきたいと思えます。

次に、計画道路、そして市道の整備方針についてお聞きをいたします。

初めに、柳川市役所から西へ向かう都市計画道路整備についての質問ですが、先日の質疑で佐々木議員のほうからも質問がございましたが、私自身、この件については推進の立場でさまざまな意見、質問をさせていただいてきました。

そこで、事業決定までのこれまでの経緯を簡単に、そして、具体的な今後の方針、もう簡単に結構ですので、まずはこの件についてお聞きをしたいと思います。

都市計画課長（高須 亨君）

緒方議員の質問にお答えいたします。

平成27年度に懇話会等を開催いたしまして、地元住民との合意形成が整いまして、平成28年度も早期事業化を目指して福岡県に対して強く要望してまいりました。そして、先ほど議員が言われましたように、このほど平成29年度から事業着手が決定したところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

この道路につきましては、市長からも何回も答弁をいただいた記憶がございますが、一日でも早く、整備に着手して一日でも早く完成させたいというようなお話を聞いたことがございますが、今回、福岡県の整備事業、これは再決定になるのでしょうか。決定ということでございますので、この県の事業完成予定時期等々、その内容がもし把握してあるのであれば、ぜひ聞かせていただきたいと考えております。

都市計画課長（高須 亨君）

緒方議員の質問にお答えいたします。

先ほど申しましたとおり、今年度から事業着手が決まりましたので、柳川市といたしましても用地交渉等の体制を整えまして、福岡県とともに事業進捗を図ってまいりたいと考えております。

タイムスケジュールにつきましては、平成29年度については詳細設計、橋梁設計を行う予定とでございます。平成30年度以降に用地測量、物件補償等に入っていくことになるのではないかと考えております。ただ、予算の状況、用地交渉等の状況などでさまざまな要因がございますので、具体的なタイムスケジュールは決まっておりませんが、一日でも早い完成を目指して事業進捗に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

どうぞ一日でも早い整備をよろしくお願ひしたいと思います。これ以上に都市計画道路については質問いたしません。よろしくお願ひいたします。

そして、次の質問ですが、市道におきます本町の交差点及び雁喰の交差点の改良整備、そして、2つの交差点間の道路整備と申しましうか、このことについて質問をさせていただきたいと思ひます。

これはもう皆さん御存じのように、市道の現況といたしましては、主に城内小学校、柳城中学校、柳川高校、伝習館高校と、通学路にもかかわらず幅員は大変狭くて、また、中途半



端な歩道のために歩行者の安全がなかなか確保できていないというような市道であります。

さらには、この市道には路線バスや、そして大型車、自動車、二輪車等々、往来は物すごく多くて、日常的に交通渋滞が大きく起きております。特に2つの交差点については、市道部分について幅員も狭くて、特に右折レーンがなかなかないために、通勤通学時に右折しようという車が待機している後ろに数珠つなぎに車両が長く渋滞をしているという状況の中で、通勤者、通学者含めてさまざまな声が上がっている市道であります。

さらに、市民グラウンドに仮に、おおよそ3年後に市民文化会館が建設されることとなりますと、現在提案されている図面を拝見させていただきましたが、一方の出入り口は宮永橋付近に計画をされているところであります。仮に完成後は、市民文化会館へのバス、マイクロバス、大型車両、自家用車、二輪車等々、やはり頻繁にここの出入り口から出る、入るといこととなりますと今以上の渋滞が予想されるわけでありまして、特に大きなイベント等々の場合は、出る時間というのが一緒になりまして、大変どこの施設を見ても渋滞の状況を確認するところでありまして。

そして、今回の計画によって2つの交差点の渋滞が今以上に大渋滞となることが予測されるのではないかというような住民の皆さんの声もあります。

執行部のほうから、この件について事前に私は質問させていただいて、その対策として、国道の443号線が、このバイパスが徳益から県道橋本辻町線まで延伸されると、この道路と交差することから、完成後は交通の流れも著しく変わってくるというような御説明はいただいておりますが、私は、国道443号線バイパス、この延伸工事については、これは私の考えですけれども、10年以上完成までには時間がかかると考えております。この長期の間にそしてたらどうするのかという対策を今検討し実行していかなければならないときではないかと考えておりますが、そこで、この市道につきまして、現況の調査、そして、その現況調査によって今後どのような市としての方針を立てられているのか、具体的な施策、道路整備、交差点改良につきまして、ありましたら、ぜひよろしく申し上げます。

都市計画課長（高須 亨君）

緒方議員の質問にお答えいたします。

まず、雁喰交差点の改良につきましては、平成28年度に地元からの要望を受けまして福岡県に整備要望を出しているところでございます。

この雁喰交差点を含みます県道高田柳川線については、現在、横橋交差点改良に28年度より取り組んでいただいております。まずはこの横橋交差点の改良工事を完成させることが大切でありまして、完了に向けて福岡県とともに現在全力で取り組んでいるところでございます。

以上です。

建設課長（待鳥 哲君）

緒方議員の質問にお答えします。

交差点の交通量調査については、生涯学習課で行われていることは承知しております。

雁喰交差点改良は、先ほど都市計画課長がお答えしましたが、福岡県に交差点改良の要望をしているところです。

本町交差点につきましても、店舗や住宅が立ち並んでおりますが、部分的な改良ができないのか、福岡県とも協議してまいりたいと思います。

そのほかに、今年度から事業化された国道443号線バイパスが徳益から県道橋本辻町線まで延伸されますと当道路と交差することから、完成後は交通の流れも著しく変わってくると思われまますので、早期完成に向けて国、県に強く要望してまいりたいと考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

先ほど私が説明させていただいた市道整備につきましては、地元の住民の方からも柳川市に対して要望書も提出されていると聞き及んでおります。そして、市民文化会館の建設予定に当たって、地元地域に対して生涯学習課のほうからでしょうか、説明会がなされたということでございますが、さまざまな地元の意見が出たのにもかかわらず、最終的に市のほうからは御協力と御理解をどうぞよろしく願いたいというふうなお話だけで、その後何のお話もないと、大変憤慨をしているというような地域の方々の意見は多いものが本当にあります。私も訪問もさせていただきましたけれども、この対策をまずやるべきじゃないのかと、今現在も渋滞しているし、今現在も大変使いづらい市道だと、安全性にも問題があるというような中で、金子市長3期目に当たりまして、この市道の整備、そしてまた、2つの交差点の改良、雁喰の交差点については先ほどから答弁をいただいておりますので、そこはもう結構でございますが、本町交差点を含めて整備についての見解がありましたら、ぜひ方針を聞かせていただきたいと考えております。よろしく願います。

建設課長（待鳥 哲君）

この道路は、議員御質問のとおり、通勤などのため朝夕の時間帯の交通量が多いこと、小・中学生の通学路になっていることは認識をしております。

先ほども申しましたように、できること、何ができるのかを関係機関と十分協議を行いながら進めていきたいと考えているところでございます。

15番（緒方寿光君）

市長答弁ございませんので、私のほうからは、先ほど課長が話をされたように、やはりできるところから一つ一つ対策を打って行って早急に実現をしていくということがこの道路については求められると思いますので、ぜひ推進を強く要望させていただきたいと考えております。よろしく願います。どうぞ、願います。

市長（金子健次君）

答弁を私のほうに求めておられますので、私から答弁したいと思います。

3年後の4月には新文化会館をオープンという形を目標に上げております。その間、3年間の間にどうやっていくかという問題ですけれども、一部、できる部分から今言ったんですけれども、そういう歩道の設置が市民の方が協力できれば、そういう部分の区間をなるべく努めてやっていきたいと思っております。

当面、一番最大の努力は、やっぱり徳益からこちらに向かうだけの道路ですね、杉森高校のところまでは必ず早く道路が整備できるような形を、法線を描いて進んでおりますので、今回、これから29年度から着手いたしますので、そういう面では10年かかるというふうに言われましたけれども、なるべくその期間を短くしてできるような形をとって、そういう支障がないように。

あと、交差点の改良についてはそういう努力していきますけれども、若干停止位置でのラインを下げたりとか、いろんな考慮も、警察と協議をしなければならないというふうを考えているところです。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございました。ぜひ早期の整備をよろしく願いいたします。強く要望させていただきます。

次の質問に移ります。

外国人観光客に対するトイレの使用方法表記、そしてまた、川下りの英語表記の統一についての質問です。

これはもう皆さん御存じのように、本市への外国人観光客は、2015年の入り込み客数15万人となっております。全体値136万6,800人の中での15万人なんですが、何と前年比から比べると6万人の急増であります。初めて10万人を超えている状況であるということでありまして、今後も円安の影響を受けて、訪日観光客、外国人観光客は年々増加すると考えておりますが、特に外国人観光客がやはり興味があるのは、日本の歴史、そして文化、そういうものを感じられる施設に特に関心が高いというデータが出ております。

同時に、外国人観光客に対してのもてなしと申しまししょうか、特にそういう表記の部分については、やはり4カ国語ぐらい分けて具体的に表記を行う必要があると考えております。

そこで、まず質問なんですけど、川下りの英語表記があらゆる媒体によって、さまざま違っているという御指摘があるわけなんですけど、現在、パンフレットとか紹介サイト、案内表示板を私も見ましたけれども、本当に媒体によって、川下りが英語表記でそのまま「Kawakudari」になっていたり、リパークルーズとなっていたり、ポートセーリング、ポートツーリングとかあって、7種ぐらいにまたがってまして、このことによって外国人観光客が非常に戸惑いを感じて、柳川が同一の川下りの観光地なのかということ疑

問に思うというのが、これが九州管区行政評価局の調査で7割を上回っているということであります。

そこで、この表記については、やはり早急に統一すべきではないかと考えておりますが、本市の今後の具体的な方針をお聞きいたします。

観光課長（松藤満也君）

緒方議員の質問にお答えします。

平成26年3月に観光庁において、観光立国に向けた多言語対応の改善強化に向けたガイドラインにおいてでございますけれども、観光地等の名称、案内、誘導、位置を示す情報については、多言語化表記の統一性、連続性確保のため、表記を統一する必要があると示されたことに伴い、総務省九州管区行政評価局により九州における外国人旅行者の受け入れ環境の整備に関する実態調査が実施され、ことしの3月に報告書がまとめられたものでございます。

柳川市における調査では、川下り、立花氏庭園、旧戸島家住宅に複数の表記があり、特に川下りにつきましては7種類で、他の施設と比べても数多くの表記が混在していることが報告されました。

今回の調査では、英語表記が主でございますが、市のパンフレットのほか、九州運輸局と九州観光推進機構が共同制作したパンフレット、県観光連盟が発行しているパンフレット、市内の観光案内所に記載されている内容を対象に調査が実施されたところでございます。

今回の報告の中で、川下りの異なる表記が同一の観光地を示していると思わないとの回答が7割に上っているという調査結果を重く受けとめなければならないというふうに考えているところでございます。

一方では、日本語においても、現在、川下りとお堀めぐりの2種類が使われている状況でございます。

行政評価局の指摘では、川下りだけではなくて他の施設の指摘もあることから、九州運輸局などと相談し、市内関係機関とも協議を行いながら、特に川下りにつきましては、「うどん」とか「ラーメン」とか「カラオケ」といった世界共通語になった日本語があります。最近では滝川クリステルさんの「おもてなし」ということがあると思っておりますが、これに柳川も「かわくだり」というようなものにならないかということを含めまして、表記の統一化の検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ぜひ表記の統一に向けて早急に対策を打っていただいて、実現をよろしく願います。

次に、外国人観光客のトイレ使用方法の表記、これについてお聞きします。

特に外国人観光客の中には、日本の和式や洋式のトイレ、使い方がわからないということ

で、このトイレの適切な使用がなされずに、トイレ使用後にちょっと問題が起きていたりしているようでございます。

そこで、柳川市内の公衆用トイレ、そして柳川市内の民間の施設でトイレを開放していただいている施設内の現況、そして、今後の市の対応方針についてお聞かせをください。

観光課長（松藤満也君）

柳川市の外国人観光客数は平成27年が15万人。今調査をしておりますが、平成28年の観光入り込み調査については集計中で、熊本地震の影響で減少の見込みでございます。九州運輸局の平成29年の速報値によりますと、ことしの1月から4月までの外国人入国者数の伸び率は前年比125.4%と増加しており、今後も増加傾向が続くと見込まれており、市としましては外国人観光客の誘客に引き続き取り組みたいと考えています。

外国人がふえることは大変ありがたいことではありますが、一方で、議員御指摘のとおり、文化の違いなどからトイレの使用についてのトラブルがあることも承知しております。

市内の観光客利用が多いトイレの管理者に確認をいたしましたところ、川下り業者、御花、観光案内所ではトイレの使い方に問題がある時期があり、張り紙などでトイレの使用方法に関する英語、中国語、韓国語の案内表示を行った結果、現在では時々使い方が悪く困ったことがあるものの、以前に比べたら改善されているということでもあります。現在も案内表示は継続されているところでございます。

また、市が管理しています高畑公園、柳城児童公園のトイレにつきましては、中国語、韓国語の2カ国語を表示しております。

以上のことから、市内の主要な観光施設では既に対応をいただいております、改善に向かってっていると認識しているところでございます。

現在行っている対応で改善できない状況がある場合や対応に苦慮している施設がある場合につきましては、管理者や観光協会など関係団体とも協力しながら随時対応させていただきたいと思っております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

この件については、特に外国人観光客の入り込み数がせっかく増加しても、その受け入れ環境が整備されていなければ、せっかく来ていただいた旅行者も十分に満足ができずに、再度柳川を訪れようと考えないと、そういう気にはならないという意見もありますので、ぜひ外国人もてなしの対応についてもよろしくお願ひしたいと思いますし、今後、立花宗茂公の大河ドラマ、NHKでの大河ドラマの招致活動もされていくということもございますので、こういう歴史、そして、そういう招致活動につきましても、外国人観光客というのは非常によく御理解してある方も多いし、情報も多分受けていることも多いと思っておりますが、さらにこの柳川市に外国人観光客の増加が見込めるという状況でございますので、ここの外国人観光

客に対してのおもてなしのインフラ、ここについて早急に徹底をしていくということが望まれると思いますが、市長の何か見解がありましたら、ぜひ教えていただきたいと思います。

市長（金子健次君）

そうですね、受け入れのほうをきちんとやらなければならないと思いますし、観光客150万人から、それ以上求めていくわけでございますので、その中にインバウンドとして15万人、また20万人とふえていくことも考えられますので、ぜひ緒方議員が言うような施設を、表示をしていくような形を取り組みたいと思います。

以上です。

15番（緒方寿光君）

市長、答弁ありがとうございます。よろしくお願いします。

次に、4点目の質問です。ごみポイ捨ての現況と対策について、そして、ペットのふん害の問題に対する対策についてお聞きします。

今、非常に道路とかクレーク、そして、田畑にごみのポイ捨てが多く見られます。たばこの吸い殻、そしてペットボトル、缶、さまざまなごみが捨てられている状況があるわけなんです。民家の庭先にごみのポイ捨てをされて、民家の方が非常に立腹されてある方も中にはおられます。やはりここは、このトラブル、このことよっての近隣のトラブルも発生しておりますので、少し啓蒙活動といいましょうか、ここを徹底していく必要があるのではないかと考えておりますので、ぜひ市の今後の対応を聞かせていただきたいと思います。

特に不法投棄についての質問をさせていただいた折に、苦情の実態数、平成26年16件、27年9件、28年度9件と聞いておりますが、私に対してもやっぱりさまざまな苦情があるわけですね。このことについて、啓蒙活動の徹底についての対策をぜひ教えていただきたいと考えておりますが、よろしくお願いします。

生活環境課長（武田真治君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

ポイ捨てに関しましては、ポイ捨てをしにくい環境づくりを行うことが大変重要なことだと認識しております。現在では、広報での啓発に加え、例年4月と10月を強調月間と位置づけまして、各行政区の協力のもと、のぼり旗や立て看板の設置により啓発を行っておりますが、年間を通じての啓発も必要ではないかと感じているところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

その年間の啓発が必要だと感じられて、その対策というのはもう既に生活環境課のほうでは検討されて練ってあるんでしょうか。例えば、年間を通して立て看板を問題があるところには配置するだとか、なぜポイ捨てがだめなのかと、問題なのかという啓蒙をするようなパンフレットをつくるだとか、そういうことを考えてありますでしょうか。

生活環境課長（武田真治君）

不法投棄などに関しましては、現在、年1回程度市報掲載を行いまして、意識啓発を行っております。それに加えまして、ごみ問題対策用の広報チラシの配布とか、なるべく市報掲載による啓発のほうを行いまして、それに加えまして啓発の取り組みといたしまして啓発用のチラシも必要と考えておりますので、啓発物の窓口設置や配布等の対策をとっていきたいと考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ぜひ、啓蒙の強化をよろしくお願ひしたいと考えております。よろしくお願ひします。

そして、次の質問ですが、特にペットのふん尿の害についての苦情が非常に最近多いわけなんです、市民の方の苦情の声はこうなんですよね。犬などを飼ってあって、散歩のときにふんや尿をするのはもう仕方がないんだけど、飼い主の方はやっぱりそれを拾って始末するとか、水をかけて始末するだとか、そういう徹底が全然なされていないんじゃないかと、余りにもマナーが悪いということも聞きます。そして、道路脇にふんがそのまま放置されているケースもよく見ますし、場合によっては自宅の塀にペットの尿が毎日されていると、非常ににおいに迷惑しているよというような苦情の声が最近特に多いんですけれども、このことで担当課のほうに質問しましたところ、登録数が大体何件ぐらいあるのかということでも聞いたところ、飼い主の登録数、27年度末で3,252頭ということでありまして。そして、柳川市としては、4月、5月の予防接種のときに、狂犬病の予防接種のときに飼い主ルールのマナーとしているようなチラシは配布をされているということです。そして、年に2回、のぼりなんかを立てて啓発、強調月間においてはそういうもので啓蒙しているということでありまして、私自身は、特にひどいところについては、常時何らかの啓蒙できるものをつけるべきだと思いますし、例えば啓蒙するステッカーなんかも作成していくことも考えないといけないのではないかと思います。

例えば、そういう苦情を抱えられている住民の方から何かこういうこと、防止するものがないかと言われたときに、そういうステッカーがあれば、家の周辺だとか、自分の御自宅にも張っていただくことも可能ですし、そういう、マナーが特にひどいところについては、そういうことも今後検討していく必要があるのではないかと、啓蒙ステッカーなんかを作成していく必要もあるのではないかと最近よく考えるところでございますが、近隣のことをよく苦情でいろいろ言われるわけなんです、要は飼い主のマナーが向上すれば、これはなくなるわけなんです、なかなか今の現況ではマナーがやっぱり悪いという状況が広がっているみたいですので、ここをやっぱり再度徹底して対策を打つ必要があるのではないかと考えておりますが、飼い主のマナーの問題なんですけどね、市で何か対策を考えてあるのであれば、ぜひ聞かせていただかせませんか。

生活環境課長（武田真治君）

飼い主のマナーがなっていないということで市民の声があるということですが、ほとんどの飼い主の皆様はマナーを守っておられると思っております。ただ一部の方がマナーを守らず、犬のふん放置など見受けられる状況だということで認識をしております。先ほど議員おっしゃいましたとおり、飼い主のマナーの啓発につきましては、毎年4月、5月の集団で狂犬病予防注射を実施する際、飼い主のルールとマナーを啓発したチラシを配布しております。

本来であれば、飼い主のマナーに期待するところではありますけれども、実態を考えると、啓発強化を図る必要があると考えております。

先ほど議員からも提案がありましたとおり、ステッカーですね、今までものぼり旗や看板などは行政区に配布しておりましたけれども、簡易なステッカーなど掲示物を配布ということについて今後前向きに検討をしてみたいと思います。

また、環境の教育面から申しますと、幼少期からの環境美化に対する意識の醸成、そういったことを図ることは重要だと思っておりますので、学校や地域と連携いたしまして、幼少期からの環境教育も推進していきたいと思っております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ぜひ、よろしく願いいたします。

最後の質問になります。自転車交通マナーの徹底の必要性和市の対策をお聞きします。

先ほど冒頭でも質問させていただきましたが、最近よく学生や社会人の方々の中でも自転車での右側通行とか二、三列横列で行くだとか、一旦停止を違反するだとか、スマホを見ながら運転してぶつかりそうになったとか、そういう苦情が私のほうにも電話があったりするわけなんです、そこで質問しますが、柳川市内で自転車マナーの違反についての現況を調査されてあるのであれば、ぜひ何件なのか教えていただきたいと思っております。

総務課長（松藤敏彦君）

緒方議員の質問にお答えをいたします。

自転車交通マナー違反につきまして、柳川警察署のほうにお尋ねをいたしました。平成27年6月1日に道路交通法改正法での自転車危険行為による摘発につきましては、柳川市管内の摘発はいまだなく、ゼロ件ということでございます。ただし、通行区分違反や信号無視、指定場所一時不停止、二人乗りなどの警告が266件とのことでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

状況はわかりました。特に具体的には、最近住民の方から話をいただきましたが、国道橋の東の柳川橋の交差点、この付近での朝の通勤通学時に、要は高校生の自転車通学生が信号



に向かって、信号が変わって停止しなきゃいけないのに、もう勝手に国道橋を渡っていくと、それによって交差点に入って左に曲がろうと思っても曲がれないと、後ろは物すごい渋滞が起きているというような、学生の自転車マナーに対する苦情が住民の方から話がありました。が、ここの実態把握と、その対策と申しましょか、市としての対策で結構ですので、ぜひ教えていただきたいと思います。

総務課長（松藤敏彦君）

通勤通学時、特に朝等につきましては、高校生、また中学生、そういった子供さんたちが盛んに自転車を利用されております。柳川市内の高校生につきましては、伝習館高校、柳川高等学校、杉森高等学校の生徒さんたち3校で1,332人の方が自転車通学をされているという状況でございます。

そういったこともありまして、こちらの総務課のほうからは、高校生の自転車通学生のマナー向上のために市内の3校及び2校の専門学校へ、西鉄駅前駐輪場の放置自転車の解消、それと盗難防止のための施錠の徹底とあわせて、道路交通法遵守とマナー向上についての指導を文書をお願いをしたところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

タイムリーな対応していただいている中で恐縮なんですけれども、配布された後の状況というのは多少変わってよくなったんでしょうかね。その辺の状況を把握してあれば教えていただけませんか。

総務課長（松藤敏彦君）

まだ状況が変わったかどうかという部分については把握はできておりません。

ただ、それぞれの高等学校につきましては、私立の学校でありますとか、県立高校ということでお願いの文書ということでお出しをいたしました。それぞれの学校も名門の高等学校でございますので、生徒さんたちの生徒指導には十分御配慮いただけるものと思っております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

どうぞよろしく申し上げます。

特にこの問題については、大きく考えればそういう自転車通行レーンと申しましょかね、そういうインフラの整備も当然必要になってくるわけですが、まだまだここが行き渡っていない中においては、やはりマナー教育、自転車交通マナー教育をやらなければ事故は、接触事故等も多くなると思いますんで、ここを徹底していただきたいと私は考えております。

特に柳川市内においては、そういった意味では、小学校、中学校ですね、ここの交通安全

教育がなされていると聞いておりますが、例えば年に1回交通講習をやりましたということではなくて、やはり実地と申しましょうかね、自分が自転車に乗って、要はひやっとしたとか、はっとしたとか、そういう実地訓練も時間が可能であればやる必要があると思います。

どうしても頭の中だけでいろいろルールを覚えていても、そういう体験がなければまた同じ繰り返しをやることになると思いますので、やはり安全講習の中でも実施講習を主に考えていただきたいと、そう考えておりますが、市の方針がありましたら、ぜひ教えていただけませんか。

学校教育課長（木下 隆君）

緒方議員の実技講習、教習についてお答えをいたします。

議員御指摘のように、実技の教習は子供たちにとって有効な安全指導だと考えております。各学校で行っております交通安全の実技指導をさらに充実させてまいりたいと考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

もう一点、課長いいですか。要は検討していきたいということなんですが、現況はどうなんでしょうか、小学校、中学校。交通教育がされている中で、特に中学校なんかは部活帰りなんかについては何列にもなって通行している学生も見ますし、なかなかそれが行き渡っていないんじゃないかという声が多い中で、そこを教えていただけませんか。

学校教育課長（木下 隆君）

自転車安全教育についてお答え申し上げます。

小・中学校の交通安全教育については、毎年4月から6月にかけて全ての小・中学校で柳川警察署、交通安全協会、交通安全指導員の方々の協力を仰ぎながら実施しております。そこでは、横断歩道の正しい渡り方や自転車の安全な乗り方について具体的に指導を行っているところでございます。

今後は、地域の見守り隊の方やPTA連合会の皆様などと、学校と地域、そして家庭が連携した取り組みを行っていきたいと考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

どうぞよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午後 1 時 58 分 休憩

午後 2 時 9 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、10 番佐々木創主議員の発言を許します。

10 番（佐々木創主君）（登壇）

佐々木でございます。早速、始めさせていただきます。

本日は、学校教育について質問させていただきます。

この件については、これまで何度もこの場で議論をさせていただいたわけではありますが、その中で、昭和 22 年に制定された教育基本法が平成 18 年、制定以来 59 年ぶりに初めて改正され、時代の経過、社会情勢の変化に対応した今後の教育の方針転換が図られました。そして、新たな教育指導要領が策定されたわけではありますが、そのポイントとして、知・徳・体のバランスのとれた力、生きる力を育む教育というスローガンが掲げられ、目標設定型教育、公共の精神、生命や自然の尊重、伝統と文化の尊重、我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会に貢献する、そういった目標が示され、特に道德教育の充実が盛り込まれました。

そして平成 23 年、その新たな教育指導要領のもとに策定された教科書の選定が行われたわけではありますが、中学校の歴史と公民の教科書の採択に関してさまざまな問題が起きました。というのも、横浜市や沖縄県の八重山地区などで育鵬社の教科書が採択されたことに対し、革新団体や外国人団体による反対運動、また、八重山地区の構成市町村である竹富町が地区の方針に反し東京書籍を採択するなど大きな話題となりました。

我が柳川市の福岡県第 9 地区の採択した歴史と公民の教科書は東京書籍でありました。選定に当たり、在日本大韓国民団から育鵬社を採択するなという働きかけもありました。その育鵬社を選んだ八重山地区は、行政区域に尖閣諸島を抱えていることから、これまでの学校の先生方が選んだ教科書を教育委員会が追認するその手法を改め、教育委員、保護者代表、市民代表が丁寧に時間をかけて中身を吟味し、自分たちの住む地域にふさわしい教科書を選ぶ、そういうことで育鵬社を選ばれたわけではありますが、その手法は画期的なことということで、この福岡県第 9 地区でも、先生任せではなく市民も参加する形での教科書の選定作業をすべきではないかということで提言をしたのに対し、当時の北川教育長は、4 年後は広く意見を聴取し取り組みたいとしていたわけであります。

そこでまず、お尋ねします。昨年度から使用が始まった新しい中学校の教科書選定が平成 27 年に行われたわけではありますが、どういう選定作業が行われ、結果として歴史と公民の教科書はどこの会社のものが採択されたのか、お尋ねします。

執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いします。

教育部長（田尻主範君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

現在使用している教科書の選定に当たっては、従来と同じような手順で選定を行ったところでございます。これは、教科書選定に当たっては、文部科学省からも採択に当たっての公正確保の徹底が再三通知されているところでありまして、また、教科書選定に当たっては、議員御承知のとおり、本市を含め4市1町で構成する第9地区教科用図書採択協議会で決定することになっております。このことから、議員からの御提案がありました採択の方法までに至っていない状況でございます。

以上でございます。

学校教育課長（木下 隆君）

歴史の教科書については東京書籍でございますが、公民の教科書については、ちょっと資料が手元ございませんで、今お答えすることができません。申しわけありません。

教育長（日高 良君）

済みません、私のほうからお答えさせていただきます。

28年度から使用しております社会科の中学校教科書は、地理、歴史、公民ともに東京書籍でございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それで、選定の手順ですね、従来どおりと。平成23年に私がこの質問を取り上げて、当時の北川教育長が広く市民の意見を募りたいとおっしゃったんですが、教育長がかわると変わるんですかね。それは、その当時の教育長の答弁はほごにされるということですかね。

教育長（日高 良君）

佐々木議員のお尋ねにお答えをいたします。

まず、教育長がかわれば方針なり考え方が変わるのかということでございますが、それは決してそういうことではないというふうに考えております。

ただし、北川教育長がお答えになった4年後の教科書採択にあって、北川教育長がもっと広く論陣を張って対応していくというような答弁が多分なされているかと思いますが、そのようにしなかったといいますか、ならなかったのは、答えが重なるかもしれませんが、御承知のように、第9地区では4市1町の協議会を立ち上げまして教科書採択に当たっております。その中にあって、柳川市だけの論調を主張するというのは甚だ厳しい条件にあったというふうに私は理解しております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

主張はしていただいたんですか。

教育長（日高 良君）

保護者や地域の住民等の意見を広く聞くということにつきましては、システム上、柳川市立図書館の中に、御承知かと思えますけれども、教科書センターを置きまして、そのことを広報紙であります市報等で広く……（「協議会の中で柳川の場合は主張したのか」と呼ぶ者あり）協議会の中では、北川教育長の主張というのは主張しておりません。

以上です。

10番（佐々木創主君）

残念ですね。ここの答弁がいかにもその場しのぎかということをしてですね、私は受けとめたわけでありませぬ。

そこで、もう一つお尋ねしますが、その採択選定作業の中で調査員というのを設置して、調査員の方々、つまり学校の先生方が、やはり専門家でありますから、文科省から送られてきた各社の教科書をじっくり見られるということなんですが、じゃ、その調査員の方々、先生方が見られた結果、教育委員会なり教育長のほうにその結果が上がってくると思うんですが、公民なら公民で10社なら10社あると。A社、B社、C社がいいよというような形で上がってくるんですかね、それとも別の形で上がってくるんですかね、その辺ちょっと教えてください。

教育長（日高 良君）

お答えをいたします。

まず、教科書を採択する組織でございますが、議員おっしゃいました調査委員会、これは9学区、10学区ともに合同で行っております。9学区、10学区で選定委員会というのがそれぞれにございまして、選定委員会には3種以上ということで上がってきております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

先ほど文科省の通達という話があったんですが、3社と絞り込みを行うなという通達があるはずなんです。最終的な採択権者は教育委員会です。採択権者が広く公平にしっかり選ぶように、その前の段階で絞り込みをするなど、文科省の2017年4月の通達にそう書いてあるんですよ。そして、事前にお聞きしたら、教育委員の皆さんにその本の閲覧をさせているかとお聞きしたところ、教育委員会室に置いてありますと。ただ、私が調べた中では、文科省は、柳川市なら教育委員さんは今6名ですか。（「4名です」と呼ぶ者あり）4名ですか。教育長を含めて5名分の教科書、見本分は全て送rinaさいということになっているんですよ。なぜ一人一人に見せないんですかね。丹念に見てくださいと。たまにしかおいでにならない教育委員会室に置いときますから見てくださいということは、余りにも消極的です。やはり絞り込みをされた、先生たちが選ばれた、保護者も入ってあるかどうかわかりませんが、その中でどうしても選ぶということになると思うんですよ。

採択権者である教育委員は、それだけの責任もある。それだけ広く調査をする義務もある

というふうに、教育指導要領を含めて、ましてや文科省が局長通達でやっているわけですから、今使われている教科書採択については、前回、私の提言も受け入れられませんでした。来年度からですね、ことし道徳の教科書の選定もあるでしょう。しっかりですね、これは第9地区で、大川とか、みやまとか、大木町とか、大牟田、ほかの自治体の意向もあるでしょう。しかしながら、やっぱり改善すべき点は改善していきましょう。柳川はこういう方式でやりましたというぐらいの提言はですね、努力はしていただきたいというふうに私は思います。いや、答弁はもういいですから。答えられますか、答えられるなら。

教育長（日高 良君）

今、議員御指摘の考え方はごもっともなことであり、大切なことだろうというふうに思うところでございます。やはり地方分権の中で義務教育が行われる時代になってまいりました。それぞれの住民なり保護者の意見等が教育に反映されるというのは、非常に大事だろうというふうに思うところでございます。

したがって、教科書の採択に当たりましては、今まで以上に住民とか保護者の意見を取り入れるよう努力してまいりたいというふうに考えるところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。ぜひよろしく 日高教育長には私も就任以来、大変期待しておりますので、ますますのお働きをよろしくお願ひしたいと思います。

この教科書の選定に当たって、最後にですね、平成23年の採択のときに混乱があったと。特に領土の記載、国家間、それに関して東京書籍は、例えば尖閣諸島であるならば、中国も領有を主張しております、日本も主張しておりますという併記だったんですが、混乱のもととなった育鵬社は、1970年代にあそこに石油の埋蔵が確認されたと、それが発表になってから突然、中国が領有を言い出したと。その背景が書いてあって、ましてや日本の領有のですね、清国以前の、その辺の経緯を含めてしっかり書いてあったわけですね。だから、どこの国の教科書かと言いたくなるぐらいの、ほかに竹島であるとか北方領土、ましてや竹島と領有を争っている韓国の在日本の団体は育鵬社を使うなど。在日本の団体というのは、韓国政府と直結しているじゃないですか。その方々が使うなどということは、彼らの主張にとって都合が悪いから使うなどということなんですよね。結果的に柳川市は、東京書籍の採択自治体は数として一番多いですから、しょうがないと言いながら、韓国にとって都合の悪くない教科書を選んでおったと。

今回使われている教科書に対しても、柳川市、この第9地区にはその外国団体からの働きかけはなかったと聞いておりますが、全国的なところ、特に採択をした横浜市とか今治市とか金沢市とか、今回、小笠原も育鵬社を採択したんですよ。なぜか。赤サンゴを中国の漁船がじゃんじんとりに来る。それで小笠原地区でも、これはいかんぞと、教科書をかえよう

と。それで、外国の方々が運動を展開されたと。都合が悪いから。じゃ、我々日本国民、日本の子供たちに教えるべき内容を盛り込んだ教科書、そういうこともしっかり踏まえていただきたいということだけ申し上げておきます。もう答弁は結構ですから。

それで、その教科書採択に絡んで、先日、西日本新聞に、教科書会社から学校の先生方に全国的に金銭が、接待が行われておったと。柳川市の先生方も2名、それを受け取った方がいらっしゃったと。柳川市は処分をしましたということで、非常に教科書会社も競争の中、あの手この手で採択をしてもらおうと思って、そういう行動になったと思うんですが、結果的にその接待を受けた教科書会社を採択はしていないですよ。お願いします。

学校教育課長（木下 隆君）

議員御指摘のように、採択会社でございますけれども、中学校の書写、国語科でございますが、採択会社は光村図書出版で、問題があった会社は東京書籍でございます。

それと、中学校の美術なんですけれども、採択教科書会社は日本文教出版で、問題があった会社は光村図書でございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

結果的によかったですよね、本当、私も胸をなでおろしました。もし接待を受けた会社をたまたま、意図的は別として、採択しておったら大ごとやったと思いますけれども。

それで、その職員、教師の先生に処分をされておられますが、文書訓告と。人事秘書課長、文書訓告、職員に対する処分、学校の先生と市の職員が同じなのか別なのかはわかりませんが、文書訓告をした場合の効果、その後、その職員の身分なりなんなりに影響があるのか、教えてください。

人事秘書課長（田中勝裕君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

地方公務員法に基づく懲戒処分ではございませんので、実質的な注意を喚起するための処分ということになります。地方公務員法に、明文で法律に懲戒処分の種類を限定しています以上、それ以外の処分では実質的な制裁的な処分はできないというふうなところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

そうするとですね、私、人事院に問い合わせしたんですよ。懲戒処分 懲戒免職とか停職とか減給とか、それ以外の文書訓告、嚴重注意、それは何がしかの効果があるのかと。人事院、結局、国家公務員なんですけど、期末手当については影響はないと。ただ、勤勉手当については、成績率の決定に当たり下位の成績区分が適用されると。昇格、昇給 昇格は影響を及ぼさない。ただし、昇給については同様に下位の決定がされるということなんですけど、

柳川市の職員の方々の給与の改定とか身分とか、そういう決定をされるときは、必ず人事院がこうされたらと、人事院がこういう制度になったからと、それに準じて改正をしますということなんですが、ちょっと今の話どうですか。

人事秘書課長（田中勝裕君）

先ほどのような理由によりまして、訓告や厳重注意、それそのものによって給料に反映させるとか、そういったことはございません。ただ、そういった事実があったといったことで、成績率、そういったところで給与制度上の措置として影響を与えるといったことはございません。よろしいですか。

以上です。

10番（佐々木創主君）

じゃ、私がさっき紹介した人事院と同様の効果はあるというふうに理解していいんですか。

人事秘書課長（田中勝裕君）

結果としては、そのとおりでございます。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。前からですね、懲戒は別として、厳重注意とか訓告とか、ミスとか意図的は別として、注意をされたら、ああ済みませんでしたと。何も無いのかなと。繰り返す人は繰り返すのかどうかはわかりませんが、ちょっとその辺は私、不思議に思っておりますので、この機会に確認しようと思ひまして、大体わかりました。

それで、先ほどの教科書採択の折に、道徳の教育を教育指導要領、教育基本法でも重点化すると。しっかりとした人格形成、そういう教育をしていくんだということで、平成30年度から正式に道徳が教科化されると。現在は、試行的に道徳の時間を設けられて授業が行われておるんですが、通常のほかの算数とか数学とか理科とかと違って、道徳っていうのはどう評価するのかということで、いろいろ新聞紙上等でも話題になっておりましたが、教科化されると評価法はどういうふうになるのか、教えてください。

学校教育課長（木下 隆君）

道徳教科の評価方法についてお答えいたします。

道徳では、ほかの児童・生徒と比較して優劣を決めるような評価はなじまないと考えております。

そこで、国語や算数などの評価で用いられる数字や記号による評価は行わず、一人一人の持つよさや、児童・生徒がいかに成長したかを積極的に認め、励ますような評価を言葉で行います。

そのために、教師は児童・生徒の学習の記録を計画的に収集し、学習の様子を把握しておくことや、一回の授業で児童・生徒を評価してしまおうとするのではなく、長い期間をかけて一人一人の子供の変化や成長を見取っていく心構えが大切であると考えております。



以上です。

10番（佐々木創主君）

安心しました。点数のつけようがないわけでありまして。

それで、柳川の場合は、独自の教材というか、副読本といいますか、平成21年に「やながわ人物伝」、立花宗茂公、安東省菴先生を初め、柳川の偉人を教える、子供のみならず大人にも非常に人気があって、よく担当課のほうに売ってくれということで買いに来られる市民の方もいらっしゃると思いますが。それと、平成24年ですか、「心に響く素読集」というのを使っていただいておりますが、現在、道徳、国語を含めてこの教材をどういうふうにご利用していらっしゃるのか、教えてください。

学校教育課長（木下 隆君）

「やながわ人物伝」、それと「心に響く素読集」の活用状況についてお答えいたします。

「やながわ人物伝」につきましては、市内の児童・生徒が、郷土柳河の先人たちが積んだ努力や研さん、そして各界に残した業績から生き方を学び、郷土愛を育むため、平成21年に副読本として製作いたしました。この「やながわ人物伝」は、市内25校全ての学校で約20時間程度、国語、社会、音楽、総合的な学習の時間で活用されております。

また、「心に響く素読集」につきましては、柳川市の子供たちが美しい言葉を身につけ、豊かな心を育むことを願い、平成25年に製作いたしました。この「心に響く素読集」は、全小中学校で国語、音楽、総合的な学習の時間や、朝の活動、帰りの活動の時間で活用されております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それで、「やながわ人物伝」は、数年前、足らなくなったので増刷ということで予算提案がされて、その予算も通って増刷がされておるとは思いますが、この素読集はもう在庫がないということですが、もうこれで終わりなんですかね。

学校教育課長（木下 隆君）

議員御指摘のとおり、この素読集について、学校については不足をしている状況もあるということで聞いております。

それで、この素読集につきましては柳川市教育施策にも活用しております。明記しておりますとおり、不足している学校には今後増刷などの対応をしてみたいと考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それで、私も全然今まで見たことなかったんですが、木下課長からお借りして初めて拝見させていただいたら、白秋先生、安東省菴先生を含めて、詩歌から漢詩からいろんなやつが

載っておって、これは本当に、我々も改めてこういうのは見直すべきだなというふうに思ったんですが、この中で1つ特記すべき内容があったんです。

ちょっと話は変わりますが、数年前に大河ドラマで「八重の桜」と。会津藩で生まれた八重さんが萩藩に行かれて、それから最後は群馬県富岡、活躍される女性の姿で、そのとき、会津藩の教育というのが非常にクローズアップされて、会津藩の江戸時代の教育が、その後の明治維新で非常に成果を生んで、いろんな偉人を生み出したんだということで、マスコミ等でも、ワイドショーか何かでも、一つのシンボリックな言葉として「ならぬことはならぬものです」と。道理云々じゃねえと。「ならぬことはならぬものです」ということで、「什の掟」というやつが非常にクローズアップされて、年長者の言うことに背いてはなりませんとか、おじぎをしなくてはなりませんとか、うそをついてはなりませんとか、まさに今に通じる、そういう「什の掟」があって、それが改めて「ならぬことはならぬものです」ということでクローズアップされた。

現在、会津若松市の教育政策を見ると、「あいづっこ人材育成プロジェクト」と。そのシンボリックな言葉として「ならぬことはならぬものです」ということで、憧れを持つ一流の人間に育てるとか、会津の歴史・伝統を学ぶとか、アスリートを育成するとか、家庭教育も こういう「あいづっこ宣言」というのをつくられて、現代版の「什の掟」というのもつくられて、(資料を示す)「あいづっこ宣言」、こういうやつですけど、「人をいたわります」「ありがとうございますを言います」「がまんをします」「卑怯なふるまいをしません」とかいう、やっぱり歴史的な、そういうものをしっかり顕彰して今の教育につなげるということをやっているんですけど、先ほど触れた「心に響く素読集」の中に、安東省菴先生が自分の息子に教訓を言い渡した文が載っております。

「元禄己巳正月守直に諭す文」と。子供の守直に元禄2年の正月に諭したと。それを見てみると、「学問懈ること有らんや乎」とか「孝身を守らんや乎」「忠諂いに出ん乎」、現代語で言うと、きちんと勉強しているか、家族を敬い大事にしているか、誰に対しても真心で接し、人におべっかを使わないでいるかと、うそをついていないか、しっかり勉強しているかということが9カ条、西海の巨儒と言われた安東省菴先生、ましてや安東省菴先生を検証するいろんな活動、ましてや市の取り組みとしてはいろいろやられておる中で、こういう先人が残した、まして、今の子供たちの教育に通じる文書、これを発掘していただいて、この素読集に載せていただいた先生方に私は非常に感謝申し上げます。

そういった意味で、これをですね、先ほどの「あいづっこ宣言」で柳川っ子宣言つくれとか、そういうお話をしているわけじゃないんですが、藤吉小学校ではこれをキーワードにいろんな取り組みをやられていると。1日の反省の中に、きょうはこのキーワード、皆さんどうしましたかという活動をされておるとのことなんです、やはりもっともっとこれを活用すべきじゃないかなというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

教育長（日高 良君）

佐々木議員のお尋ねにお答えをいたします。

会津藩の「ならぬことはならぬ」という、あれは当時、各学校でも取り上げられた学校は非常に多かったように記憶をしているところでございます。私もその一人でございます、やはり子供たちを幼少のころから教育する上にあって、柳川市全体でどこの学校に入学しても同じような教えをするような、そういう内容が欲しいというのは私も思うところでございます。この安東省菴の9カ条、ぜひ検討をして、今の現代の子供たちの言葉として使えるならぜひ使いたいという思いは持っているところでございます。校長会等と相談をしながら具現化してまいりたいというふうに考えるところでございます。

あわせて、今、柳川市はコミュニティスクールをちょうど取り組んでいるところでございます。やはりこういった教育というのは、地域や家庭を巻き込んでやらないと、なかなか実現しない部分がございますので、そのコミュニティの広がりとともに、こういう部分もぜひ充実させてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ついでながら、この素読集の中に同じく安東省菴先生の漢詩が載っております、「柳河八景」と。立花宗茂公、閻千代姫を題材とした大河ドラマ誘致ということで動き出したわけですが、「柳河八景」の中には、柳城朝暎 柳川城ですね、坂本暁鐘 坂本町、これは日吉神社ですが、沖端返照、吉富暮靄、とか宮永落雁とか、当時の柳河の八景、いかにすばらしいかというのを漢詩にされて詠まれておる。これがこの中に載せていただいております。

柳川市に安東省菴顕彰会というのがあって、そこで子ども塾と。子ども塾のみんなはこれをそらで言える。1年間するとですね。その情景を浮かべながら、ああ、柳川のここはこういう情景だったんだな、柳川城はこういう情景だったんだなというのが頭に刻み込まれるという教材も載っておりますので、ぜひこの活用を引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それで、学校の教科の中で、道徳も含めているんな活動、スポーツ活動をするわけですが、その延長線上で、子供たちは学校に帰ってから、学校の中でもスポーツ活動、いろんな文化活動、もっと熱心な子供たちはチームをつくって少年野球チームだとかサッカーだとか剣道だとかいろいろ活動をしておられるわけですが、そのスポーツをする子供たちの団体に対する市の支援策か何かありますか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

議員お尋ねのスポーツ活動を行っている子供たちへの支援ということで御質問がございま

したので、お答えしたいと思います。

まず、野球、サッカーなどのスポーツに取り組みます37団体に、1団体当たり20千円、合計740千円を補助しております。また、大会を通じて優秀な成績をおさめ、全国大会に出場した選手を対象に1人10千円の補助を行っております。昨年度は910千円を補助いたしました。

そのほか、側面的な支援ということでございますが、スポーツ団体として登録してある団体とか、体育協会に加盟してある団体については、市の施設を使いますときに使用料を減免しておるといふような支援も行ってあります。

また、スポーツの分野で全国大会で顕著な成績をおさめた選手・団体には、スポーツ栄誉賞ということで授与いたしまして、その後の活動の励みにしていただいております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

そういう補助、支援をいろいろやっておるといふことなんですが、ただ、スポーツだけではなくて、やっぱり文化活動をやっておる子供たちもいっぱいいるはずなんですが、スポーツは支援をしておると。じゃ、文化活動をしておるそういう団体、そういう子供たちに対する支援策はあるんですかね。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

文化・芸術活動を行いますサークル団体への、直接的、金銭的な補助というのは行っておりませんが、地域で伝統芸能などを継承します11団体に、昨年度は合計で662千円の補助を行っております。

このほか、全国大会出場者への補助というのも1人10千円ということで行っておりますが、昨年は出場者がございませんでした。制度としてはございます。

また、社会教育団体に登録してあります文化団体についても、施設利用の際は使用料を減免するというふうなことで支援をしております。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

社会教育団体に加盟している文化団体、それは大人も含めてでしょう。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

7団体ほどございますが、主に活動の主体が子供という団体でございます。文化協会に登録ではないです。社会教育団体登録という登録の方法の団体でございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それで、スポーツのほうは、サッカーだ、野球だ、剣道だ、営利の塾とかは別と思います

けど、もう自主的にですね、コーチの先生もボランティア、それでやっているところには全て20千円ずつ、ちょっと私、20千円は少ないと思うんですが、じゃ、例えば合唱団とかいろんな団体がありますよね。そういうところにはないんでしょう。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

先ほど申しあげましたように、金銭的な補助は行っておりません。

10番（佐々木創主君）

やはりこれは片手落ちじゃないでしょうか。スポーツのほうだけ支援をして、そういう文化活動、それをやる子供たちに対する補助がないというのは、これはやはり私は是正すべきじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

サークル活動の基本は自主運営でございまして、市が助成するには、その活動を通じて教育的な効果が期待されたり、公益性が認められたりする必要があると考えます。

しかし、サークルを運営している方から、昨今の少子化の影響で会員が集まらないといった話や、発表会の会場使用料を負担するのが大変になったというふうなお話もお伺いしております。実際に、合併前は市内に児童合唱団が3団体あったんですけれども、現在は1つを残すのみということになっておりまして、次世代の柳川の文化の担い手の育成という面で課題が生じております。

現在、市民文化会館の整備を進めておりまして、同館を拠点とする活動団体の育成も今後図っていく必要もありますので、子供の文化団体の支援というのも制度を設ける方向で検討してまいりたいと考えております。

10番（佐々木創主君）

ぜひよろしくをお願いします。

ただ、スポーツ団体も20千円ですか、全国レベルの大会の出場をすると選手1人当たり10千円。

今から10年ほど前ですか、大分かどっかの少年野球チームが遠征をするのに、バスで、運転をされておったのは監督の方、それで居眠りか何かで大事故が起きて、子供たちもけがをしたと。もう自主的にですね、金がないからそういうことも自分たちで賄わないといけなと。金だけじゃないと思います。ただし、やはりこれから柳川を担っていく人材、ましてや、さまざまな面でしっかりとしたものを身につける、そういう活動をする子供たち、それに対する支援策は、やはりもう少し考えるべきじゃないかなと思いますので、もう答弁は要りませんが、文化のほうは支援をしていきたいということで、検討するというございましてから、スポーツ、文化、合わせてですね、しっかりその辺のところの検討をよろしく願いたいと思います。

そして最後に、学校の先生方の体制と伺いますか、昨今、これは教育業界に限らずですが、

団塊の世代が大量に退職をして、担い手、働き手が減っていると。それで、外国人労働者という流れがあるんですが、これは教育業界も同じで人材不足が深刻であるということなんです。特に小学校の先生方の配置状況、当然、中学校と違って小学校の先生は全教科を教えられるわけですから、1クラスに1担任、1先生、あと校長、教頭、その辺がどういうふうになっておるのか。それと、先生方は、正規の教諭、正規の先生と、臨時である講師で構成されていると思いますけれども、その辺の比率がどういうふうになっているのか、御答弁願います。

学校教育課長（木下 隆君）

各小・中学校における教師の配置状況ということでお答えいたします。

一般的には、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、事務職員、図書司書、特別支援教育支援員などが配置されております。

また、教諭と講師の学級比率ということでございますが、これは担任の比率でよろしいでしょうか。現在の小学校において学級担任をしている教諭と講師の割合でございます。本年度の割合は、教諭が85%、講師が15%となっております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それで、正規と非正規という表現が適切かどうかわかりませんが、講師の先生が15%いると。それで、先ほど団塊の世代の大量退職というふうに話しましたが、じゃ、例えば来年の3月に退職をされる先生、それと4月から新規で 新卒者、採用される先生の数、わかれば教えてください。

学校教育課長（木下 隆君）

ことしの3月退職された教員の数と、4月に新規採用された数でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

平成28年度末で退職された教員の数は、小学校16人、中学校10人です。

なお、そのうち7人については再任用として勤務をされております。

また、平成29年度に新たに採用された教員は、小学校19人、中学校3人となっております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それで、中学校は退職者のほうが少ないんですが、その中でも再任用と。ただ、聞いてみると先生方の負担、特に小学校の場合が全教科、中学校の場合は理科とか英語とか数学とか、それぞれ教科ごとの先生がいらっしゃるのでもないんですが、小学校の先生は全ての教科を教えると。ましてや、英語の授業、道徳、授業時間数の増加、けさもちょっとワイドショーであってりましたが、静岡県のある町で夏休みを10日にすると。それでどうするか

という、結局、毎日毎日、先生方が授業を終えられて翌日の準備をするのに4時間、5時間かかると。それを、夏休み短縮したところに授業を持って来るから非常に準備が入念にできるという先生方の反応もありました。

そういうことはさておき、小学校の先生方の負担が非常に重いと。それで、先ほど退職者、新卒者の数を言っていただきましたが、ことしの福岡県の学校の先生の新規の採用者は350人と聞いております。来年は600人採用と。退職者が1,000人と。1,000人退職するのに600人雇うと。じゃ、400人どうするんだと。クラスが減っておるのか、少子化の影響なのかわかりませんが。ただ、一般的に言われておるのが、昔と違って先生たちの年齢バランス、ベテラン、若手のバランスが崩れておるから、教育技術の伝承が非常に難しくなっておると。もう準備もなく用意ドンで本番ということで、新しい先生も、そういう担任を含めた難しい課題にも取り組んでいかざるを得ないということで、そういう負担。

先ほど再任用の話が出ましたけれども、退職をされる先生方に聞くと、中学校は再任用に意外と手を挙げられる。小学校の先生をやめた人が再任用でもう一遍来てくれませんか。もうこりごりですと、しばらく休ませてくださいということで、やはりそれだけ先生方の負担が非常に増しておるということなんです。そういった意味で、講師の先生に頼らざるを得ないんですが、例えば病気で急に休まれる、長期休暇になる、産休になる、そこで講師を確保するのに先生方が直接あちこち電話をかけまくって当たるしかないというふうに聞いておるんですが、ちょっとその辺、講師を確保する際のところを説明いただけますか。

教育長（日高 良君）

お尋ねにお答えをいたします。

今、福岡県の大まかな来年度に向けての概数、大量退職、大量採用という数で驚かれたかもしれませんが、ある意味、見方を変えれば、大変教職への採用が広き門になっておりまして、将来、先生を目指す方々が、採用試験が終わるこの1学期間は講師をせずに、一生懸命勉強して採用試験合格をすることを第一義に考えるようになってまいりました。それはそれでいいことだと私は考えているわけですが、その弊害というわけではございませんが、1学期の間、講師がもう全然足りない状況がございまして、今、議員おっしゃるように、退職者に、もう一回勤めてもらえんやろうとか、そういった電話をかけたりして非常に探しているのが現状でございます。その折に、今おっしゃいましたように、小学校の退職者は余り、はいとは言わないで、中学校のほうがはいと言われる確率が高いように私も感じております。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それで、非常に大変な状況で、ましてや昔と違って、我々の時代は、悪いことすると、

ほっぺの一発どんやって子供を黙らせればよかったわけですが、今はとんでもないことで、ましてや、カリキュラムもふえる、新しい課題もふえる、そういう中で、小学校の先生方は非常に大変と。

それで、講師がことしも働きますということで、年度末以前に、来年の4月から働きたいですということで手を挙げる。福岡市とか都市圏が非常に人気があるというふうに聞いております。正確かどうかは別として。それで、あとは、かすという言い方は失礼ですが、余り皆さんから来てくださいますという声が上がらない先生方が残られると。柳川市内でも、どことは申しませんが、講師の先生が担任になられて、とんでもない不適格者だったと。それで、子供の心まで傷つけて、親たちも含めて大変なことになったという事実があったそうなのですが、やはりいい講師を確保するといった意味で、柳川市の小学校は負担が少ないよという体制づくり。ある町では、講師の先生、正規の教諭であろうが、人件費は県の負担なんです。ある町では町のお財布からお金を出して、プラスアルファで講師を雇っておると。それで、各担任のフォローをずっとしていくという体制がとられておると聞いております。それくらいのことをやっていかないと、やはり柳川のそういう教育体制、ましてや講師の確保、そういうことができないと思いますけれども、柳川で独自にそういうことをされるおつもりはありませんか。

教育長（日高 良君）

お答えをいたします。

今御提案いただいた各学校現場の多忙感、また、実際に忙しいということに対応する、もっと子供と対峙するような時間を確保できるように、市で講師の採用をしたらどうかという御意見でございますが、教育委員会にとりましては大変ありがたい御提案だというふうに考えております。

ただ、今のところ本市では、不登校やいじめ問題の対応に不可欠なスクールカウンセラー、そしてスクールソーシャルワーカーを市雇いで雇用しております。さらには、児童・生徒の学力の向上のために、学力支援として講師も雇用しているところでございます。また、先ほど課長も申しましたけれども、特別支援教育支援員も、近隣の市町に比べるとかなり高額な予算を投じまして確保しているところでございます。また、ちょっと変わりますが、近隣では柳川市だけ行っております児童・生徒の給食費の補助等も行っているところでございます。

こういったことから、今後につきましては児童・生徒の実態や、現在実施をしております施策の状況、市の財源等を考慮しながら、今後に向けた課題というふうに捉えて考えてまいります。

以上です。

10番（佐々木創主君）

支援員とかいろいろやっていただいているのはわかっております。ただ、どこの自治体も



いろんな知恵を出してやっておる。その中で、やはり負担軽減すると、あそこの市の学校に行くと、講師の先生がプラスアルファでいらっしゃるから、行ったとしても非常に負担が軽いよということになると、そういう講師の先生も柳川市に行ってみたいなという気持ちになられると思うんですよ。実際そういう少ない市町の財政の中から費用負担されて独自に当たっていらっしゃるということなんですが、それに合わせてといいますか、それに加えて、隣の大木町、小学校の給食費を第3子は無料化するそうです。あそこは医療費助成、柳川でも今は中学校までですね、入院費、通院費。最初は就学前だった、小学校3年生までします、6年生までします、果ては今度中学校までしますということで、医療費の助成も大木町はいち早くやったんですね。隣の町はしよつとに、うちはせんとねと。やっぱりやらざるを得ない。今、近隣、この辺はみんな医療費助成をやっているじゃないですか。大木町は今度、給食費は第3子無料だそうです。第3子がどれくらいいるのかはわかりませんが、それくらい独自の政策をやられておって、大木町の場合は、人口がほとんど減っていないという話は前しましたけれども、生徒数がふえているそうです。この要因は、別にそれだけじゃないと思います。いろんな要因があると思います。大川市の人が、地価が安いから、駅があるから、あそこに住もうということで。ただ、特に大溝校区、これは20年前は2クラスぐらいだったのが、今もう4クラスと。駅に行くアクセス道路も非常によくなって、新興住宅がじゃんじゃん建っているんです。それに加えて、じゃんじゃんこういうことをね、とにかく子育て支援に特化をしてこういう財政出動もされる。

やはりいち早くやったところは、それがイメージになって、あそこはほんに子育て支援がよかげなというふうになるんですよ。そういった意味で、財政関係、教育長には決裁権、提案権ありませんが、行政当局、教育に関することは、以前は教育委員会が独立しているから行政は口出すなという時代だったんですが、教育基本法が改正されて、最終的に行政も責任を持つんだというふうになりました。行政側のどなたか、今の私の提案に対して何か提案があれば、御返答があればお願いします。

市長（金子健次君）

近隣を見ますと、医療費の中学生の無料化、また、大川市さんは福岡県一の保育料と。本市のほうも一応四、五番目の位置になっておりますけれども、その分についても、2億円の巨額の経費が毎年要するという形になっております。

私自身は、子供たちについては国、県がすべきという持論を持っていまして、突出してそういう面での競争は私はしたくないと。それは全国市長会の中でもそういう面がございまして、いろんな形の施策について今御提言がございましたけれども、できる分についてはやっていきたいし、財政と十分協議をしながらやっていきたいと思っておりますけれども、いいものばかりをとってやっていくのは考えておりません。

以上です。

10番（佐々木創主君）

そういうサービス合戦、それはもう私も同感なんですね。ふるさと納税制度に対するお土産がヒートアップして、じゃんじゃん高価化していった換金までできるようになった。どこまでいくのかと。こういう地方自治体の、例えば定住促進のですね、住んでくれたらうちは何万円あげますよとか、余りにも金に任せたサービス合戦、ただ、近隣がやるとやらざるを得ない部分があることも事実でありまして、その辺のところは当然、財政厳しい折ですから、慎重に財政当局と教育当局としっかり意見交換をしていただきながら御検討いただきたいと思います。

ただ、先ほどの文化活動、子供の助成、そして先ほどの先生の教育体制をですね、例えば嘱託職員1,800千円で1人雇えるならば安いもんじゃありませんか。先ほどの給食費の助成とか、恐らくもうこれは流れだと思えます。そういった意味で、私から言わせるならば、文化の伝道というものも結構ですが、こういう小まめなしっかりとした対策をやることも私は非常に大事だというふうに思っております。

そういった意味で、戦後59年ぶりに教育基本法が改正されて、指導要領も改正されて、生きる力、知・徳・体、このバランスのとれた、特に徳目、心の教育、人間教育、学力ばかりやっても犯罪を起こすような政治家もありましたし、大会社の社長もありましたし、そんなことではなくて、人間力をしっかり高めるそういう教育をやっていく、教育体制をとる。そして、そういう教材、歴史の先人がいるかどうか。それはやはり歴史のまち、文化のまちにはそういう先人がいるわけでありまして、柳川はまさしくそういうまちであります。そういったことを生かしていただき、ぜひそういう柳川らしい、柳川人をつくる教育をつくっていただきたいということをお願い申し上げまして、終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午後3時9分 休憩

午後3時19分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、6番荒巻英樹議員の発言を許します。

6番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんこんにちは。6番、自民党柳誠クラブ、荒巻英樹でございます。議長の発言許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。恐らく本日の最終質問者になろうかと思っております、いましばらくおつき合いのほどよろしく願いいたします。

なお、私ごとではございますが、このたび全国市議会議長会より10年永年勤続表彰をいた

だきました。これからも初心を忘れることなく柳川市の発展に全力を尽くしてまいりたいと思っております。

それから、さきの市長選挙で三たび柳川市のかじ取りを担われることになられた金子市長に心よりお祝いを申し上げますとともに、3期目就任の御挨拶で述べられたとおり、市民の皆様一人一人の思いに応えるべく全力で取り組んでいただくことをお願いいたします。

それでは、通告に従って質問に入ります。

本日は、1、水道事業の課題について、2、柳川市公共施設等総合管理計画について、3、東京オリンピックキャンプ誘致についての3項目について質問をいたします。

ことは梅雨入り以降ほとんど雨が降らず、非常に心配な毎日でございますが、あしたからの降水を期待しているところでございます。

さて、私たちは日常生活の中で余り水を意識することなく使用し、水の大切さをついつい忘れてしまっているのではないのでしょうか。安心して水が使えるためには、大きな川、またダムがあり、水を送る人、きれいに保つ人など、いろんな方々の努力があって水を使うことができます。水は資源であり、無尽蔵にあるわけではなく大切に使うことが必要です。

私が水の大切さを最初に実感したのは、昭和53年の福岡市の大渇水の時になります。当時、私は中学3年生で39年前の出来事になりますが、テレビニュースで見た福岡市民の方々が給水車に並ばれている光景は今でも鮮明に覚えております。それから16年後の平成6年、福岡市は再び大渇水に見舞われました。当時は、柳川から福岡市への通勤者でしたので、生活者としての苦勞は経験しておりませんが、日中だけでも大変だったことを記憶しております。そのこともあり、私は節水に心がけるようにしております。

そこで、質問いたします。

皆さん御承知のとおり、本市の人口は年間600人から700人ほどの減少であり、残念ながらこの傾向は今後も続くものと見込まれます。それに伴って、水道水の使用量の減少、ひいては水道料収入の減少が予想されます。また、老朽化した水道管の更新には莫大な金額を要し、水道事業を取り巻く経営環境は年々厳しくなると予想されますが、現在、本市の課題としてどのような点があるのか、お伺いいたします。

再質問及び残りの質問は自席より行いますので、よろしく願いいたします。

水道課長（田中安幸君）

荒巻議員の御質問にお答えします。

本市の水道事業の現在の課題は、本市の水道事業の中核施設である、築41年経過しました矢加部配水場の耐震化や老朽化した配水管の更新に伴う耐震化など、水道施設の更新が挙げられると考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。矢加部配水場の耐震化、それから老朽化した水道管の更新ですね。

それで、全国の水道管の長さは約65万キロとお聞きしております。うち耐用年数が国の基準で40年ということだそうですが、その耐用年数を経過したものは2013年度で6万8,429キロ、率にして10.5%となり、5年前の4万3,100キロ、率にして6.6%から1.6倍、5年間で増加しております。

一方、老朽管の更新率は2001年度が1.54%でしたが、2013年度は0.79%と低下傾向であります。これは先ほど言いましたように、事業収入の減少や自治体の財政難で老朽化に対応できていないわけなんです。厚生労働省の試算では26年後の2043年度には全国で56.4%の水道管が耐用年数を過ぎる見込みであるとなっております。

そこでお伺いいたしますが、現在、本市の老朽化の状況と現在老朽化している分を更新するのにどれぐらいの年数がかかるのかをお尋ねいたします。

水道課長（田中安幸君）

平成27年度の配水管の総延長466.0キロメートル、そのうち布設後40年以上経過した老朽管は52.2キロメートルとなっております。現在、毎年度2キロメートルから3キロメートルの老朽管の布設がえを行っておりますが、単純に毎年3キロメートル布設がえを行った場合、この52.2キロメートルを全て更新するには約17年かかることとなります。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。今日で老朽化している分だけを更新するのに、これから毎年3キロ更新しても17年ほどかかる。その間にももちろん、この17年間に老朽化がまた進むということになりますので、老朽化の更新というのはこれはもうずっと永久に続くわけですね。ですから、やっぱり非常に効率よい経営をやらなきゃいけないということを感じておるところでございます。

それで、やはり効率よくということになりますと、一滴も水を無駄にはいけないということを感じるところなんですけれども、水道管の老朽化がやはりひどくなりますと、その分水道水の水漏れもふえるんだと思うんですけれども、そういった漏水も懸念される場所です。水道水の給水過程で無駄になる年間の無効水量が年間の給水量に占める割合を無効率と呼び、無効水のおよそ大半を管からの漏水が占めるそうですが、本市の無効率はどれぐらいなのか、できれば近隣との比較も含めてお尋ねいたします。

水道課長（田中安幸君）

無効率は年間総配水量のうち、公道面漏水などの水量の占める割合でございますけれども、平成25年度、柳川市の数字でいいますと、平成25年度は3.43%、平成26年度2.88%、平成27年度5.71%であります。近隣の資料は持っておりませんが、福岡県の平均で申し上げます。

ますと、県平均が平成25年度が6.0%、26年度も6.0%、27年度は6.3%でございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

ということは、平成27年度というのは例の寒波の影響で多くなったんだと思いますけれども、その年でさえも県の平均は下回っている。それ以外の年は県の平均よりも半分ぐらいということですね。それで、やはりこういうのも経営規模によっても変わってくるんでしょうけれども、やはり全国平均でいうと8%に近い、7%台というふうにお聞きしていますし、人口が25万人以上のところは4%、5%ですが、人口が3万人から25万人未満のところだと8%強というふうなデータがございますので、そういう点を鑑みますと、本市の無効水量は非常に少ないということですね。ですから、無駄になる分も少ないということを理解できました。

それで、無駄になる水も少ないほう、ただし、やはり将来的には冒頭言いましたように、人口減少は明らかですので、水道料の収入は明らかに減ってくると思いますので、これからは維持管理も本当に大切になってくると思うんですけども、それで、水道管、具体的には配水管のほうですね。これは適材適所があるようなんですけども、口径が小さい100ミリとか75ミリとかに関しては、最近はポリエチレン管を採用している自治体、自治体によっては全面採用していると聞き及んでいますが、本市ではいかがでしょうか。

水道課長（田中安幸君）

本市の状況を申し上げますと、配水管にもポリエチレン管を使用しております。これは耐震性もすぐれておりますので、できるだけ使いたいということで行っております。ただ、口径100ミリ以上については、耐久性と強度にすぐれている耐震型ダクタイル鋳鉄管を使用しているところでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

はい、ありがとうございました。ポリエチレン管の実績はあるということですね。

私が調べたところによりますと、ダクタイル鋳鉄管よりもポリエチレン管のほうが半額ぐらいという情報、本の情報によりますとありますので、耐震性も同等かそれ以上、メーカーに言わせると、それぞれもう100年以上というメーカーの主張もございますけれども、ポリエチレン管は腐食の心配がないということもありますので、ぜひ今後導入を、導入というかぜひふやしていただきたいというふうに、そのことが経費の削減にもつながると思っておりますが、いかがでしょうか。

水道課長（田中安幸君）

ポリエチレン管の採用については、できるだけ使うようにということ考えております。

ただ、やはり100ミリ以上となれば、それなりに給水戸数もつながっておりますし、幹線、また漏水したときのおそれもあります。そして、鑄鉄管が一番強い管と水道事業者の中では認識が一致しておりますので、それらを踏まえまして、適材適所にポリエチレン管を採用していきたいと思っております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

課長のほうからも適材適所という言葉をおっしゃいました。もちろん配水の主管のほうはやはり300ミリ、もっと500ミリ、1,000ミリとか大きいのはもちろんダクタイル鑄鉄管なんでしょうけれども、あと交通量、基本的には道路の下に埋設、市道を含めた公道上に埋設されるわけですから、交通量の差にもよると思いますけれども、100ミリ以下、とにかく交通量も少ないようなところでのポリエチレン管の推進によってコストを下げるのが十分可能だと私は認識しておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

先ほど来、水道事業が今後厳しくなるというお話をしておりますが、参考に、ことし4月、日本政策銀行の試算では、利益を確保するには30年後の水道料金は現在の1.6倍が必要だとなっております。具体的に言いますと、水道料金の全国平均は1立方メートル当たり172円、人口減少を加味すると、毎年1.7%から2.1%の値上げが必要で、2046年度には281円になるという計算です。

そこでお伺いしますが、本市の予測はいかがでしょうか。

水道課長（田中安幸君）

現在、本市の水道事業は黒字を確保しており安定しておりますが、今後、人口減少に伴う収益の減少、老朽化した水道施設の更新費用の増大を予測しております。水道事業の収支には、この2つが大きく関係いたしますので、現在の大きな試算によると、今後数年間は黒字を確保できるのではないかと考えております。しかし、それ以降については黒字幅が減少していき、その後、収支のバランスが厳しい状況になる予測をしております。

現在に比べていつごろ、どのくらいの水道料金にすれば利益を確保できるかは、これらを踏まえて今後検討していくことになるかと考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

はい、ありがとうございました。そうですね。なかなかそういった30年後の試算というのは難しい分はあると思いますが、とにかくやはりそういった将来的に値上げが全くもちろん値上げせずにできるにこしたことはないと思うんですが、これも避けられない状況にはなってくると思います。そういった状況が1年でも2年でも遅くなるように、そのために礎 礎というか、今まで御尽力いただいていると思いますが、これからもどうぞよろしく願いしたいと思っております。

それから、あと、未収金に関して、ちょっと状況と対策をお尋ねできればと思います。

水道課長（田中安幸君）

本市の未収金の状況は、平成27年度決算では調定額1,225,070,110円、収入率が90%となっております。

しかし、一般会計と同様に収納閉鎖期間を考慮し5月末とすれば、収納額1,198,390,030円、収入率97.8%となっております。また、不納欠損額は8,130,080円計上しております。

未収金の対策につきましては、滞納者への催告書の発送、電話による納付催告、給水停止予告の実施、定期的な夜間、昼間訪問による徴収や面談の実施などを行っております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。3月末の段階では、金額的に多いですけど、5月末の収納閉鎖の時点では8,130千円ということですよ。

あと、これに関しては、現在、事情が許さないんでしょうけれども、市民税とかの滞納と、できる限り横の連携といいますか、とれる分をとって、とにかく夜間とかいろんな遅くまでされているようですけども、なるべく横の連携、今後の課題なんんでしょうけれども、そのような取り組みをぜひやっていただければと思っております。

それから、本市のほうは状況が今現時点では悪くないというか、いいというか、状況ですが、全国的に見ますと、やはり非常に厳しい自治体もあるようで、国のほうも広域連合を促しているようでございます。水道事業の広域化を後押しするために、都道府県ごとに再編計画をつくるよう求め、助成制度も用意する方針とお聞きしていますが、そのことに関して本市の状況と見解をお尋ねいたします。

水道課長（田中安幸君）

議員御指摘のとおり、厚生労働省は今後予測される人口減少社会の到来に伴う給水量の減少による給水収益の減少、水道施設の老朽化など、水道事業が抱える主要な課題としており、その対策の一つに水道事業の広域化が挙げられております。

本市においても、人口減少や水道施設の老朽化は大きな課題と考えております。

現在、福岡県南広域水道企業団の構成団体で、この広域化を含めたところの勉強会を立ち上げている状況でございますが、今後、広域化については調査研究していきたいと考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

近々必要ということじゃないと思いますけれども、いろんな角度で検討いただければと思います。

結びになりますけれども、監査委員からの意見書に明確に書かれておりますが、事業の性

格上、自主的な努力により売り上げを上げることは不可能であり、事業費の多くが利用者からの料金収入等により賄われる独立採算経営を維持するには、工事費や委託料を含めた徹底的な経営削減が不可欠である。まさにこのとおりですよ。現在、本当に真摯な熱心な取り組みに敬意をあらわすとともに、さらなる御尽力をお願いいたしまして、この項を終わりたいと思います。

2項目めですけれども、柳川市公共施設等総合管理計画についてお伺いいたします。

まず、この計画策定の背景を確認したいと思います。

我が国の公共建築物やインフラは、その多くが都市化や経済成長時に集中的に整備されてきております。そのため、今日ではこれらの施設は老朽化が進み、多くが今後更新時期を迎え、更新に要するコストは莫大な財政負担となることが見込まれます。

このような中、国は平成25年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針において、新しくつくることから賢く使うことへの重点化が課題であるとの認識のもと、平成25年11月にはインフラ長寿命化基本計画を作成しております。地方公共団体に対しては、公共施設等の維持、管理、更新などを着実に推進し、中長期的な取り組みの方向性を明らかにするための行動計画の策定を求めています。

こうした動きと歩調を合わせ、平成26年4月には総務大臣から、各公共団体は庁舎、学校、市営住宅などの公共建築物、道路、橋梁、上下水道などのインフラ資産といった全ての公共施設等を対象に、10年以上の視点を持ち、財政見通しとライフサイクルコストに配慮した公共施設等総合管理計画を平成28年度までに作成することが要請されました。その結果、本年3月末現在、都道府県を含む1,788の自治体中1,756団体、率にして98%が作成済みでございます。

そこでお伺いいたします。本年3月に策定されました柳川市公共施設等総合管理計画ですが、1つ、計画の目標として公共建築物の施設保有量、総床面積を20%削減するとありますが、これは必達目標と理解してよろしいでしょうか。

財政課長（島添守男君）

荒巻議員の御質問にお答えします。

柳川市公共施設等総合管理計画で定める「市が保有する公共建築物の施設保有量を10年間で20%削減する」という目標は、計画期間内の達成すべき、少なくとも、面積で達成できなくても面積削減と同等の効果が得られるよう目指すべき目標と、このように考えております。以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。必ずということで、ぜひお願いいたします。

それと、あわせてインフラ資産に関しては、もちろん再編や廃止には適しませんが、基本原則では維持管理費を縮減するとうたってあります。点検、診断、安全確保、長寿命化など



の実施方針を構築し、適正な管理を着実に実施することで、維持管理費の縮減と安全確保に努める。

そこで、維持管理費に関しても具体的な削減目標は必要だと考えますが、いかがでしょうか。

財政課長（島添守男君）

計画書でも記載しておりますとおり、インフラ資産は市民生活を支えるライフラインであり、削減や再編には適しません。同様に維持管理費についても、削減目標を設定することは難しいと、このように考えております。

市民生活への影響に十分配慮しつつ適正な管理を行うことで、維持管理費を縮減できるよう努めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

総床面積は20%減らすとはっきりおっしゃいました。実際、総床面積、縦軸ですよ。これを20%減らす。あとは、やっぱり横軸としては維持管理費があると思うんですよ。ですから、20%の総床面積はもちろん減らしますが、維持管理費も縦軸だけじゃなくて、維持管理費の横軸もやっぱり減らすべきだと考えます。ですから、私はそれも明確な目標を持っていただきたいということですが、明確な目標は無理としても、その意気込みは聞かせていただきましたけれども、やはり明確な目標があるべきだと思いますが、もう一度、済みません。

財政課長（島添守男君）

先ほども申し上げましたとおりなんですけれども、施設については面積で削減しておきますので、当然その維持管理費というのは削減されていくと。ただ、インフラ資産に関して述べますと、先ほど申し上げましたとおり、市民生活に直接の影響を及ぼすことが大きいということで、なかなかその維持管理費の削減目標を設定するという自体は非常に厳しいと思っております。

したがって、できる限り余計な維持管理費がかからないように、適切な管理を行うことによって、維持管理費に大きな影響を及ぼすようなことにならないような、そういうことを行っていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

6番（荒巻英樹君）

じゃ、とにかく施設総量の削減、床面積の20%、ただ維持管理費の横軸はできる限りということを現時点では確認したいと思います。

次に、基本原則の中で、公共建築物の新規整備は原則として行わないとされておりますが、計画書の121ページを見ますと、計画済みの施設が15,930,000千円とあります。同じ計画書の116ページの新設施設の合計額は12,630,000千円となっておりますが、この違いについての御説明をお願いします。

財政課長（島添守男君）

平成31年度までに計画済みの施設整備費15,930,000千円というのは、中期財政計画に基づく数値でありまして、計画書記載の表にない事業というのは、庁舎統合事業、小中学校空調施設整備事業及び広域火葬場建設事業でございます。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

小・中学校の空調化、庁舎をまとめてですね。それと広域の火葬場ということですね。ありがとうございます。

それでは、その計画の内容につきまして、もう少し具体的にお尋ねしたいと思います、複合施設を前提に更新を行うとなっておりますが、具体案、もしくは想定され得る計画はいかがでしょうか。

財政課長（島添守男君）

今後、この公共施設等総合管理計画をもとにして、個別施設計画という具体的な実施計画を施設の種類ごとに策定していくこととしております。

したがって、今現在、施設の複合化の具体案というものはございませんけれども、想定される計画としましては、老朽化が進行している施設を更新、大規模改修する際に、施設内に別の産業系施設であったり、消防格納庫機能を持たせたり、あるいは資料館や博物館などの類似施設を一つの施設にまとめるなど、さまざまな形の複合化が想定され得るというふうに考えておるところでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。そういうことが考えられ得るということで御答弁いただきましたが、とにかく全国を見れば、本当に先進地というのは非常に進んでおります。特に首都圏になりますと、やはり土地が高い、もしくは場合によっては土地がないということなんで、必然的にそういうことを迫られてくる部分はあると思います。

具体例でいいますと、埼玉県志木市は市立の小学校と校区の公民館と図書館が一緒になっている。同じく埼玉県の吉川市では小学校公民館、子育て支援センター、高齢者ふれあい広場等ですね。それとあと、これは首都圏じゃありませんが、石川県かほく市というところでは、市立の体育館が中学校の体育館と併用というようなこともありますので、今までは思いつかなかったようなことも現実には完成していますし、そういった計画も含めれば、本当にいろんなことがあるかと思しますので、今まではこうだった別に今までの常識というわけじゃないんですけれども、とにかくいろんな発想を持って取り組んでいただきたいと思っておりますし、あと、あわせて 済みません、ちょっとこれは具体的な通告していませんが、民間との同居の考えとかそういった件に関してまでは、そのようなお考えもあると

どうか、そういうことも想定されるかどうか、ちょっとお尋ねします。

財政課長（島添守男君）

具体的な案がないというのはもう変わらないんですけれども、そういうことも想定され得るというふうに捉えていただきたいと思います。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

例えばなんですが、大きな動きではないとしても、市の施設、市の部署が、例えば水産振興課が漁連さんにお世話になるとか、農政課がJAさんにお世話になるとか、商工振興課が商店街の空き店舗に入るとか、そういったことだって決してないことはないと思いますし、あと本市ではそういった場所ございませんが、市役所がもともとまるごとデパートだったというのが宮城県石巻市ですよ。さくら野デパート。そして、下層階がデパートで上層階が市役所というのは栃木県の栃木市、下が東武デパートで上のフロアが市役所、岩手県遠野市も1階がスーパーで2階が市役所とか、そういうこともありますし、逆に市役所の中にコンビニや銀行が入っているというのもありますので、とにかくいろんな発想を持って取り組んでいただければと思います。

それから次に、先ほど総床面積の縮減に関しては20%、明確な目標だということでお聞きしましたが、現在、具体案もしくは想定される計画があればお願いします。

財政課長（島添守男君）

先ほども申し上げましたとおり、今後、個別の施設計画というのを策定することとしており、具体案や想定され得る計画は今の時点ではございませんけれども、先ほど申し上げました施設の複合化や、例えば老朽化が進んだ施設を更新する際に、今の施設よりも規模を小さくしたりすることにより、施設総量の削減を進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。ちょっと戻りますが、今回の計画が29年3月、ことしの3月に策定されておりますが、最初に言いましたように、国は26年の4月に依頼をしております。早いところは、もう27年の3月には出されていますよね。具体的には大牟田市さんです。大体29年3月のところが多いんですけれども、本市の場合、実際にちょっと3年間というか、このデータの基準が26年3月31日となっておりますので、やはりこの3年間で施設、具体的にはコミュニティセンター、それから学童保育所なり東宮永団地も入るかと思うんですが、そういったのも、それが入らないうち、入らない分での20%と、この3年間で建った分が入ったの20%というのは幾らか違いますんで、私はぜひ29年3月31日を、計画は計画としてこのとおりでいいんですが、結果的には29年3月31日を基準に20%削減ができることを期待しておるころでございますので、一応申し上げたいと思います。

それとあわせて、今回、近隣の自治体の計画書のほうも、ほとんどホームページに載っていますので見ましたし、これは県のホームページでも県そのものもまとめておりますし、県ホームページにも一覧表がありますのは御存じですかね。

5月12日の段階で60の市町村というのは政令指定都市も含めてだと思っておりますが、それ以外が58ですから、市町村ホームページに掲載済みが46団体、策定済みである。実際、福岡県の自治体は全て策定済みなんですけど、市町村ホームページに掲載済みが46団体で、策定済みであるが市町村ホームページに掲載していないというのが12団体でしたが、これは5月12日の県のあれなんですよ。ただ、先週金曜日に柳川市のホームページに計画を載せていただいておりますので、県の市町村課のほうに載せとるばいと早くおっしゃっていただければと思います。

あわせて、先ほど言いました大牟田市は27年3月に策定しておりますので、基準日が26年3月、要は1年間の基準。だから、データの基準とこの策定まで1年ぐらいですけども、先ほど言いましたように、柳川市の場合、ちょっと3年というのは、これはもう出ていますから、あれですけど。

それと、柳川市の場合が市民1人当たり公共施設が3.48平米となっておりますし、これは人口の減少に伴って若干ふえていくというのは理解できるんですが、同じ数値が柳川市の計画では、柳川市は1人当たり3.48平米となっておりますし、全国平均は3.60平米となっておりますから、全国平均より少し少ないということになっております。ただ、この3.60の全国平均値が、みやま市の計画書では全国平均値が3.42と出ているんですね。あと大川市の計画書では3.80と出ているんですよ。ですから、これがどうしてだというのじゃないんですけど、一応それを今後の参考にしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

あと、あわせて、合併の自治体のほうが、そういったやはり同じような施設がかぶりますから、多いというのももちろん理解しておりますけれども、これに関して本市が現状多い少ないということじゃなくて、とにかくこれからどうするかですから、そのことに本当に取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、確認ですけども、一部事務組合で保有または建設する市外に建設もしくは立地している施設というのは取り扱いがどうなっているのか、お尋ねします。

財政課長（島添守男君）

公共施設等総合管理計画は、地方公共団体が管理する公共施設等を対象として策定するものであるため、一部事務組合で保有または建設する市外に立地している施設については計画書の対象外というふうにしてあります。

一部事務組合は必要に応じてこの計画書を策定することになりますが、平成26年4月の総務大臣通知では各都道府県、市区町村に対してのみ計画の策定を要請しているため、策定している組合としていない組合があるということがございます。

なお、柳川市が関係している4つの一部事務組合につきましては、今のところ策定はされておられません。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。これは結局、日本中どこの自治体も同じような条件で策定しているんでしょうけど、現実的には一部事務組合で施設を保有している自治体はそれぞれ負担がさらに必要だということですから、やはり市としてはそのことも把握した上で進めていくべきだということをお願いしたいと思います。

それから、これからの取り組みに関しては期待をするところでございますが、これは総務委員会でも指摘がありました。これから部長級のマネジメント委員会、並びに課長級の幹事会でこれからいろいろと取り組んでいかれるということなんですが、やはり真の第三者機関によるチェックが必要ではないかと私も考えますが、いかがでしょうか。

財政課長（島添守男君）

施設保有量の削減を含む公共施設の再編成は、市民の皆様との相互理解の上で進めていきたいと考えております。これは、総務省の指導の中でも求められており、議会や住民との情報共有を図りながら、そしてコンセンサスを形成しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

その上で、総務委員会で御指摘のあった外部の方の活用についても十分検討し、行政と住民がしっかりと向き合って、柳川市にとって望ましい答えを導き出していきたいというふうに考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

はい、ありがとうございます。決して、やはり民が必要だとか、私はそういう主張でもないんですよ。

やはり、例えば先進地、神奈川県のアノ市さんにいろんな方が視察に見えとか聞いておりますし、あと最初に自治体の床面積の調査をされたのは東洋大学の根本先生のチームだと思いますが、いろんなところにやはり、とにかく第三者に見ていただくことが、逆にそちらのほうの御意見で背中を押していただくことも可能かと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

あわせて、これは庁内の話に戻りますが、計画期間が終了するのは平成38年度なんですけど、現状、部長級のマネジメント委員会、課長級の幹事会の方々が残念ながらこの計画が終わった後においでないんですよ。きょういらっしゃる皆様方になりますが、やはりそれ以降、まだ柳川市のために頑張っていただく職員の方も、その部長級の会議、課長級の会議に入れるというわけでもなくて、そのような若手というか、まだまだ10年たっても20年、30年、働

かれる方の御意見も必要じゃないかなと考えますが、いかがでしょうか。

財政課長（島添守男君）

議員のおっしゃいますとおり、平成38年度以降も在籍している職員の意見も尊重すべきだというふうに考えております。

今後、個別施設計画の策定に際しても、そのような職員の意見が反映できるよう取り組んでいきたいと考えますし、そのために、まずは各職員が公共施設の適正管理のあり方などを十分に理解し、意識を持つことが必要であるというふうに考えまして、今年度の4月、5月、2回にわたりまして、全職員を対象とした職員説明会を開催し、この公共施設等総合管理計画の内容の周知を図ったところであります。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。全職員に周知していただいたということで、ありがとうございます。とにかく皆さんの部下の方、後輩の方、何にもまして市民の方の将来のためにぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

大牟田市さんは専門の部署、公共施設マネジメント準備室ということで設けてありますけれども、職員は2名ということをお聞きしておりますけど、そういうことも視野に入れて取り組みをお願ひしたいと思ひます。

それから、柳川市行財政改革推進委員会から2020年度までに3庁舎を統合するよう求められているかと思ひますが、進捗状況はいかがでしょうか。

財政課長（島添守男君）

庁舎統合の進捗状況ということでございますが、昨年度、庁舎統合に向けた庁内での検討委員会とその部会を立ち上げ、これまで検討委員会を4回、部会を6回の合計10回の会議を開催し、検討しております。

統合庁舎の適正規模や整備方針、庁舎統合後の市民サービス機能などを検討し、現在、基本計画として取りまとめの作業を行っているところでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

合計10回ですね。逆に2020年度までに統合を、逆算して間に合いますか。ちょっとそこら辺の今後のスケジュール、いかがでしょうか。

財政課長（島添守男君）

その辺も含めまして、現在、基本計画の取りまとめを行っているというところで御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

2020年、あと3年ですから、ぜひ早急なスピード感を持った取り組みをお願いしたいと思います。

それから、本当に皆さんのあとは本当に熱意だと思いますけれども、あと若干指摘をしたいと思うんですが、142ページ以降、基本的な方針とありますけれども、例えば三橋共同調理場の建てかえは、柳川調理場と大和調理場の状況などを踏まえた効率的運用を考慮しながら、安全・安心で質の高い給食の安定的な提供に向けた総合的な検証を行うとなっておりますが、やはり私の考えとして、これは予算、決算のときもお尋ねしますが、それぞれの生産能力と児童・生徒数を鑑みて、やはり今まで3つあるやつをそのまま1つが更新時期だから、また3つではなくて、更新時期を機に、もうこれは思い切って2つでいこうじゃないか。ただ、具体的に大和、柳川の調理場でまだしばらくは足りないかもしれない。ただ、これは残念ですけど、児童数、生徒数が減っていくという実情もありますし、そうなったら自校式の学校を何年間か延長して、結局2つのセンターで賄えるときまで、これは基本的に児童・生徒数が減少していくという前提に立つというのは余りうれしいというか、いい考えじゃないかもしれませんが、やはりそういったことで更新時期が来たから建てかえじゃなくて、そうなったら、じゃ、どうすれば3つを2つで進めていけるのかというような、これは1つの例ですけども、そういう考え方もぜひお願いしたいと思いますし、あと、これは書いてあるから教育委員会のほうにお尋ねしますが、平成23年の適正規模適正検討委員会、これが私自身は非常に残念な答申だったと思っておりますが、これは平成33年度までに統合再編を含めた小・中学校の小規模対策を検討するということは、33年度までにこれは結論を出すということによろしいんですかね。33年度に動き出すんじゃないかと、33年度には結論が出るんですよ。済みません、それだけお尋ねします。

学校教育課長（木下 隆君）

荒巻議員の学校再編の御質問でございますけれども、たしか答申では平成32年か33年にまた協議をするということになっておりましたので、私どもはそれに向けてなるべく早目に取り組んでいかななくてはならないと考えておるところでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

少なくとも計画では、平成33年度までに統合再編を含んだ小・中学校の小規模化対策を検討するというようなので、私は結論を出すというふうに読みましたけれども、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

平成23年の答申以降、校舎の建てかえも数校で行われておりますので、学校の統廃合に関してもそういった学校施設、新しくつくった施設があるからとかいう、そういったことが議論にちょっとそういった影響を及ぼさないようにとか、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから、この項最後になりますけれども、最後、結びの部分で、市民との情報共有、相互理解の醸成ということです。

公共施設の総合的な管理に当たっては市民との相互理解を含め、合意形成を醸成することが不可欠になりますということで、本当に一番大切な、しかし一番難しいことだと思いますけれども、ちょっとこれに関して、課長お願いします。

財政課長（島添守男君）

これ、先ほども今後の計画の進め方のところでもお話ししましたとおり、市民との合意形成というのが一番大切で、先ほど議員もおっしゃられましたとおり、一番難しいというふうに考えております。ただ、これをしない限り、施設の延べ床面積20%削減という目標を達成できないと思っておりますので、そこら辺は十分検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

はい、ありがとうございました。結びになりますが、とにかく20%の削減ですね。重ねて言いますが、29年3月31日を基準の20%削減に向かって取り組みをぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。この項、終わります。

最後、東京オリンピックのキャンプ誘致についてお尋ねいたします。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決まったのは2013年の9月でしたから、実は既に3年と9カ月が経過してありまして、オリンピックの開幕までは残り3年1カ月なんで、もう決定から開幕までの期間の半分以上が経過しておるということでございます。

参加国に対するキャンプ地の誘致活動も佳境を迎えているようなんですが、そうした中、オセアニア諸国17の国と地域で構成されるオセアニアオリンピック委員会の方々が先月本市を視察されたようですが、その経緯並びに感触はいかがでしたでしょうか、お尋ねいたします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

県は2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運の醸成、地域の活性化を目的に、事前キャンプの誘致活動を行っております。

また、その効果を県全域に拡大させる狙いから、今回のオセアニア諸国の事前キャンプの誘致について本市に打診があったということです。本市といたしましては、卓球と柔道なら受け入れはできるだろうということで回答しておりました。

その後、オセアニア国内オリンピック委員会、長いので以後、通称でONOCと申しますが、ONOC関係者の現地視察はこれまで3回行われてありまして、1回目が12月1日に行われております。

このときはONOCの代理人が県内の視察を行いまして、県南地域では本市のほかには大牟



田市と八女市、みやま市を訪れ、それぞれの体育施設などを見学されました。本市では市民体育館と市民武道場をごらんいただいたところです。

2回目の視察は2月23日に行われました。このときはONOCの事務総長らが来日されまして、県南地域では本市とみやま市の2市に絞っての視察がなされております。本市では第1回目と同様に市民体育館と市民武道場を見学していただいたところでございます。

それで、3月31日にはフィジーでONOC総会が開催され、来日されました事務総長から本市を含む福岡県の視察の報告があったほか、柳川市、みやま市、行橋市、築上町、みやこ町の市町長が連名で事前キャンプ誘致に向けた提案書の提出にあわせまして、福岡県職員によるプレゼンテーションが行われております。

その後、5月8日と9日にONOC加盟国の各国の事務総長がグアムに集まり会議を催され、こちらにも県の職員が出席いたしまして、各市町の施設の概要について説明をしております。

第3回目の視察はこの会議に次ぐ形で行われておりまして、5月12日から16日の日程で、ONOC加盟17国のうち、7カ国の事務総長が来日され、本市を含みます5市町の体育施設などを見学されております。

当日も本市では市民体育館と市民武道場を見学していただき、各国の事務総長からは寝泊りはどこまでできるのか、受け入れ可能な人数は何人か、病院はあるのか、コーチや指導者、対戦相手は用意していただけるのか、文化交流、学生の交換留学は可能かなどの質問がございました。

視察を受けての感触でございますが、各国の事務総長からは、福岡県内での事前キャンプに非常に興味があり、自分たちを受け入れてもらえる雰囲気伝わっていると聞いていたもので、本市としては実現の可能性は高いのではないかというふうに感じております。

また、その後の県の情報によりますと、ONOC側でも前向きな検討がなされておると聞いております。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

今の御答弁聞いていますと、非常に何か可能性が高いのかなということ期待しているところです。私自身は、この視察のことは新聞で知りましたが、私の記憶では全員協議会でもこういったお話はなかったんじゃないかなと思いますけれども、所管の委員会ではそのようなこういった状況の説明とかはなさっておったんですかね。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

議会への報告、委員会を含めてですけれども、まだ決定するかどうかというのが不確定な状況でございましたので、決定したときに報告をしようというふうに考えて事務を進めておったところです。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

余り好ましくありません。やはり決定してからということは、その時点でもう財政負担が生じるわけですから、これに限らず、事前のこういった動きがあります、対応していますということは必要なことだと私は思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

今後の展開と申しますか、結果が出るまでのスケジュールがどうなっているのか、お尋ねします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

今後の流れでございますが、来日されました各国の事務総長たちが、6月2日にオーストラリアで会議を開いておられます。

その後、自国の各競技の代表などに説明をされ、意向を確認された上で、ONOCとしての意見を6月末から7月上旬までに取りまとめ、県へ結果を報告される運びになっております。

事前キャンプ地に選ばれました場合は、調印式を行うこととなりますが、日時、場所については現在のところ決まっておりません。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

当日は副市長が対応されたように聞いております。コメントが、ぜひ決めてもらいたい、実現すれば市民もオリンピックを身近に感じ、まちの活性化につながるということですが、具体的にはどのような効果を期待されますでしょうか。

副市長（成松 宏君）

荒巻議員から具体的な効果ということでございます。大きく3つほど考えられるかなというふうに思っております。

1つ目は、スポーツ的なこととお話をしますと、やはりオリンピック選手とスポーツ交流を体験することによりまして、体験をしたスポーツ選手であったり、子供たちがオリンピック選手のスポーツに対する姿勢とかを学ぶことによって、意識改革、やる気が出てくるんじゃないかというふうに思います。

2点目は、国際交流という面でございますと、オセアニアでこの選手たちというのが非常に、こういう言い方は悪いですが、本当にオリンピックで金メダルを絶対取るという、そういったところでは余りなさそうところで、先ほどの話にもありまして、文化交流とかもやりたいというふうに言っておられますので、まさにそういう交流をやることによって、市民の方々も子供たちも国際交流を身近に、他国を身近に感じることができる。

それから3点目が、やはり東京オリンピックに向けて、柳川の選手、九州の選手、日本の選手と、またプラスアルファで応援する選手が見つかるというのは、すごく市民にとっても

オリンピックを楽しめるんじゃないかなというふうに思っています。

それから、つけ加えますと、私が当日対応させていただきましたけれども、市長もウエルカムパーティーがあって福岡市のほうに行って、積極的に取り組みを行っているところでございます。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

それで、先ほど情報がなかったということをちょっと苦言を申し上げましたが、実際に受け入れに関しても、今回、補正予算2,200千円上がっていますし、みやま市も同等上がっていますが、実際に受け入れが基本的には私は、この動きに関しては賛成というか大賛成なんですけど、ただ、負担がどうなるのか、結局それなりの負担が発生する可能性があるわけですから、そういったところ、もろ手を挙げて賛成ということにはならないんですが、とにかく、最後、もし受け入れが正式になった場合の負担の見込みがわかっているならばお尋ねいたします。

あわせて、最後になるかと思いますが、本当に本気で誘致するのであれば、現地までPRに行くべきだと思いますが、その2点、最後にお尋ねします。

議長（田中雅美君）

生涯学習課長、時間を見てください。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

今後、受け入れに必要な経費、費用ということでお尋ねですけれども、来年度以降、相手が、どの国がどの競技で何人来るのかということがわかってから必要な経費を積算してまいりたいと思いますので、現段階ではちょっとお示しできません。申しわけございません。

それと、本気で誘致を考えるなら、現地に行くべきではないかということでの御意見ですけれども、先ほど答弁いたしましたように、今月末から7月上旬には最終的な結論が出るようでございますので、県を通じたところでキャンプ地として決定していただくように働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

福岡県を介してということですから、福岡県にもそこら辺は福岡県の負担というか、岡山県は半額を負担するように聞いておりますけれども、ぜひ県ともそこら辺は詰めていただきたいと思います。ぜひ頑張ってください。

終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありません

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後 4 時20分 延会

## 柳川市議会第2回定例会会議録

平成29年6月20日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	8番	白 谷 義 隆
9番	近 藤 未 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	14番	河 村 好 浩
15番	緒 方 寿 光	16番	藤 丸 正 勝
17番	浦 博 宣	18番	樽 見 哲 也
19番	伊 藤 法 博	20番	梅 崎 和 弘
21番	三小田 一 美	22番	田 中 雅 美

### 2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	成	松		宏
教	育	日	高		良
総	務	高	崎	祐	二
会	計	野	田	洋	司
市	民	石	橋	正	次
保	健	原		忠	昭
建	設	大	淵	洋	祐
産	業	成	清	博	茂
教	育	田	尻	主	範
消	防	木	下	隆	行
人	事	田	中	勝	裕
総	務	松	藤	敏	彦
企	画	椛	島	謙	治
財	政	島	添	守	男
税	務	川	口	俊	幸
健	康	大	橋	由	美
福	祉	平	田	敬	介
学	校	木	下		隆
生	涯	袖	崎	朋	洋
建	設	待	鳥		哲
農	政	林			誠
水	路	松	永	泰	治
市	民	徳	永	雅	子
都	市	高	須		亨
水	産	中	村	正	光
国	土	由	衛	和	博
廃	棄	松	尾		強

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽	見	孝	則
議	会	事	務	局	次	内	田		猛
議	会	事	務	局	議	徳	永	喜	美
					事			香	

## 5. 議事日程

### 日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	20番 梅崎和弘	1. 有明海の再生について 2. 国保の都道府県単位化の問題点 3. 市民グラウンド代替地の選定について 4. 国土調査の筆界未定について
2	1番 矢ヶ部 広 巳	1. 出の橋にはなぜ自転車道はないのか 2. 粗大ごみ処分に一考を 3. Y O U・遊の森公園の迷惑行為者への対応強化を 4. ふるさと納税寄付への返礼は
3	12番 高田 千壽輝	1. 職員の待遇について 2. プロポーザルについて(仮称 文化会館について)
4	7番 熊井 三千代	1. 引きこもり対策について 2. 公的年金受給資格期間短縮に伴う無年金者の請求漏れ防ぐ取り組みについて 3. マイナンバーカード普及率アップへの取り組みについて

午前10時 開議

議長(田中雅美君)

おはようございます。本日の出席議員21名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

#### 日程第1 一般質問について

議長(田中雅美君)

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、20番梅崎和弘議員の発言を許します。

20番(梅崎和弘君)(登壇)

皆さんおはようございます。20番、日本共産党、梅崎です。今回は、1点目が有明海の再生について、2点目、国保の都道府県単位化の問題点、3点目と4点目を入れかえまして、3点目を国土調査の筆界未定について、そして、4番目を市民グラウンド代替地の選定についてを行います。

まず最初に、金子市長の3期目の当選、本当におめでとうございます。健康に気をつけられまして、柳川市勢発展のために頑張ってくださいと思います。

それでは、1点目は、3月議会に続き、アサリ豊漁と潮干狩りのできる有明海の再生について。

昔のように宝の海有明海が再生できれば、若い人たちが柳川で暮らすことができる。そして、若い人たちが柳川市で暮らしていけるようになることを期待しておりますし、宝の海有明海を取り戻すという思いでいっぱいであります。

ことしのゴールデンウィークに荒尾市と長洲町で潮干狩りの一般開放が行われ、家族連れなど約900人が潮干狩りを行ったという報道がっております。アサリがかなり減っていたが、七、八年前から耕うん作業、死んだ殻の除去、アサリの天敵と言われておりますナルトビエイを漁場に入れなないための防護柵設置などに取り組み、その効果で年々アサリの量がふえてきていると言われております。

そこで、1点目ですけれども、昭代地区の漁業者の方も、ことしはアサリが多くて非常によかった、このように言われております。漁船漁業者の方は各漁業組合にどれだけの方がおられますか。

2点目が、ことしアサリが多くなったことについて、どのようなことが考えられますか、そして、今後の対策は。

3点目が、柳川において以前のように潮干狩りができるような対策についてどのようにお考えですか。

以上、お尋ねいたします。

2点目が、国民健康保険の都道府県単位化についてであります。

安倍政権はこれまでも医療・介護総合法、医療保険法改悪など、公的医療、介護制度の改悪を行ってきました。今回、住民いじめと言われる国保行政を強化するための国保の都道府県単位化が計画されており、2018年度から国保の保険者は都道府県と市町村になります。

そこで、過去5年間における滞納世帯数、保険証の取り上げ世帯数はどうなっていますか。

2点目が、差し押さえの実態はどうなっているか。

3点目、国に報告をされたと思いますけれども、納付金、標準保険料の試算結果はどうなっていますか。

4点目、試算結果により被保険者が払えない人が多い保険料であればどうするのか。

5点目が、都道府県単位化による大きな問題点はどこにあると思われませんか。

以上、お尋ねいたします。

3点目が、国土調査の筆界未定についてであります。

自分の土地がどのくらいの広さで、どれだけの財産価値があるのか、隣との境界はどこからどこまでなのか、このように境界がはっきりしないため、隣同士が憎み合って暮らしておられる方もおられます。

そこで、国土調査の進捗状況はどうなっていますか。



2点目が、国土調査を始められるとき、住民に対してどのような説明をされていますか。

3点目が、筆界未定は昭代地区、蒲池地区では何割くらいに当たるのか。

以上、お尋ねいたします。

4点目が、市民グラウンドの代替地の選定の進捗状況について。

この件につきましては、平成26年12月議会で立花議員が取り上げられ、そのときは平成28年は1万6,900人の方が利用されていると、こういう答弁がっております。

現在の市民グラウンドは、市民文化会館の建設に伴い、代替地の選定が検討されていると思います。今の市民グラウンドは多目的な機能を持っていますが、今回の代替地のグラウンドは機能を分けた施設を検討中との答弁がっておりますけれども、この市民グラウンドは1カ所に集中しているほうが使い勝手があると思います。

そこで、1点目ですけれども、それぞれの競技種目、各チームの利用状況はどうなっていますか。

2点目、機能を分けた施設の検討はどのようになっていますか。

3点目が、それぞれの使用開始はいつごろになるのか。

以上、お尋ねしまして、1回目の質問といたします。

水産振興課長（中村正光君）

漁船漁業の採貝漁業のお尋ねがございました。

柳川市内の漁船漁業のうち、採貝漁業者の人数についてお答えいたします。

現在の時点では採貝漁業者の全体の人数は297名でございます。そのうち、主な漁協の人数を申し上げますと、浜武漁協107名、柳川漁協50名、沖端漁協38名、大和漁協で52名などです。

次に、アサリが多くなったことについてお答えいたします。

まず、福岡県有明海区のアサリの漁獲量の推移につきましては、平成元年以降、多い年で6,000トン前後で推移して、その後、低迷いたしました。平成24年の九州北部豪雨以降、100トン前後まで減少しておりました。しかし、平成28年度の調査で推定資源量は約3,200トンまで増加しております。また、本年3月、春の調査では約5,000トンまでふえています。

アサリ資源をふやす取り組みとしましては、これまで漁場環境の改善を図るための覆砂事業を実施してまいりました。その結果、覆砂を行い、底質を改善した漁場を中心にアサリの稚貝の大量発生が確認されたところでございます。その後、稚貝が大量に発生している場所を保護区域に設定いたしまして、アサリが成長するまで漁獲を禁止することにいたしております。また、アサリが高密度に発生しているところを、へい死対策のため、間引きをして移植放流を行っております。さらに、県や有明海漁連が一体となって密漁の監視を強化するなど、稚貝が成長して漁獲に結びつくよう努力しているところでございます。

このように、漁業者、漁連、県が一体となり、資源管理の推進について、アサリ保護区の

設定と移植放流や監視体制の強化など、さまざまな取り組みを実施してきました。その成果がようやくあらわれてきていると考えています。

市といたしましても、この取り組みについて継続実施をしていきたいと考えています。

次に、柳川で潮干狩りができるような対策とその対応についてでございます。

アサリ稚貝の調査により資源は増加傾向にあります。また安定した漁業レベルではありません。安定した漁業経営につなげるためにも、これまでの取り組みを継続していきたいと考えております。

議員おっしゃるように、潮干狩りができ、多くの皆さんが楽しんでもらうように、資源の確保とアサリのとれる範囲の拡大を関係機関や関係団体と連携し、資源管理型漁業に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

健康づくり課長（大橋由美子君）

梅崎議員の御質問の2番目、国保の都道府県単位化の問題点についてお答えをいたします。

まず、第1点目御質問の過去5年間の滞納世帯数については、平成24年度1,008世帯、平成25年度980世帯、平成26年度1,013世帯、平成27年度926世帯、平成28年度934世帯となっております。

また、国民健康保険証を交付せずに資格証明書を発行している世帯は平成28年度で105世帯、保険証に3カ月、6カ月などの有効期限を付しております短期証については、平成28年度で829世帯となっております。

次に、2点目御質問の差し押さえの実態についてでございます。

国保税の滞納整理につきましては、ほかの税とあわせて税務課で執行しておりますので、税務課の資料をもとにお答えをいたします。

なお、国民健康保険税に関する分のみの数字でございますので、市民税や固定資産税などの市税は含まれておりません。

税務課の資料によりますと、平成28年度の差し押さえ件数は103件、差し押さえ金額は約50,000千円でございます。そのうち換金できたものは76件、金額にしまして約8,800千円という状況でございます。

なお、差し押さえをした物件につきましては、預貯金や生命保険などが主なものとなっております。

次に、3点目の御質問は国に報告した納付金、標準保険料の試算結果はどのようになっているかという御質問でございますが、この試算というのは県での試算のために市から基礎データを提出したものでありまして、その試算結果について福岡県は現在のところ公表しておりません。また、30年度の税率につきましては、平成30年1月から2月ごろ、納付金や標準保険料率が県より示される予定となっております。

次に、4点目御質問の試算結果による保険料の件でございます。

平成30年度の試算結果はまだ出されておられません、保険料が現在より上がる場合についての激変緩和措置が県のほうでも検討をされているところでございます。また、県単位化となりましても保険税徴収は市で行いますので、払えない方がおられるような場合は、これまでどおり分納等で対応したいと考えております。

次に、5点目質問の国民健康保険の県単位化の問題点でございますが、現在、福岡県国民健康保険共同運営準備協議会でいろいろな面から運営方法が検討されております。また、本年1月に県の国民健康保険運営協議会へ納付金の算定方法や運営方針が諮問をされておまして、11月ごろに答申がなされ、その後、県のほうで運営方針が決定されることとなっております。

問題点につきましては、運営方針等が公表された後に明らかになってくると思いますが、現在のところ医療保険財政の大規模化による赤字縮減等の効果のほうが大きいと考えております。

以上でございます。

国土調査課長（由衛和博君）

梅崎議員の質問にお答えいたします。

圃場整備、土地改良事業地区及び区画整理事業地区については、おのおのの事業で地籍の調査が完了していますので、これらの面積を除いた国土調査事業の進捗率について説明させていただきます。

旧柳川市の国土調査事業は昭和53年度に事業着手し、進捗率は66.82%であります。旧三橋町の国土調査事業は昭和62年度に事業着手し、平成27年度に完了しております。また、旧大和町は国土調査事業ではなく、昭和28年度から昭和58年度までの土地改良法による換地処分で公図が作成され、調査完了となっております。

したがいまして、旧大和町を除く実施予定面積は36.67平方キロメートルで、平成28年度末までの国土調査事業の実施済み面積は27.85平方キロメートルでありました。これらの面積で計算した進捗率は75.95%となっております。

現在、残りの蒲池地区の地籍調査を実施しており、平成32年度を完了予定としております。

次に、国土調査を始められるとき、住民に対してどのように説明されていますかの質問にお答えいたします。

国土調査を始める前に、実施予定地区の地権者の方々へ事業協力を周知するため、その地区の公民館で説明会を開催し、事業内容がわかりやすく作成されているDVDを見ていただき、土地所有者が受けるメリットを深めていただくために、「国土調査のあらましの冊子」を配付し、説明しております。また、一般向けとして、柳川市のホームページでも事業内容を掲載しております。

3つ目の筆界未定は昭代地区、蒲池地区で何割ぐらいに当たるのかの質問にお答えいたします。

昭代地区は5.3%でありました。また、昨年度実施いたしました西蒲池区域は0.3%でありました。

詳細について説明いたします。

調査面積5.77平方キロメートルの昭代地区は昭和59年度から着手し、平成18年12月に国、県の認証承認を受け、法務局に成果である地籍図を送付しております。議員が質問されました割合の根拠となる筆界未定と言われる不立会などで境界が確認できなかった土地の調査筆数は1万7,188筆中912筆でありました。また、昨年度の調査面積1.34平方キロメートルの西蒲池は4,791筆中17筆が筆界未定となっております。

以上です。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

市民グラウンドの競技種目、それと利用状況について御説明申し上げます。

平成28年度の実績をもとに、市民グラウンドの定期的な団体利用の状況を申し上げますと、グラウンドゴルフが2団体、週5回利用していらっしゃいます。また、市内の私立高校のサッカー部が週に3回、それと、市内の専門学校の体育の授業で週3回のほかに、時期によっては野球の練習や試合にも使われておりました。そのほか、不定期な利用といたしましては、公民館のグリーンソフトボール大会にも利用されております。

平成28年度の利用人数は延べで1万6,903人となっております、そのほとんどがグラウンドゴルフと野球、サッカーの利用で占められておる状況でございます。

次に、機能を分けた施設の検討についてどうなっているかという御質問でございますが、市民グラウンドの代替地につきましては、これまでの答弁の中で、グラウンドゴルフができる広場と野球やサッカーができるグラウンドとに機能を分けて代替地を考えるということにしておりました。具体的には、グラウンドゴルフは現市民グラウンドに近い鳥の水団地跡地を、また、野球、サッカーができるグラウンドにつきましては今後さらなる検討をしていきたいと答弁をしておったところです。

現在の検討状況を申し上げますと、グラウンドゴルフにつきましては、鳥の水団地跡地の活用を念頭に、地元の代表の方に意見を聞きましたところ、早朝からの騒音やごみの散乱などを懸念されておまして、事業の実施段階には至っていない状況でございます。

一方、野球とサッカーの対応ですけれども、野球については、ほかの市営グラウンドを利用してもらうことで御了承していただいております、サッカーにつきましても、昭代の崩道地区で地元の方が管理されておりました運動公園をあっせんし、5月に地元と高校との間で覚書を交わされ、現在、高校生たちが日々の練習に励んでいるところでございます。

そして、使用時期がいつぐらいになるかという御質問でございますが、野球やサッカーの

代替については既に対応済みでございますが、グラウンドゴルフの代替については、先ほど申し上げましたように、地元との合意形成も含め、現在、検討をしている段階でございます。そういうことでありますので、使用の開始時期については回答することができないという状況でございます。

しかしながら、市民文化会館の整備が計画どおりに進めば、ことし9月で市民グラウンドは利用できなくなりますことから、今後、現在の利用者が支障なく活動を続けられるよう、市のほかの市有地なども候補に含めまして、当面の利用先を探してまいりたいと考えております。

なお、議員が言われるようなグラウンドの1カ所での一体的な整備につきましては、まとまった用地が必要でございますので、将来的な課題として考えるところでございます。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

1回目の質問に対しまして、御答弁どうもありがとうございました。

まず、順番を追っていきたいと思っております。

有明海の再生について、アサリの移植放流が言われておりますけれども、何カ所ぐらいに放流されているのか、また、密漁の対策はどうなっているのか、お尋ねいたします。

水産振興課長（中村正光君）

アサリの稚貝の放流箇所数と密漁対策についてお答えいたします。

稚貝の大量発生が確認されまして、アサリが高密度に発生しているところの成長を促して生存率を高めるために、間引きを行い、ほかの場所へ移すことでアサリをふやすというものであります。この取り組みには、県や有明海研究所の指導によりまして実施時期や場所を決定しているところでございます。平成27年11月から平成29年5月までに6回実施して、放流箇所は全部で9カ所でございます。

また、密漁対策につきましては、海上保安部など関係機関と協力し、密漁の監視も強化するなど、稚貝が漁獲に結びつくよう努力しているところでございます。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

採貝漁業者は昭代地区が一番多いわけですがけれども、私たちが小さいころは昭代地区は半農半漁の暮らしが多かったのではないかと考えております。また、先ほど言われましたように、稚貝を放流しても、もう一晩で持っていかれると、密漁されるというふうなことを聞いたことが何回もあります。ということで、やはりその密漁の監視体制をしっかりとやっていただきたいと、このように思います。

有明海再生のため、今まで750億円が使われております。平成13年から平成28年までに覆砂事業に315億円使われ、その効果がぼちぼちと出始めてきているのかなと思いますけれど

も、今後の経過を見る必要があると思いますけれども、やはり潮干狩りのできるような有明海再生のための取り組みですね、荒尾とか長洲の取り組みに対して、私は不十分な気がいたします。ということは、前、沖端の方ですけれども、タコとりの漁民の方から覆砂事業はあんまり効果はなかやっかんというふうなことを聞いたことがあります。

そういうことで、今、覆砂事業が中心ですけれども、この件につきまして、もう少し詳しく御説明をお願いいたします。

水産振興課長（中村正光君）

潮干狩りのできるような対策では、荒尾市、長洲町の取り組みに対して不十分ではについてでございます。

アサリをふやすための対策については、県や漁連と協議を重ねまして、覆砂事業を重点的に取り組んできたところでございます。その成果が出てきている状況でもあります。今後も継続した対策で、アサリ1万トンの漁獲量の期待もできるというところでございます。この1万トンと申し上げますと、平成をさかのぼって、昭和時代に戻る、1万トンクラスは。そういったところで漁獲の期待もできるということで、そのときは大いに潮干狩りもできるものと思います。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

諫早湾が閉鎖されてから20年近くたっております。この有明海の再生と諫早湾の干拓地の農業者の営農と両立するような方法を見つけていくことが大切だと思っています。柳川市役所の入り口には、柳川市有明海対策実行委員会本部、このような看板があります。前回もお願いしましたけれども、やはり開門調査を実施するように、ぜひ国に働きかけていただきたいと、このように思います。

諫早湾の締め切り堤防をあけて開門調査をするよう命じた福岡高裁の判決が確定してから7年になろうとしております。国はなぜ開門調査しないのか。制裁金を払いながらも開門しないという前代未聞の国の姿勢に、私自身、憤りを感じております。開門すれば有明海は必ずよみがえる、こういう信念を私自身持っております。こういう有明海漁民の方の願いが一日も早く届くよう、柳川市有明海対策実行委員会本部の役員の皆さんにお願いをしますけれども、この辺について、また再度お答えをお願いいたします。

市長（金子健次君）

諫早湾干拓事業の開門問題については、私のほうから答弁をさせていただきます。

その前に、梅崎議員のほうから今回の3期目の当選につきまして激励の言葉をいただきました。以前、いろんな形でこういう質問ができるような形で頑張れという激励のことを今思い出します。そういう意味で、今後ともいろんな形で議会の場で御指導いただければというふうをお願いをいたすものでございます。

諫早湾干拓事業の開門問題につきましては、3月議会の答弁のとおり、開門調査につきましては、有明海の環境変化の原因究明のための一つ的手段として必要であるというふうには思っております。

なお、開門調査の実施に当たりましては、漁業被害などの不測の事態が起こらないように配慮して行ってほしいと考えております。

今後も柳川市といたしましては、有明海の再生に向けて、福岡県、有明海沿岸の4市、それから、福岡有明海漁連との連携をさらに密にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

それでは、国保の都道府県単位化についてですけれども、今のところ保険料とか運営方法などははっきりしないということですが、この方向性がはっきりした時点でまた質問をさせていただきますので、よろしく願いしておきます。

そこで1点目が、保険者が国の基準を満たせば自動的に保険料を2割、5割、7割に減額する法定減免がありますけれども、この2割、5割、7割の世帯数はどのようになっているでしょうか。

健康づくり課長（大橋由美子君）

国民健康保険税の軽減基準及び世帯数についてお答えをいたします。

平成28年度の軽減の基準額についてでございますが、世帯の所得が7割軽減の場合は330千円以下、5割軽減の場合は330千円に被保険者1人につき265千円を加算した金額以下、2割軽減の場合は330千円に被保険者1人当たり480千円を加算した金額以下となれば、軽減の対象となることになっております。

対象世帯数につきましては、平成28年度で7割軽減が3,598世帯、5割軽減が1,765世帯、2割軽減が1,212世帯となっております。軽減の基準額が大幅に見直されました平成26年度は対象世帯数が大きく増加をいたしました。26年度以降は国保世帯の減少に伴い、毎年減少をしてきております。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

国民健康保険法第44条ですね、この取り扱いはどうなっているのか、また、この法律は、条例になくとも自治体は申請は受け付けなければならないとありますけれども、この実態はどうなっているのか、お尋ねいたします。

健康づくり課長（大橋由美子君）

国民健康保険法第44条は、災害や著しく所得が低下した場合の医療機関窓口で支払う一部

負担金減免及び徴収猶予について規定されているものとなります。

本市では、平成23年12月に柳川市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱を制定しておりますが、これまでにこの要綱に基づく申請をされた方はございません。

なお、本市国民健康保険税条例第27条には自然災害等による減免規定がございます。平成24年度には、この規定に基づき九州北部豪雨により住宅等に損害を受けられた世帯のうち186世帯に対しまして、総額およそ14,000千円の保険料の減免を行っております。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

第44条に基づく申請をされた方はいないということで、本市の減免規定によって減免を行っているということですので、了解しました。

国保では加入者は貧困者が多く、低所得者なのに他の保険者より保険料は高くなっております。1960年代、国民健康保険のスタート当初の多数派は農林水産業と自営業者でした。現在では年金生活者などの無職の人たちや非正規労働者などが国保世帯の8割近くを占めるようになっております。国保加入世帯の平均所得は下がり続け、現在は1,300千円に落ち込んでいると言われております。不況や構造改革による農林漁業や中小企業の経営難、廃業とともに、雇用破壊で非正規労働者が大量に国保に入り、低所得者、高齢者が被保険者の多数を占めるようになったこと、これが大きな要因だと思っております。

また、その一方では、1人当たりの国保料は1980年代が30千円から40千円、1990年代が60千円から70千円、そして、2000年代は80千円から90千円と上がり続けております。国保の保険料には事業主負担がないので、国保を保険制度として維持するには国庫負担が必要です。国庫負担は1980年代は50%を超えていましたが、今では25%になっております。これでは滞納者がふえるのは当然だと思っております。

以上のような件につきまして、ひとつ市長の見解をお願いいたします。

市長（金子健次君）

市長の見解ということでございますので、私のほうからお答えいたします。

議員の御指摘のように、国民健康保険は高齢や低所得の被保険者の占める割合が高くなっております。保険料につきましては、所得階層や1世帯当たりの被保険者の人数などもあり、被用者保険とは一概に比較できないところもありますが、1人当たりの医療費については、ほかの被用者保険と比較いたしますと高い傾向にあります。

このような構造的な問題を抱えている国保財政は、脆弱化が進んでいます。国では平成27年度から1,700億円の公費拡充を実施し、さらに、平成30年度からは1,700億円の追加を実施し、毎年3,400億円の公費を追加投入することとなっております。

この公費の一部につきましては、保険者努力支援制度の配分が強化をされまして、医療費適正化のために努力した保険者、すなわち市町村へ多く交付されることとなっております。



したがいまして、本市におきましても、特定健診の受診率向上やジェネリック医薬品の普及を推進するなど、医療費適正化に重点を置いた事業を展開し、国民健康保険税の抑制につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

国保の都道府県単位化は、これから先、いろんな問題が出てくるんじゃないかと思っております。国民健康保険ですね、やはり病気をした場合、安心して医者にかかれる制度、これが大事だと思っております。以上のようなことを、柳川市民の国保の皆さんが、ああ、病気しても安心してかかれるばいというふうな制度になるようにぜひお願いをしておきます。

国保問題はこれで終わります。

それから、国土調査の件ですけれども、参考のためですけれども、国とか県の進捗率はどうなっているのか、お尋ねいたします。

国土調査課長（由衛和博君）

国、県の進捗率の質問にお答えいたします。

平成28年度末の全国の平均進捗率は52%で、福岡県の進捗率は75%でありました。これはインターネットに掲載されております国土交通省の地籍調査ウェブサイトの実施状況からであります。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

昭代地区がこの国土調査に20年近くもかかったということを聞いておりますけれども、その理由は、どういう理由が考えられますか。

国土調査課長（由衛和博君）

議員の質問にお答えいたします。

平成14年当時の国、県に事業完了の遅延理由として提出されております報告書の内容に基づきまして答弁いたします。

昭代地区5.77平方キロメートルは調査面積が広大であったこと、また、土地改良事業5.8平方キロメートルとの接合である地区の選定及び筆界未定箇所が多く、その処理に手間がかかり、認証遅延となった理由によるものであります。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

それから、筆界未定地ですね、このことについては私はよく相談も受けますけれども、幅が30センチ前後ですけれども、お互いが譲らんで困っているわけです。

この筆界未定地になった場合、どのようなことが考えられるのか。当事者の方たちは簡単に思っているわけですね。市役所から来てもらうて打てばよかるうもんというふうな考え方

の人が多いんですけれども、そこら辺の筆界未定についてどのようなことが考えられるか、お尋ねいたします。

国土調査課長（由衛和博君）

筆界未定が及ぼす影響については、国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）に基づく地籍調査の結果、筆界未定となった土地は所有者の権利はありますが、原則として、分筆及び合筆ができない、地積更正ができない、地目変更及び農地転用ができない、売買や抵当権の設定及び建築確認などが非常に難しくなるなどの制限が生じます。

また、国土調査事業の完了後に境界が決まっても、測量や登記手続は個人負担となります。以上です。

20番（梅崎和弘君）

国土調査のビデオを見せてもらったんですけれども、このビデオを見たら、本当に国土調査、そしてまた筆界未定について十分よくわかったんですけれども、いわゆる市役所のほうで、立ち会い日とか、いつやりますというふうな通知をやって、それに来られなかった地権者の方たちに対してどのような対策をとっておられますか。

国土調査課長（由衛和博君）

議員の質問にお答えいたします。

不立会の対策並びに対応については、地権者に連絡をいたしまして、再調査及び再々調査を実施しております。また、高齢者などのケースによっては自宅を訪問しての対応を行っております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

先ほど説明がありましたけれども、国土調査後は個人と個人の問題であり、境界問題は民事不介入ということで、個人の費用でしか解決できないということですが、参考のため、どれくらいの費用がかかるのか、わかったら教えていただきたいと思います。

国土調査課長（由衛和博君）

質問にお答えいたします。

筆界未定地解決の個人費用負担について、市内の専門業者に問い合わせたところ、筆数及び面積により異なりますが、一般的に1筆当たり300千円から500千円ほどの個人負担となることでありました。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

300千円から500千円ということですが、そげんかかるならこのまましていっちょこうやっかいという方が多くおられます。個人費用でできなくて先送りにすれば、問題解決がだんだんややこしくなるということを聞いております。ということは、本人さんたちがおら

んごとになって、亡くなられて、その子供たちの印鑑をもらわないかとか、いろんな問題点が出てくるわけですね。こういうことについて、何とかして今までの筆界未定の方、昭代は特に多いんですけども、市として何とかできないかなというふうに思っております。

先ほどありましたように、手のひら幅、20センチから30センチですよ、それをお互いが譲らなくて、私は何回でん行くけれども、苦勞をしているわけですけども、市として何か対応があるでしょうか、お尋ねいたします。

国土調査課長（由衛和博君）

議員の質問にお答えいたします。

現在、筆界未定については、窓口にて個別説明を行っております。また、筑後農林事務所農山村振興課に国土調査事業の再調査について問い合わせを行ったところ、未実施地域の県に要望が多いので、再調査は考えられないというようなことでありました。

理由については、国土調査は国50%、県25%、市25%の補助事業であります。実施地域を告示し、期限を定めている事業で、昭代地区などは事業が完了しているからであります。

梅崎議員が質問されております筆界未定の土地のほとんどが個人間の境界が確認できない土地でありますので、議員が言われますように、行政は民事不介入の原則もございませう。

そして、筆界未定が多いのが古いお墓であります。そこで、国土調査では、そのお墓などの所有者の所在が明らかでない場合でも、平成23年の東日本大震災以降、資料収集などで隣接の境界を確認できるようになっております。

したがって、筆界未定となって困るのは、その土地所有者本人と隣接する土地所有者の方々であります。市といたしましては、このようなことにならないよう、地元説明会並びに現地調査などで、隣同士よく話し合っただきながら、手のひらサイズの幅の10センチ、15センチを譲り合う気持ちで境界を決めていただくよう御協力をお願いして調査を実施している状況でございます。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

じゃ、この国土調査の終了予定といいますか、いつごろまでに完了するのか、わかったら教えていただきたいと思っております。

国土調査課長（由衛和博君）

議員の質問にお答えいたします。

平成32年度完了を予定しております。

現在、平成27年度から蒲池地区の調査を実施しており、この蒲池地区の調査面積は5.89平方キロメートルで、調査筆数は2万409筆でございます。昨年度は西蒲池区域が完了し、現地での一筆地調査は東蒲池区域でありました。今年度は矢加部、立石区域、次年度は高島、金納、蒲生区域へと進み、32年度完了で計画を進めております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。国土調査については、再調査できないということでございます。

この筆界未定については、窓口で個別説明をされているということですが、年寄りの方は理解するのに時間がかかると思います。ある人は、市役所に行ったばってんが、いっちょんわからんやったというふうなことを言われる方もおられました。やはり時間がかかると思いますけれども、どうかひとつ丁寧な説明をお願いしておきます。何かありましたら。

国土調査課長（由衛和博君）

議員が言われるように、親切丁寧な対応を今後していきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

20番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございました。ぜひそのようにお願いします。

最後ですが、今現在は車社会であり、歩くことが非常に少なくなってきております。平均寿命から、健康寿命が大事だと言われております。ことし中学校と高校の同窓会がありましたけれども、足が痛いとか腰が痛いという方がたくさんおられて、びっくりしたわけがあります。生活の中にスポーツを取り入れることが大切だと思っております。市民の方が健康に過ごすことができれば、国保の医療費削減などに大きく貢献することができると思っております。

昭代地区の先輩議員から、場所ははっきりは覚えておりませんが、何かNEC工場の裏のほうに広い運動公園をつくろうやっかというふうな構想があったということを知ることがありますけれども、このような運動公園についての市長の見解をお願いいたします。

済みません、その前に、鳥の水団地跡にグラウンドゴルフと言われておりますけれども、あそこら辺は住宅地であり、朝早くから話し声などでやかましいというふうな苦情が出てくると思いますが、そこら辺についてはどうでしょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

鳥の水団地跡での整備が、実際グラウンドゴルフが行われると、話し声などで苦情が来るのではないかと御意見でございます。

実際に地元の代表の方が事前に地域の方の意見を聞かれたところ、やはりそういった懸念があるということで、そういった施設が整備されることには余りも手を挙げて賛成できないというふうな御意見でございました。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

ということは、まだグラウンドゴルフの場所については決定していないというふうにとっ

ていいですか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

現状では未定ということで御理解いただいていいと思います。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

そんなら、野球については、既存のほかのグラウンドを利用してもらいとありますけれども、具体的にはどのグラウンドでしょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

他のグラウンドは具体的にどこかという問いでございますが、まず1点がむつごろうランドのグラウンドでございます。それと2目が三橋の市民グラウンド、そしてもう一つが大和のB & Gグラウンドと、以上、3つのグラウンドに分けての野球の実施ということをお願いいたしました。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

ずっと前は市民文化会館建設と並行しながら、市民グラウンドについても検討していくというふうなことだったんじゃないかと思っておりますけれども、こちら辺のおくれた理由はどのように考えてありますか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

並行して市民グラウンドも整備していくというふうに以前答弁しておったということでございますが、確かに場所についてが、野球、サッカーができるグラウンドとなりますと、かなり広い用地が必要となってまいります。そういったまとまった用地がなかなか見つからないということがおくれの理由かと思えます。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

立花議員も言われておりましたけれども、やはり場所があちこちに機能別にするんじゃないかと、やはり1カ所に集めた運動公園みたいなのをぜひつくってほしいと思っておりますけれども、こちら辺の見通しとか現状についてどのようにお考えなのか、よかったら市長の見解をお願いします。

市長（金子健次君）

8年前に、1期目のときの公約として、選挙で総合運動公園を上げました、一番最初に。その後、当選をさせていただきまして、その運動公園について費用が非常に莫大であると。ほかにもっと何かすべきことがあるんじゃないか等々の意見、議会等でもありましたし、市民の中からもたくさんの意見がありました。そういうことであって、既設のいろんな公園施設を拡充していくという形で落ちついたところでございます。

現在、市民グラウンドについては、その代替措置として、どこをとということで今あちこち あちこちというよりも、一定、限られた土地ですけれども、そこに将来的なことを考えてはあります。ただ、今すぐできるというふうにならないと思いますので、将来的な課題というよりも、それは必要だというふうには認識をしておりますけど、費用的な部分になるべく努めて少ない形での代替のグラウンドができるような形を今後検討していきたいというふうにあります。

昭代地区について運動公園の話が昔あったよという話は、総合運動公園の一つの候補地として、昭代のNECの北側が上がったと思います。そういうことでの御理解でお願いしたいと思います。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

ありがとうございました。これで終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時7分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、1番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

1番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

1番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しがありました。一般質問をさせていただきます。

その前に、まずもって、金子健次市長、3期目の当選、心からお祝いを申し上げます。これからもお体に注意をされまして、柳川市民の代表として御活躍いただくことを心からこいねがうものであります。

それともう一つ、新聞報道でもありましたように、現在は柳河小学校の4年生になっておられます濱川葵葉さん、3月26日に滋賀県で開かれた全国小・中学生競技かるた選手権大会の小学3年生の部で見事全国優勝をされました。柳川市にとりまして、何ともおめでたいニュースであります。葵葉さんには来年も優勝目指し、さらにさらに腕を磨かれまして精進されんことを祈るばかりであります。

私は今回の一般質問に当たりまして、出の橋にはなぜ自転車道がついていないのか、粗大ごみ処分に一考を、YOU・遊の森公園の迷惑行為者への対応強化を、ふるさと納税寄付への返礼はの以上4点について通告をさせてもらっています。

あとは自席にて質問をさせていただきますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

1 番（矢ヶ部広巳君）続

それでは、一番最初の出の橋にはなぜ自転車道はないのかについて質問をいたします。

平成24年7月14日の梅雨前線豪雨により甚大な被害が発生をしました。矢部川水系沖端川について、平成24年11月27日に国土交通省から河川激甚災害対策特別緊急事業の採択を受けました。その結果、出の橋と大門橋のかけかえ工事がほぼ終わりました。現在、供用が開始されております。

そこで、質問しますが、この工事に当たって、県南筑後県土整備事務所とは協議をなされたのかどうかについて伺います。

建設課長（待鳥 哲君）

矢ヶ部議員の質問にお答えします。

平成24年7月の九州北部豪雨で沖端川の堤防の一部が決壊するなど、甚大な被害を受けました。

それを受けまして、福岡県では国より沖端川河川激甚災害対策特別緊急事業の採択を受け、沖端川の堤防改修、河川の流れをよくするための河道掘削や出の橋及び大門橋のかけかえ工事を実施されています。

事業期間がおおむね5年という限られた時間の中で事業を実施する必要がありましたが、あと少して出の橋、大門橋のかけかえ工事が完了することとなりました。時間的に厳しい工程ですが、事業完了に向けて県と市で協議を行い、また、地域住民の皆様にも説明会などを開催し、事業の説明や御協力をお願いをしてきました。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

今、答弁がありましたように、当然、県とは協議をいたしました。さらに、地域住民の皆様たちにも説明会を開いて説明や協力をお願いしてきたと答弁をされました。そして、もう少して完了になりますと。

ところが、大門橋は歩道と自転車道が別個に設けられておりますが、出の橋は歩道だけです。なぜそうなったのかについてお答えをお願いしたいと思います。

建設課長（待鳥 哲君）

当初、福岡県では2つの橋とも自転車道が歩道の中を走ることができる自歩道を整備する計画として、福岡県警察本部と協議を行ったところ、大門橋がある県道枝光今古賀線は自歩道が整備されており、大門橋は自歩道を整備することで県警本部の了承を得ました。出の橋があります県道久留米柳川線は自歩道が整備されていないため、出の橋の改修部分のみに自歩道を整備するのは好ましくないとの指導があり、自歩道としての整備は行っていません。

そこで、出の橋につきましては、車道の外側線と歩道までの幅を一般的には75センチ程度で整備していますが、安全に自転車が通行できるように、1.5メートルと広くして整備をしています。

さらに、出の橋の完成時には路面に自転車通行レーンの標示を計画されています。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

今の答弁では、当初は2つの橋とも自転車道と歩道が別個につくられる計画でありました。ばってん、県警本部と協議したところ、出の橋はでけんごとになったと。その理由は、大門橋は今までも自歩道が整備されているからよかばってん、出の橋はそうなっとらんじゃっか。だから、橋の改修部分だけを自歩道にするのはようなか、好ましくない、そういう指導があったと。そのかわり、歩道は本来ならば75センチメートルばってん、その倍の1.5メートルの広さにしとるばんもということですね。

つまり今までと同じようにいたしましたということですが、そこで質問します。

御存じのとおり、道路交通法では自転車は軽車両に指定されていますから、歩道を通るには押して歩いていかななくてはなりません。今の答弁では、路面に自転車通行レーンの標示をする計画だから自転車に乗っていかれてもいいですよと言われました。でも、市民としてはどうしても納得いきません。せっかく立派な橋につくりかえてもらったのになと、やっぱり首をかしげたくになります。

それはそうですよ。柳川市の高齢化率は30%を既に超えています。これは全国平均よりも高齢化率が高いんですよ。福岡県の平均よりも柳川市は高い。年には勝てんですよ。実際、年になってみるとわかりますが、ふらふらで自転車に乗っていきよらっしゃる姿を時に見受けません。自転車通行レーンと人が歩いて通る歩道レーンが別個に設けられていれば、それはいかに安全か、危のうなかか、もう言わずもがなやないですか。県警本部がそういうふうに指導しても、命が大切やっかんもと、もっとやっぱり押してもらいたかったですね。それは誰が見てもわかると思います。そうは思われませんか。どうでしょうか、お答えください。

建設課長（待鳥 哲君）

橋とか道路の整備をするときは県警本部との協議が必要となってきました。警察の意見を聞かないと道路の供用開始等ができないという状況ですので、そういうところでの協議をした結果、先ほど申しましたように、出の橋につきましては安全に自転車が通行できるように車道と歩道の間自転車通行レーンの路面標示を行う計画となったということでございます。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

それは当然、県警との協議が絶対不可欠である。そして、最終的には県警の指導どおりに



決まるというのが大体一般論だと思いますけれども、やっぱりどうしても命が大切と私は思います。

ところで、国は5月を自転車月間と定めております。それはなぜでしょうか。国民の皆さん、自転車にどんどん乗ってはいよということですよ。自転車は手軽に使われて、環境にも優しい。交通混雑の緩和にもなりますと。そして、今、答弁されたように、国民の健康増進にも役立つじゃっかんもやん。自転車はよかこつばかりじゃっかんもということですよ。だから、超党派の議員立法によって昨年末に自転車活用推進法なるものが成立したやないですか。先月の5月1日から施行されたばかりでございますよ、この法律は。そこで、この推進法の施行を契機として、官と民が知恵を絞り合って地域活性化に努めなさいということになっているわけでありまして。ところが、せっかく河川激甚災害対策特別緊急事業に採択されて新設、新しくなった出の橋が単独の自転車道が設置されていないというのは、以前はなかったけん今回のかけかえでもなかったでは、私はどう考えても理解に苦しみます。解せません。しかも、何といたって国が法律をつくったわけですから。しかも、国がかけた橋が国の施策が履行されていないということは、私はそれこそ国の怠慢と言わざるを得ないと思います。

そこで、伺いますが、このことで市は今後働きかけをされますか、それとも、黙って、もうしょんなきたいとしていっちょきますか。これは私一人の考えじゃない。市民の皆さんが強く要望されておりますから、あえて質問をしますが、所見をよかったら聞かせてください。

建設課長（待鳥 哲君）

矢ヶ部議員の御質問のとおり、国民の健康増進、交通の混雑緩和、環境への負荷の低減などを目的に、ことしの5月1日に自転車活用推進法が施行されました。地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて、自転車の活用を推進していくこととなっております。

出の橋につきましては、今後の交通状況などに応じて福岡県と協議していきたいと考えています。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

この質問はこれで終わりにします。答弁は求めませんから、腰を据えて聞いてはいよ。

先ほども言いましたように、私は市民の要望を受けて、この2つの橋を実際メジャーを持ってはからせてもらいました。大門橋のほうは80センチメートルの歩道があって、30センチメートルの盲人用の黄色いブロックがあります。そして、210センチメートルの自転車道がついております。つまり合わせて320センチメートルの広い幅になっておるわけですよ。見るからに安全で安心して通れる道路というのがわかります。それはそうですよ。自転車を通る自転車道があって、さらに30センチメートルの盲人用の黄色いブロックがあって、その脇に歩道があるわけですから。ところが、先ほども言いましたように、一方の出の橋にはそ

れがついていない。距離的に西と東、もうわずか、見えよっじゃっかんも。

さっきも言ったように、出の橋のほうは人が歩ける道路と自転車が通る道路が一緒になった道路で、今、幅は150センチメートルと課長はおっしゃいましたが、私のはかったところでは200センチメートルありました。何で50センチメートルの誤差があるのかなと思います。それは別として、確かに出の橋の西側のほうは、川崎耳鼻咽喉科医院のほうであります。今のままでは狭くて、自歩道はちょっと無理かなと確かに私は思います。そのかわり、東のほうの新田歯科医院のほうは十二分に自歩道をつける余裕、広さがあります。何と申しましても、出の橋も当初の計画は自歩道をつける予定になっていると今さっき答弁されておるわけですから、当然、つくる気持ちがあればできたはずなんですよ。今も私が言っていることは決して荒唐無稽なでたらめなことではないはずであります。どうかこれからの参考にさせていただきまして、県に要請をしていただければありがたいと思います。

これでこの質問は終わりにいたします。

それでは、次に入らせていただきます。

粗大ごみ処分に一考をとということで、2項目に入ります。

先ほども言いましたように、我が柳川市の高齢化率は30%を超えております。そこで、高齢者が一番今困っていることの一つに、粗大ごみの処分があります。世間では終活と呼んでおります。何も就職活動ではありません。人生の店じまいの準備であります。要らないものを死ぬ前にできるだけ捨てておきたい、片づけておきたい、そう思うからであります。ところが、片づけたくても、前のように家で燃やすことはできませんから、非常に困っておる方もありますが、そこで、質問をいたします。

個人の家で、もちろん家が密集しているところはそれはでけんでしょうけれども、燃やしてよかものと燃やしていけないものがあるのかどうか、法律はどうなっているのか、よかったら教えてください。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

家庭のごみを勝手に焼却しますと、近所トラブルの原因になるほか、有害物質を発生させる原因となります。このため、廃棄物を個人が野外焼却する行為は法律で禁止されております。このことは6月15日号の広報でも載っております。

その中にもありますように、焼却禁止の例外となる行為もございます。その一つとして、農家が行う稲わら等の焼却、日常生活で行うたき火やキャンプファイア等軽微なもの、伝統行事で行う門松、しめ縄等を燃やす宗教上の行為、国、県や市町村が行う河川敷の草焼き、災害時の応急対策や防災訓練などは例外として認められております。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

わかりました。

高齢で車の運転もできないと。当然、重たいものは運べない。そうなったら、シルバー人材センターに頼むことになるわけであります。そんなときに、例えば、たんすを1個処分するとした場合には、運送料と処分代、合わせて大体幾らぐらいになるものですか、よかったら御答弁をお願いします。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

運送料に関して、仮にシルバー人材センターを活用した場合、人件費として1人1時間750円と事務費15%が必要で、通常2人で行っており、1時間1,725円。加えて軽トラック使用料が400円ですので、運送料としては2人、1時間の作業で2,125円かかるということです。

クリーンセンターでの処分料ですけれども、10キロ当たり100円です。ただし、たんすの金具や鏡等は外していただく必要がございます。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

とすれば、たんすいっちょ処分するとシルバー人材センターに頼むと、2人がセットになっておるけんが、1人来てはいよというわけにはいかんわけたいな。どげん少なくとも2人来るわけたいな。1時間頼んでも2人で1,725円、それから、その他で2,125円プラス処分代がかかるということではありますが、そこで、ある市の場合、ある人から私の家に電話のかかってきたんですよ。矢ヶ部さん、よその市はくさんも、たんすば1個400円ぐらいで処分してくれるところのあっとたんもと。柳川もそげんかふうに市長さんに言うてみんかんもと相談があったんですよ。そうなったら本当助かるですもんね。たんすいっちょ処分すると2千円も3千円もかかるというなら、それはやっぱり考えますですよ。

何かそのようなですね、たんすいっちょ幾らばんとか、そういうふうな方法ができないものか。特に高齢者家族の皆様方はそういう制度ができているとすれば非常に助かると思いますが、所見をお聞かせください。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

矢ヶ部議員の粗大ごみの処分を定額でというのは、市民にとってもわかりやすく、とてもよいことかもしれませんが、たんすにも大きいサイズから小さいサイズまでありますので、重量に比例した現在の料金体系としております。

また、粗大ごみの処分については、焼却するためのさまざまな制約がございますし、例えば、洋服たんすですと、先ほど申しましたように、金属や鏡は外す必要がございますし、ソファーやカーペットも、ばねや電気コードはそのまま燃やせませんので、外さなければいけません。これらを一律の料金で収集いたしますと、その後の分別と解体作業に多くの人手と経費がかかります。

議員御指摘のほかの自治体の事例につきましては、今後、調査研究してまいりたいと考え

ておりますので、御理解のほどをよろしく申し上げます。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

特に高齢者家族の切なる願いでありますから、よろしく願いをしておきたいと思えます。それでは、3 番目の項に入らせていただきます。

Y O U・遊の森公園の迷惑行為者への対応強化をということであります。

特に夏場になりますと、公園近くに住んでおられる方は本当安心して夜が眠れないと、心の安らぐことはないという苦情を聞きます。困られた方がすぐ警察に何回も電話をされております。そのたびにお巡りさんに来てもらってある。ところが、それが一向に改善をされていない。むしろ悪くなるばかりであります。

柳川市はY O U・遊の森公園がこういう状態があっているということを御存じだったのかどうかについて、まず伺います。

都市計画課長（高須 亨君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

当課で把握しておりますY O U・遊の森公園に関する苦情の内容につきましては、早朝から夕方にかけての公園の使い方に関するもので、夜間の苦情につきましては現在のところ届いておりません。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

ああ、市には届いとらんということですね。しかし、警察には何遍も言うてるばってんですね。わかりました。

そして、暑くなったら、やっぱり夜になりますと若い人が集まってくる。そして、今度は花火を打ち上げるわけです。しかも、夜中まで。それと、朝早うも花火を上げるときもあるわけです。そして、先ほど梅崎議員も質問されておったように、ぺちゃぺちゃ大きな声で話すと。そして、バイクまでブルンブルン公園の中を通ると。本当に困っておられます。たまったもんじゃなかばんもと言われております。

市は対応をされていたら伺います。どうでしょうか。

都市計画課長（高須 亨君）

公園の性質上、ほかの公共施設と異なりまして、利用時間帯などの制限のほうに難しく、適切な利用に当たっては利用者のマナーに頼らざるを得ないところがございます。

そこで、Y O U・遊の森公園に関する苦情に対しましては、まず、マナーを守っていただくために、早朝から大声で話さないことや公園内での犬の放し飼いをしないことなど、現在、おおむね6 種類、計33枚の看板や張り紙を取りつけて注意喚起を図っており、それぞれの看板等の設置後は苦情につきましては減っているという状況でございます。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

それは当然ですね。利用者のマナーなんですね。当たり前やれば何もありません。しかし、今の日本はざまなかです。

さらには、YOU・遊の森公園ではこんなこともあっております。猫の餌やりですよ。公園のあちらこちらに餌をずっとまき散らしておられます。それも1人の人やない。大体わかつつじゃん。複数ですよ。公園の近くの方が猫に餌をやっているところをたまたま見つけられまして、でけんやっかんもといっって注意されたそうでもあります。ところが、逆上されたそうで、何で自分にだけばかり言うとかんもち。私の近くのお地蔵様にも、猫の餌、それから水を毎晩やっておられる人がいる。しかも、その猫は現在3匹の子猫を連れておりますから、私も毎朝行きますが、後片づけが大変ですよ。さらには、きのうの近藤議員の質問にあったように、このような猫の餌をカラスが今度は食いよる。猫だけやない。カラスが食いに来よる。そしてまた、ふんをまき散らす。YOU・遊の森公園と私のところのお地蔵さんはほんのすぐそばですから、大体同じ人やろうと思っておるわけですが。

話は戻りますが、今言ったように、今度はYOU・遊の森公園から花火を打ち上げておる。ブルンブルンでバイクで回る。近所の方が警察に電話する。そうすると、お巡りさんが来なはる。もう来なはるときは、おらん。そして、警察が言わすには、当事者には言わんがよかばんもと。当事者に言うたらどげんか仕返しを受けるかわかりません、そう言われるそうであります。

何とか毎日が安心して眠れるような格段の御配慮をお願いしたいと思うわけですが、どうでしょうか。

都市計画課長（高須 亨君）

現在、夜間につきましては、22時30分ごろから朝5時ごろまで外灯を消すなどして、深夜の利用がしにくい状況となるよう対応しておりますけれども、今後、夜間の苦情がふえるようであれば、柳川警察署へ巡回等の協力を依頼したいというふうに考えております。

また、猫の餌やりにつきましては、平成27年9月に餌やりをされていた方に対しまして、生活環境課から餌やりをしないように伝えているほか、先ほども申しましたけれども、看板設置等により注意を促しております。

今後、こうした看板や張り紙に加えて、市報やホームページ等のほかの方法を活用して周知を図りますとともに、実際に現地で発見した場合には注意を促していきたいというふうに考えております。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

ひとつくれぐれもよろしく願いいたします。

それでは、最後の4番目の項に入ります。

ふるさと納税寄付への返礼でございます。

ふるさと納税が始まったときから年度別の寄付額はどうなっているのか、教えてください。

財政課長（島添守男君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

柳川市では、ふるさと納税は平成22年度から取り組みを始めております。

寄付金額の推移を申し上げますと、平成22年度は845千円、23年度が1,665千円、24年度が12,897千円、25年度は14,067,500円、26年度は87,376,655円、27年度は310,498,112円、そして、昨年度、28年度は218,049,111円となっております。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。平成22年度から柳川市の場合は始まったと。そして、その結果、22年度、始まった当初は1,000千円にも満たなかった。八十何万円だったと。それが少しずつふえていって、平成27年度は3億円を超えて、昨年度の平成28年度も2億円という大台を超えたということであります。

そこで、伺いますが、こんなに多くのお金を柳川市に御寄付いただいた、大変ありがたいことですが、その考えられる理由というのは何か、お伺いします。

財政課長（島添守男君）

お答えいたします。

1つは、ウナギの製品やマンゴー、巨峰などのフルーツ、精肉品など、お礼の品物の充実を図ったこと、特に、平成27年度にあまおうを1,000セットから1万セットにふやしたことが大きく影響していると考えます。

そしてもう一つは、ふるさと納税システムを導入し、あわせてクレジット決済による寄付の受け付けをできるようにしたことで、寄付をしてくださる方の手続きが簡素化されたことも寄付額の伸びをもたらしたというふうに考えております。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

あまおうとか、あるいはウナギ飯とか、そういうのをやって、ずっと伸びてきたということですね。

当然、こんなに多額の御寄付をいただいて、何と7年間で650,000千円という金であります、非常に柳川市も財政にゆとりがないところに助かっていると思いますが、どうでしょうか、お答えください。

財政課長（島添守男君）

お答えいたします。

自主財源比率30%未満である本市にとって、この寄付金は市の財源として非常に貴重であり、ありがたいものであります。と同時に、柳川市を思ってくださいる一人一人の思いが込められているという意味からも、ありがたいものであると認識しております。

今年度もひとり暮らしの高齢者等への配食サービス事業や小学生の基礎学力をつけるための事業、小・中学校への防犯カメラの設置など11事業に活用させていただいております。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

それで、伺いますが、本市は寄付額に対する返礼品の目安を幾らぐらいということを決められておるのか、それについて伺います。

財政課長（島添守男君）

お答えいたします。

寄付額に対する返礼品の目安ということですが、現在、おおむね寄付額の4割以内という目安を定めた上で返礼品を選定しておるところでございます。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

国が今、返礼品の額は3割以内におさめろということでありまして、今の答弁によりまして、1割ばかり高いわけでありまして、それについて見直す考えはあるのかどうかについて伺います。

財政課長（島添守男君）

お答えいたします。

議員がおっしゃいますように、平成29年、ことし4月1日付で総務大臣から返礼割合を3割以下とする旨の通知が出されたところでございます。同時に、同じ日付で総務省の自治税務局市町村税課長の通知が行われており、その中では返礼品割合を速やかに3割以下とすることについては、自治体間の返礼品競争の過熱が指摘される現状において、特に返礼割合の高い返礼品を送付している自治体に対して速やかな見直しを求めるために行ったものであるとした上で、返礼割合の妥当な水準を3割とする趣旨ではないというふうに説明しております。

したがって、先ほど申しました現在の返礼割合の目安である4割以内は特に返礼割合が高いとは認識しておりませんので、現時点での早急な見直しというのは考えておりません。

しかしながら、現行の謝礼品カタログを改める際、その作業を開始することしの9月以降、総務大臣の通知の趣旨に沿って、見直し作業を行いたいというふうに考えております。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。これで終わります。

議長（田中雅美君）

これもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時47分 休憩

午後1時 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、12番高田千壽輝議員の発言を許します。

12番（高田千壽輝君）（登壇）

皆さんこんにちは。12番高田千壽輝です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問いたします。

市長におかれましては、3期目の当選おめでとうございます。

市全体を見ますと、田植えが始まっております。やっときょう、恵みの雨が降ったようで、雨量を期待しているのは皆さん同じだと思っております。

また、私が住んでおります中島地区には、国の事業で浦島橋かけかえと矢部川河川改修工事がなされています。浦島橋の工事は、今、みやま市まで1つの桁が橋脚の上に乗し、橋全体の形が見える状態までなっております。

国道も歩道がなく、大型車が通ると歩行者は危険な思いをしておりましたが、3.5メートルの歩道を一部整備していただきまして、安全に歩行できるようになりました。だが全ての問題が解決されたわけではありません。さらなる市当局のますますの協力をお願いするものであります。

また、今、問題が山積してありまして、この問題が9月まで解決できない場合は、9月の質問をいたすことを予告しておきますので、当局はよろしく願いいたします。

今回の質問は、3月議会に質問しておりましたが、まだ疑念を感じております2点について質問させていただきます。質問は自席にて一問一答で行いますので、議長におかれましてはお取り計らいをお願いして、壇上での質問は終わります。

12番（高田千壽輝君）続

最初の質問は、職員の接遇についてであります。

3月定例会において、前人事課長の答弁では、研修が終わってふだんの仕事に戻ると、なかなか学んだことが身につけていないと感じるという答弁がっております。それはなぜ身につかないのか、この件に関して調査されたのか、お聞きいたします。

人事秘書課長（田中勝裕君）

高田議員の御質問にお答えをいたします。

ほかの多くの研修と同様に、接遇研修においても、研修で学んだ内容をしっかりと自分の



ものにし、実践していくためには、定期的な振り返り、復習が重要でございます。

研修を受ける場合、その研修の期間中、あるいは研修終了後、しばらくの間は気づきや学びによって職員のモチベーションが上がっている状態でございます。しかし、これは反省の意味を込めながら申し上げますと、研修から期間が経過し、日々多くの課題を抱え、業務に追われていると、研修内容の振り返り、復習が不十分になるといった状況もあるのではないかとこのように考えております。

なお、その後の調査につきましては行っておりません。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

それで、待遇に関しても研修をなさっているということで、実際どのような研修をしてあるか、具体的にちょっと幾つか、内容的に教えていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

人事秘書課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

職員の待遇に関する研修について、これまでの研修内容の御質問をいただきました。

まず、新規採用職員に対しましては、毎年、市の独自研修として待遇の研修を行っております。今年度は4月4日に実施しました。市民課などで窓口の経験を積んだ市職員が講師となりまして、挨拶やおじぎの仕方、敬語の正しい使い方、言葉の重要性などなどにつきまして研修を実施しているところでございます。

また、市町村職員研修所が実施する新規採用職員研修におきましても、4日間の研修日程のうち、1日を対人関係能力の向上と待遇というカリキュラムに充てられています。

次に、全職員を対象とする研修ですが、研修会場に職員を集めまして、専門の講師を招いて研修を行う集合研修の形で、合併以降、待遇研修、クレーム対応研修、おもてなし研修などを行ってきております。

直近の研修内容を具体的に申し上げますと、全職員を対象に、平成25年度から平成28年度までおもてなし研修を実施しました。その受講者数は延べで575人となっています。

おもてなし研修は、市民との信用、信頼のきずなづくりのために、相手を笑顔にすることのできるおもてなしエキスパートを育成するものです。

この研修では、おもてなしを実践するための3つの心得として、1つ目、当たり前のことが当たり前に行えること、2つ目、自分から一歩先に相手に近づくこと、3つ目、自分の組織に誇りを持つこと、これらを学び、さらにおもてなしを続けるための要素として、高い人間性、気づく力、深い思いやり、ポジティブシンキング（前向きな考え方）などの7つの要素についても学びました。

職員の待遇向上のために実施している主な研修の内容は、以上でございます。

12番（高田千壽輝君）

いろんな研修をして、待遇に関してもしっかり勉強してあるように思いますが、それがやっぱり見えてこないというのが、実際あっておるような気がしています。

ここで私、思うんですけど、待遇に関して、投書、クレームというものが現在来ておりますか。その辺を確認したいんですけども、どうでしょうか。

人事秘書課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

4月以降ということで、私自身が報告を受けた案件といたしましては3件ございます。

電話対応に対する苦情であったりとか、あと窓口での対応、それから職場での態度といったことに対して苦情があっているそうでございます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

そういう苦情があったときの対応策というのはどうしてありますか。その苦情内容はどこら辺まで上げてありますか。市長まで行っていますか、どうですか。

人事秘書課長（田中勝裕君）

クレームの情報共有につきましては、まず、人事秘書課とその担当の課で行っております。所属長を通しまして、対象の職員に注意を促しているところでございます。

なお、案件によりましては、当然、市長まで報告しなければいけないというふうに思っております。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

投書に関しては、そのときそのときによって、どこまで上げるかというのはそれは重要な判断で、一々市長まで上げる必要もないと私は思っていますので、担当で対処できたら担当で全て行い、すぐに適切な処置をしていただかなければいけないと思っております。これをいつまでも、ずっと先延ばししていることによって、どんどん苦情がまた重なるということがありますので、速やかにその辺に対しては、小さい投書であっても見逃さず対応することが一番大切だと私も思っております。

先ほど新職員さんたちにはいろんな研修をしてありますと言ってありますが、私ちょっと、教育長には通告しておりませんが、確認ということではよろしいでしょうか。

私ちょっと聞いていましたけど、教職員の場合は、新任採用、新採とかあって、また5年、10年という研修が重ねられると聞いておりますけど、事実そうでしょうか。それだけ確認ということで、済みません、通告していませんけど。

教育長（日高 良君）

高田議員のお尋ねにお答えをいたします。

教職員の場合は、国の決まりとして、初任者と経10年目に研修を課しております。そして、県の指導というか、県主催ということで経5という研修が行われているところがございます。以上です。

12番（高田千壽輝君）

先ほどの答弁の中にも、やっぱり新人のときには気が張っていて、そういうことはない。なれてきたらやっぱりそういうところに、業務に追われて、そういうところがあるそかになるという発言がありましたので、やっぱり教職員と同じように、市の職員さんも新人のときじゃなくて、ある程度定期的にこういう研修をすることが大切じゃないか。市長もかねがね所信の中で、初心を忘れず、私は頑張りますということを常々言っておられますので、やっぱり職員さんも採用されたときはすごいモチベーションというか、市民のために頑張るんだということで採用されてしてあると思うんですね。そういう人たちを多分採用して、ただ成績だけがよいだけじゃなくて、そういう人たちをしっかり見て採用してあると思うんですね。だから、そういうことがやっぱり大切だと思いますけど、そういう研修の必要性があるんじゃないかと私は思いますけど、その辺に対しては、市長、お答えできますか。

市長（金子健次君）

私も公務員として38年間勤めておりましたので、私は役場とか市役所とかは、市民、町民に役に立つところということで常に考えておりました。そういう面では、市民の目線でいろんな形の仕事をしていく。逆に言ったら、市役所を初めて訪れて不安な方もいらっしゃると思います。そういう声かけとかいうことも、十分、接遇の面では大変大事なところであるというふうに思っております。

私の耳に入ってくるのは、やっぱり一番、この場で言って悪いんですけども、一番接遇の面で印象がいいのは玄関横にいる女性のことなんですね。褒められるんですね。それじゃいけないよということを行っているんですけども、見習えよと言っているんですけども、ありがとうございましたと言われるんですね。お疲れさまでしたとか、そういう声かけが非常にあっております。

私は、新人の人については、今、480名ぐらいの職員がおりますけれども、いろいろな形、メンタルな部分で二、三人は常におります。それもやっぱり私は、その職場環境の中の上司の責任と思っているんですね。いろいろな形で常に目をかけるということが必要でもあるし、特に新人の場合は、半年間というのは、やっぱり新人として、30年も40年も勤めるわけですから、その分をきちんと指導していくこと、私も職場に入ってどういう先輩がいた、先輩のおかげで今、市長になっているのかもしれないけれども、そういう人は大変大事なことなんですね。そういういい上司に恵まれたということが将来を決めるというふうになると思いますので、大変大事であるというふうに思っています。

常に、市役所というのは市民に役に立つところという意識を持って、私も同じですけど

も、市民から雇われているわけですから、職員も、人事上の任命権者は私ですけれども、本当は市民から任命されて、市民の仕事をさせてもらっていると、そういうぐらい思って、仕事をやらしてもらえれば、こういう高田議員から叱責の言葉がなくても、称賛できる、及第点がもらえるんじゃないかというふうに常々思っております。

そういう面については、今回、3期目をさせていただくわけですけれども、そういう面では重点的に、この4年間で職員が変わるように、おもてなしの日本一を目指しておりますので、そういう面では、職員が変わらなければ市民も変わらないということは、そういうスタンスで臨んでいきたいと、強い意志を持っております。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

次の質問に私が考えておりましたことを、市長みずから答弁していただきまして、また、3月議会のときに職員さんの意識改革が必要だという内容も言っておられました。私も意識改革の必要性を感じて、なぜかといったことで、私はやっぱり、国家公務員法に公務員は全体の奉仕者だという文言があります。私はここで市長に再度聞きたかったのは、職員の雇用主はどなたですかということを知りたいんですけど、市長はもう、市民が雇用主だということをおっしゃいました。私もそのことは、事実そうだと思っています。

私たち議員を初め、職員も、市長も多分考えてありますが、本当の、真の雇用者は市民であると私は思っています。だから、市民が雇用者だと思ったら、普通の常識で、社長に対して軽々しい言葉は言わない、敬語を使って挨拶をするというのが当然だと思っているんですね。そのことを、意識改革というのは、そういうことが常々必要じゃないかと思っております。市民のおかげで私たちは給料をもらって生活できるんだという、本当の意識改革が必要だと思っていますので、よく、小池さんじゃありませんけど、市民ファーストで皆さん仕事をしていただきたいと思っておりますので、市役所に訪れた市民が、笑顔で市役所を出ていかれることが一番いいと思っておりますので、その辺をやっぱり市長、よく考えてあるとおっしゃっていますので、今後ともこの4年間で本当にそういうふう実践できるようにお願いいたしまして、この質問は終わらせていただきます。何かありますか、それじゃ。

市長（金子健次君）

しゃべり過ぎて申しわけございません。

私も3期目を無投票という形で就任させていただきました。逆に無投票の場合は、私は思っているんですけれども、市民からの視線は非常に厳しいものがあるというふうに思っています。そういう面では、おごりがなくて、そして、常に市民目線で仕事をやっていくと。それは私だけではなくて、私の背中を見て職員も育ってもらいたいというふうに思っておりますし、そのことを、きょう議会が、一般質問が終わってからまた会議をして、そのことを部長を通じて、また課長、そしてまた、その課内の会議をしないと、言うただけで一方通

行じゃできませんので、どこに問題点があるかということそれぞれの各課でやって、以前、2年何カ月前に、白谷議員から御指摘、叱責がありましたけど、そのときには部署を回りました。そういう面では、今度は回りませんけれども、そういう面で私は通じるような形を先頭に立ってやってみたく。日本一のおもてなしの心が、そういうふうにならないと実現できませんので、職員が称賛を得なくても及第点がもらえるような形を、とにかく先頭に立って努力したいというふうに思っています。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

御答弁ありがとうございました。ぜひそのようにしていただきたいと思っています。また職員さんも初心を忘れずに、偉くなっても採用された当時の気持ちを持って常に市民の皆さんに接していただきたいと私も思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、続きまして、質問させていただきます。

これは白谷議員も、きのう質問してありましたけど、重複する部分もありますけど、再度私のほうもまだ疑問とか、いろいろ疑念がありますので、質問させていただきます。

では最初に、市民文化センター、仮称ですね、これをプロポーザル方式で公募によって設計業者を決めてありますが、この公募のときに、建設費の提示はしてあるのか、また、してあるんだったらその金額を再度お聞かせください。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

柳川市民文化会館（仮称）公募型設計プロポーザルでは、事業費35億円以内としておりました。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

この35億円というのは、建物の建設費か、それともいろんな附帯工事もありますけど、そういうものも含めた金額ですか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

35億円の中には全ての工事費用が含まれております。ただし、市民グラウンドのネットの撤去でありますとか、市民体育センターの解体の費用というのは含まれておりません。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

そこですね、疑問を感じるんですよね。詳細設計ができてきたら、8億円以上も金額が上がった。普通だったら考えられないですね。このことをきのうも白谷議員が質問してありましたけど、なぜ本当にこんなに8億円近く高騰したか、その理由を再度お願いいたします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

8億円以上整備費が上昇している理由ということでございますが、昨日の白谷議員と重複

する部分がございますので、その分は御了承いただきたいと思ます。

事業費の増額につきましては、さまざまな要因が重なっております。

まず、基本設計時に設定いたしました事業費につきましては、計画策定時であります平成27年8月時点で発注が確認できた平成26年度以前のものを中心としておりました。このため、平成25年から26年にかけて発注された全国の事例を参考に検討を行いまして、工事費35億円、用地取得や設計管理費、備品購入などの費用として5億円を見込みまして、総事業費40億円としたものでございます。

であります、全国的な建設工事の動向を示します標準建設費指標を平成25年と29年で比較いたしますと約19%上昇しております。上昇の主な理由といたしましては、現政権下の国土強靱化政策に伴います公共工事、民間工事の増加や、オリンピック関連施設の建設需要により大手ゼネコンを中心に手持ち工事がふえ、価格競争が働きにくい環境となったことが考えられます。

また、設計業務発注後に再度実施いたしました地盤調査の結果、設計者の当初想定よりも地盤が悪く、くい工事費用が当初見込みよりも増額となるなどの要因も生じました。

これらに加えまして、昨年4月に発生いたしました熊本地震からの本格的な復興に向けた工事の増加が今後見込まれることなどから、工事費は今後も高どまりする見込みであると。そういったことを踏まえまして、今回、御提案させていただいております事業費となったものでございます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

いろんな原因があって、約8億円近く、35億円から、公募した詳細設計の金額がそれだけになったと言われますけど、何か疑問というか、私たちもまだそれが、ああ、いいんじゃないかなという判断にはならないんですね。やっぱり再三市長も、この議場で、建設費は40億円以上かからないようにしますとか言っておりましたので、なぜその設計業者と、40億円の枠組み内でできないかということは話されなかったんですか。それとももう、そういうことは言わないで、もうそういう金額が上がっているから、試算がそうやって上がってきていますから仕方ないですよとてのまれたのですか。それとも、やっぱりそこまで、40億円という金額をちょっと業者と強く交渉されたか、その辺をお聞きしたいんですけど。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

35億円という当初の設定金額ですね、これを、こちらのほうから超えていいよというふうな提案というのは、一切行っておりません。実際の設計に当たりましては、設計者、市ともに事業費の抑制を念頭に置きまして作業を進めてまいりましたが、繰り返しの答弁になりますけれども、東日本大震災からの復興、東京オリンピックに向けた建設需要に加えまして、今後、熊本地震から本格復興に伴う工事増により、建設費が引き続き高い水準にとどまるこ

とが見込まれるなどの社会情勢が大きく影響したと考えております。

事業費が当初の設定から大きくふえたことは甚だ遺憾ではございますが、災害に強く、利用者の安全を確保して、利便性を損なうことなく、快適に使っていただける機能の整備に合わせて、想定を超える建築物価の上昇、全国類似施設の入札状況等を総合的に考え合わせまして、今回お示しした事業費と設定したところでございます。

なお、これは新聞報道ではございますが、本市と同時に設計業者の選定を行いました九州内の自治体におきましても、事業費が基本計画時から基本設計時に20%ほど増額しているという事象もあることを申し添えたいと思います。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

周りが20%も上がっていきまして、先ほど説明の中に東日本大震災、東京オリンピックの開催で建築資材とか、そういうのが高騰になっていきますと、また熊本震災はその予想はなかったかもしれませんが、もう公募の時点でそれはわかっていたことでしょうか。公募の時点でそれがなかったというなら、それは考えるかもしれませんが、もう公募の時点で東日本大震災、また東京オリンピック開催は決まっていたことですよ。それを理由にされるというのはおかしいと私は思います。

また、柳川の地盤が弱いというのは、もう当初からわかっていることなんですよ。大きい事故があって、矢部川大橋に関したって沈下していった、その工事に追加費用がかかっていると。柳川のこの辺自体は軟弱地盤と言われるということで、設計業者もわかっていることじゃないかなと思うんですよ。それが本当に言いわけになるかなという、私は疑問を感じますよ。本当にこれだけ金がかかるのかなと。

もし、私が公募で落ちた業者であって、うちは真面目に35億円で設計できたよと。建設費も出して、プレゼンに挑みましたよと。ふたを開けて、43億円ぐらいかけるんだったら、うちはもっといい提案ができましたという苦情も出る可能性もあるんですよ。ここのところは、これは本当に公募で、プロポーザルで決めたのかという、そのプロポーザルに対しての疑念が湧くんですよ。もう最初から、今の国会じゃないですけど、日本設計に決めなきゃいけないようなプロポーザル方式みたいな感じに私は聞こえてならないんですよ。本当にこの40億円で建設費をおさめるという努力をされたんですかと、私はそれを聞きたいんですよ。相手の言いなりだけではいけないと思うんですよ。本当に柳川が潤沢な資金があればいいですよ。資金がないところで建設をしているんですから、やっぱりその辺はきちっと、市長が再三申してあった40億円を守っていく努力をするのが当然だと思うんですけどね。それがまだ見えてこなくて、相手の提案で、こうやって事業費が上がる見込みがありますから、これだけの金額になりますよというだけになっているんですよ。今の報告では、やっぱりその辺、その金額が、これは高過ぎますよ、どうかしてくださいよというような申し入れはな

さったんですか。その辺をお聞きしたいんですよ。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

設計者側から出された提案をうのみにしたんじゃないかという議員の御指摘でございますが、設計者から提案された内容につきましては、基本計画検討委員会の中で出されました意見、市民ワークショップでの要望、また建築や音響、音楽、演劇、施設運営などの専門家からの助言を踏まえて、利便性の高さを確保しながら、必要以上にぜいたくなものにならないように機能の集約を図ってまいりました。そして、設計案の取りまとめを進めたところでございます。

具体的な事例といたしましては、メインホールには空気浮上による移動客席システムを導入いたしまして、通常は音響性能にすぐれたホールとして、また椅子移動により生まれる空間を生かした、大規模な展覧会でありますとか展示会、商談会、見本市など、さまざまなイベントに活用できる展示場やアリーナ的な機能を持たせることで施設の複合化を図っております。

また、メインホールやイベントホールのホワイエと、それらをつなぎます共用ロビーの面積を抑えまして、広場と中庭とのつながりを生かし、来館者がいつでも憩える空間を屋外にも確保することで、建築面積以上の共有空間を確保しております。

さらに、市民中心の文化芸術発表会の際は、多くの楽屋が必要となりますけれども、そのため、通常は会議室として利用し、発表会などのホール利用時には大・中楽屋として利用可能な部屋として大・中研修室を設け、機能を重複させることで、諸室の数を減らしております。

このように工夫を凝らしまして、限られた面積の中で必要な機能の集約を図った結果、今回の設計内容となったということでございます。

以上でございます。

12番（高田千壽輝君）

内容はいいんですね。このことを聞かれても、きのうの白谷議員のように、いろいろ集約を図ったけど、この金額、約8億円以上も予算オーバーになりましたという説明だけなんですね。

そこで市長にお聞きしたいんですけど、これは一般家庭において、我々が新しく家を建てる時といったときには、業者さんは最初何を言うか。予算、金額なんですけどね、30,000千円で家を建ててください、うちはお金がないから20,000千円で建ててくださいとか、そういうまず相談をされてから、金額でその内容をずっと、その金額の範囲内で自分が理想とする家をつくっていくと思うんですね。これだったら本当に向こうの言いなり、口は悪いんですけど、建設費が高くなれば、監理費も高くなるんでしょう。その辺はどうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）



一般に、事業費に割合を掛けて監理費等も出しますので、建設費も高くなれば、監理費も高くなる可能性はあります。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

ということは、イコール業者さんが潤うということなんですよ。建設費が高くなるならば、監理費も高くなる。ということは業者が潤うということでしょう。そうなるでしょう、実際、高い金額になったらですね、高い金額ほど監理費も高くなるでしょう。という今の説明ですからね。

そこで、ちょっと市長にお聞きしたいんですけど、市長があれだけ40億円を守ると言っておられましたので、こうやって詳細設計ができたときに、4,280,000千円と担当から提示がされたときに、市長は、いやこれは高い、40億円に抑えろというような指示はされたんでしょうか、どうでしょうか。

市長（金子健次君）

当初は35億円という形で、プロポーザルで工事を募りました。そのときに東日本大震災、オリンピック等も考慮して、十分その物価上昇、建設費の高騰を計算しておけばよかったんですけども、それはその当時の、25年当時の建設基準で試算をしたという経過がございました。それは、袖崎課長が申し上げたとおりでございます。確かに、40億円の範囲内でやってくれということを担当者に言い、またその設計者にも伝わったと思いますけれども、そこだけちょっと私のほうから説明させていただきます。

先ほどから御説明申し上げたとおり、総事業費40億円を念頭に、本市、設計者で綿密に打ち合わせを重ねながら、設計内容を今日まで詰めてまいったところです。

今回の設計では、建物全体の重量を軽くすることで工事費を抑えるために、鉄骨づくりの部分も多く採用いたしました。また、展示ギャラリーの縮小、創造室の取りやめ、楽屋や会議室等の数の削減、会議室と楽屋の大きいところの機能をあわせ持つ研修室の設置などの機能の重複、さらには、現市民会館が持つ備品の再利用、持ち込みですね、さまざまな見直しを行ってまいったところです。

一方で、今回建設いたします市民文化会館は、建設後、数十年にわたる利用をいただく施設でございます。そのため、ホールの音響性能を高めながら、さらに長時間快適に鑑賞いただける環境を確保するなど、市民文化会館のメイン機能でもあります大ホールのグレードを当初予定よりも高めたことも事実でございます。

このように、今回の設計は必要な機能を集約し、無駄を省くとともに、多くの方に利用いただきますホール施設の機能を高くするなど、メリ張りを付けた内容とした結果、今議会において御提案いたしております事業費となったものでございます。

末永く、市民を初め、多くの利用者に快適に御利用いただくためにも、今回の設計内容で

整備を進めたいと考えておりますので、議員の御理解をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

内容じゃなくて、市長がそういうお願いを、4,280,000千円という金額が出たときに、いや、それはちょっと高いけん40億円に、俺は議会でも40億円以内でおさめるよと言っていたけん、それを担当に言われたかということなんですよ、金額が出てきてから。それを私はお聞きしたかったんですよ。言ったか、言わなかったかでいいですよ。

市長（金子健次君）

それは言いました。言ったけど、どこどこを削らんといかんとか、もうこれは絶対譲られんとか、そういうやりとりを担当者とかなりやりました。また、設計との間でも、日本設計さんともやりました。しかし、これがもう限界でありますよというところまで落としていったんですね。

ただ、柳川市の合併のシンボルでありますので、シンボリックな施設であるというふうに思っておりますので、50年も60年も70年も、恐らくつくりかえないと思いますので、そういう面ではしっかりしたものをつくっていかうということで、議会のほうに、額的には2割増になりましたけれども、ぜひお願いをしたいというふうに思っております。大分、担当者とも話し合ったし、設計者とも時間をかけたし、ぎりぎりの限界のところに来た数字というふうに理解をしていただきたいと思います。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

そういう要望はされたということであります。

先ほど答弁の中に、もう値上がりするのも、熊本震災の本格復興も含んで高騰し、材料の高騰化も見込んでこの建設価格と答弁されていますね。

それで、この柳川駅の自由通路の建設のときも、そういう材料費、人件費が高くなって、補正を組んで増額しました。

なお、今回はこうやって見込んでいるから、もう増額の補正というのはありませんね。その辺をお聞きしますが、見込んでいると言っているんですからね。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

建設価格といいますか、物価の上昇等も見込んでおりますので、これ以上は上がらないものと思います。

ただ、最近のこういった施設関係の入札状況を見ますと、不落という状況も多くの自治体で起きておるようでございます。でありますので、そのときには、また何か別な方法を考えなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

そのような答弁があると私も予想はしましたけどね。予想外に高騰しましたから上げます、多分、予想外と言われるでしょうね、そのときに提案されるときはですね。予想外でしたと。

でも、だましましのような提案なんですよ。本当にこれが、皆さんが信用できるか 信用というか、これでいいのかという疑問はあると思いますよ。だから、そういう疑念が払拭されるような、本当に提案できるような金額、やっぱりこの最初の35億円、それから急激に、課長が今建設されたところを見たらほとんど2割以上上がっているから、ちょうど35億円から2割ということは7億円くらい上がっているから、許容範囲とっておられるかもしれませんが、限りあるお金から、柳川市のお金から建設するんですから、やっぱり自分のお金という思いを持って、いろいろ交渉に当たっていただきたいと思うんですよ。今回、何かこの市民会館にはずっと、相手の土地を買うときも、物件の補償についても、相手の言いなりになっているような気がしてならなくて、交渉が下手だなというような印象が私には拭えないんですよ。そういうことがありますので、想定外でしたという言葉が出ないようなことにしていただきたいということで、私はこれ以上質問しても、お答えはもう同じものだと思っておりますので、これで終わりたいと思いますけど、なるだけ、その4,280,000千円より高くならないようお願いするしかないと思っておりますので、課長、大変ですけどお願いしますよ。何かありますか、その辺に関して。

市長（金子健次君）

最後は私が答弁したほうが良いと思っております。

トータル的には用地の取得を含めて、備品を含めまして、その中には、備品については市民会館にある分についても持っていこうということも考えていますし、それで金額的には4,970,000千円かな、トータルで（発言する者あり）49億円以上ですね、数字で。建設費については、先ほど議員が言われるような40億円を上回るような形で、確かに近隣の、九州管内の、市の同等のやつについては不落になっている分も確かにございます。と言っても、そのようにならないような形を現説で説明しながら、入札等もやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

やっぱり限りある財源ですから、慎重に、どんどん使えじゃない、合併特例債もあるからから、どんどん使えばいいじゃないかというようなのではなくて、やっぱり必要なものはつくらなきゃいけないですよ。ということはわかっておりますので、やっぱり抑えるべきところは抑えて、しっかり業者と協議するところは協議していただいて、今後の建設に、もうつくことは決まっておりますので、今さらつくのは白紙に戻せとかは私も言えませんので、

そういうことはちゃんと配慮していただいて、建設に臨んでいただきたいと思いますので、お願いしておきます。

これで終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 1 時41分 休憩

午後 1 時52分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、熊井三千代議員の発言を許します。

7 番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんこんにちは。7番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問させていただきます。

本日は3項目について質問させていただきます。最後の登壇者になりますので、いましばらくお時間いただきますようよろしくお願いいたします。

では1点目、ひきこもり対策について質問いたします。

厚労省では、ひきこもりをさまざまな要因の結果として、社会参加、いわゆる義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊を回避し、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態で、他者とかかわらない形で外出をしてもよいと定義し、平成27年8月の推計では約26万世帯に上るとしております。ひきこもりの正確な人数を示す統計データはなく、平成22年、内閣府が行った調査によると、15歳から39歳の年齢層を対象として、狭義のひきこもりとして、自室からほとんど出ないケースからコンビニくらいしか外出しないケースまでが約23万人、準ひきこもりとして趣味の用事の時だけは外出するが約46万人と推計しています。両者合わせると実に約70万人ものひきこもりの若者が存在するという結果になります。また、ほかの年齢を含むと、全体ではひきこもりは120万人ほどいるとも言われ、人口比にすると約1%に値します。それに、ひきこもりの期間はというと、およそ3人に1人が7年以上で、40代、50代の人を加えると、ひきこもりはさらに長期化、高齢化が進んでいると考えられます。

今後、高齢化が加速していく日本の中で、ひきこもりが長期化し年齢を重ねてしまうと、日本経済に及ぼす影響や雇用機会を得ることの難しさもさることながら、いずれ訪れる親の死によって生活が一気に破綻してしまう危険性をひきこもりの2030年問題として危惧する声もあります。現役世代の不就労者、ひきこもりの増加は、地域活性化を妨げるだけでなく明らかに高齢家庭の負担になっています。この社会問題の喫緊の課題は、地域で就労できずに

ひきこもっている状態を調査し、支援につながる取り組みの推進だと思っています。

国は、各都道府県の都市部に早期に適切な機関につなぐことを目的とした自立支援事業を内容とし、ひきこもり地域支援センターを設置しています。また、平成27年4月に施行した生活困窮者自立支援法では、生活保護に至る前段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対し自立支援相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給や、そのほかの支援を行うための所要の措置を講ずるとした支援策を打ち出しております。本市においても、地域活性化の一助となる地元地域でのひきこもり者の社会復帰支援に取り組む時期だと強く感じています。支援のためには、まず市内のひきこもりの現状を調査し、分析し、実態を正しく把握することが支援の取り組みの一步だと考えています。

そこで、お尋ねいたします。本市のひきこもり対策についての考え方及び対策の現状をお聞かせください。また、これまであった御相談についてもお聞かせください。

壇上からの質問はこれで終わり、2回目の質問は自席より行いますので、よろしく願いいたします。

福祉課長（平田敬介君）

熊井議員の質問にお答えします。

まず、本市のひきこもり対策についての考え方と対策の現状についてお尋ねですので、お答えします。

ひきこもりとは、議員もおっしゃったように、「さまざまな要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたって、おおむね家庭にとどまり続けている状態を示す現象概念」というふうに定義されております。

ひきこもり対策は、そういう状態になってしまった方をいかに家の外に出し、社会参加できるように支援をしていくかということであり、その際、本人がどのような形で社会参加を望み、それに対してどんな支援ができるか、きめ細やかに対応していくことが必要であると考えております。

そのためには、精神保健、福祉、医療、教育、就労支援など、ひきこもりの方のそれぞれの状況や段階に応じて各種機関や支援団体などと連携して支援していく必要があると思っております。

実際に本人や家族から相談があれば、内容に応じて県のひきこもり支援センターや市の障害福祉相談室「きらり」、それから生活支援課に配置されている生活困窮者自立支援相談員などへの相談につないだり、さらには医療機関による相談支援やハローワークと連携した就労支援につなげるなど、状況に応じて連携しているところであります。

ひきこもりについての相談についてお聞かせくださいということですので、少し長くなりますが、福祉課がかかわった相談がことしに入って3件ありますので、それを少しお話しします。

まず1つ目のケースは、80代の母親の方と60代と50代の息子さんの3人世帯で、そのうち50代の方がひきこもりで長いこと仕事をしていないということで、近隣の住民の方から民生児童委員の方へ相談がありました。民生児童委員さんからは福祉課へ情報提供がありましたので、高齢者福祉係を通じて在宅介護支援センターへ相談し、センターから福祉サービスの利用を勧めましたが、家族の協力、同意が得られず積極的な支援はとれなかったため、現在も民生児童委員と在宅介護支援センターのケアマネジャーで見守りを継続しています。

2つ目のケースは、60代のお母さんと20代の息子さんの2人世帯で、息子さんが精神的に弱く環境にも影響を受けやすいというようなことで、仕事が続かず、ここ数年ひきこもり状態にあるというもので、これは地域包括支援センターから生活支援課へ情報提供がされるとともに、お母さん、母親本人からも福祉課へ相談があったものです。息子さんの医療面での支援について検討したり、生活支援課とハローワークが連携して就労につなげようとしています。現時点での支援は、精神障害や知的障害はないものの長く就労していないため、一般の事業所での就労はすぐには困難なようなので、障害者の就労支援施設の協力を得て、施設の見学や就労体験をしたりすることで今後の就労につなげようとしております。

3つ目は、40代の男性本人から、ひきこもりから抜け出したいという相談があったもので、話をよく聞いていく中で、精神科への受診が途絶えているということがわかりましたので、市の障害福祉相談室の「きらり」のほうへ相談をつなげまして、医療面での支援を継続しております。

このほか、先ほどの「きらり」がかかわったひきこもりの相談は、過去1年間で7件あるというようなことで、このうち2件は先ほどお話しした福祉課への相談があったケースを含んでおります。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。相談の内容は本当に現実的なものでよくわかりましたし、こういうふうに相談をしてくださる方ならなおいいんですけども、相談もなく悶々と家におられる御本人さん、また、どうしていいかわからないでおられるその本人を支える家族、主に両親だと思うんですけど、そういう方をいかに支えていくかは、これからの本市の課題であると思いますし、先ほど課長も述べられましたように、本人が望む社会参加ができるように支援していくことが大事というふうに課長のほうも述べられましたので、本市がひきこもり対策が少しでも進むようにやっていかなければいけないなというふうに思っていますし、意外と思ったより以上に1年間に7件の相談があるというのはいい傾向であるし、しっかり次の部署につなげていってくださっているという結果のあらわれじゃないかなというふうにも思いました。

全国のひきこもり家族会連合会での調べによりますと、ひきこもりが始まる年齢は横ばい

傾向であるけれども、平均年齢が上昇をしていると。また、最近では一旦社会に出てから挫折したということで、ひきこもり状態になる人がふえて、高齢化に拍車がかかっている状態というふうに発表されています。年齢が高くなるほど抱える家庭の負担は重くなりますし、支援が非常に難しくなってきます。ひきこもりの要因は、本当に先ほど課長が言われましたようにさまざまありますので、高齢化、長期化がこれ以上進む前に本市も市内のひきこもりの実態調査を行っていただき、現状を知ることが大事だと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

福祉課長（平田敬介君）

熊井議員のほうは、ひきこもりの実態調査を行い、現状を知ることが重要ではないかと。まず、現状把握というようなことで御質問でございます。

冒頭、熊井議員が引用されたひきこもりの方の数は、内閣府が平成22年に行った若者の生活に関する調査をもとにした推計人数で、この調査のことを一般的には国によるひきこもりに関する実態調査と言われておりまして、平成27年にも同じ調査が実施をされているようです。

このような調査をしますと、本当に市内の実情、実態が把握できるやもと思いますが、この実態調査の国の調査項目を見ますと、本人用の調査票の質問が37項目、それと同居する家族用の質問が18項目と非常に多くて、調査方法も調査員による訪問調査というふうになっています。全国で5,000人の若者を対象に行われて、同居の成人家族がいれば、その方からのアンケートも回収されてあります。平成27年度の調査の有効回収数は5,000人に対して3,115人で、回収率が62.3%となる調査を実施されております。

このような調査を柳川市に同じような方法で当てはめて実施しようということについて考えてみますと、訪問調査、調査票の調査の量、項目、また訪問調査という手法などから考えますと非常に難しい手法かなというふうには考えております。

しかしながら、ひきこもり対策、支援を進めていくためには、市内のひきこもりの状況把握は重要であるというふうに考えているところです。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。おっしゃるように、この調査を国もそんなに何回もできるような調査ではなく大変難しい調査でありますので、やっていない状況にありながら、本市の実態を知るための調査をしてくださいとお願いするのは本当に大変なことをお願いしているかと思うんですけど、やはりこの支援をしていくためには、市の実態を知らなければ何を対象者が、家族が必要としているのか、何を市に手を差し伸べてほしいのかわかりませんので、実態調査は絶対に必要だと思います。

内容が38項目とかというのは難しくできないものもありますし、答える本人、家族も大

変ですので、できる分をできる範囲内でやっていき、実態を知っていくというところが大事だと思っております。

本当に、今、支援につなげている先進地も絶対この実態調査を欠かしていないんですよ。この実態調査をしてからいろんなものが見えてき、そして支援につなげているところが先進地は多いので、必ずやっぱり実態調査は必要だと思います。

また、実態調査をしたところによりますと、その結果をホームページとか広報にしっかり掲載をわざとされています。そして、その中で相談窓口の連絡先も明記していると、そして、それを見た本人や家族が気軽に相談をできるような体制もとっておられるところもありますので、本当に大変だとは思いますが、柳川市は柳川市に合った実態調査の仕方があると思いますので、そこら辺を考慮しながら調査に踏み込んでいただきたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

福祉課長（平田敬介君）

重ねて実態調査をということでございまして、先ほど国が行ったような実態調査は難しいと申し上げましたが、県や市で独自に調査をしているところもあります。そこで、福岡県に独自調査の予定がないか、福岡県ひきこもり地域支援センターへ問い合わせをしてみました。国のような掘り起こし的な調査については、今のところ予定はないということでした。

しかし、先ほど来言われるように、市内のひきこもりの状況を把握することは重要であると考えておりますので、先進地ではしてあるということでありましたので、そういう先進地で実施された自治体の調査手法を参考にしまして、民生児童委員の皆様の協力を得ながら、現に民生児童委員の皆様が把握してある状況を集約するというような形で調査を実施していきたいというふうに考えております。

また、本年度は次の地域福祉計画、障害福祉計画を策定する年になっております。この中で、ひきこもりに関する調査結果が出ましたら、その結果も踏まえながら、ひきこもり対策、支援についても次期の計画に盛り込んでいきたいというふうに考えるところであります。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。調査をしていただくという答弁をいただきました。筑後地域では他にはないだろうと思います、こういう調査に踏み込むというところは、先進的な役目を柳川市が果たせばいいし、何よりも柳川市のひきこもりの方が一人でも自立につながるように外に出ていただき、生きがいとなる就労につかれれば何よりでございます。

先ほど申しましたのは平成22年の調査で、先ほど課長も28年の調査のことを言われましたけれども、27年の12月にも5,000人を対象に35歳から39歳を国は調査をしております。そこでは狭義のひきこもりは17.6万人、準ひきこもりが36.5万人、合計で54万1,000人と推計が出ております。最初述べました数よりも客観的に見て数は少なくはなっておりますけれども、



やっぱり長期化、高齢化というところでは懸念が続いております。

もう一つ、重大な調査をしてやってみようという答弁をいただきましたけど、もう一つはやはり相談のことだと思います。ひきこもりを抱える親が既に高齢化しておいて、このまま子供が社会復帰できない、また、不就労の状況が続くと生活困窮に至る世帯や、親の介護が必要になったりして一家が共倒れになるおそれがあります。地域、医療機関や行政等が連携した相談体制を整えて、家族の孤立化を防ぐ取り組みが必要だと思っております。相談体制についてお考えをお聞かせください。

福祉課長（平田敬介君）

相談体制はという御質問でございます。

ひきこもりから抜け出すためには、どこか1カ所の行政窓口や相談機関、医療機関に相談したら解決するものではないというふうに思っています。

本人や家族の状況、ひきこもりの長さなどの段階によって必要とされる支援もさまざまになってくると思います。

福祉の窓口で直接の相談に応じ、助言を行うとともに、やはり他の相談機関や医療機関、教育機関、支援団体、そして地域などと連携し、解決へ向けた具体的な支援の方法と一緒に考えていく必要があります。

現在、相談がありますと、その都度関係機関との連携をそれぞれの機関と機関の間ごとに行っているというのが実情です。1つの相談のケースが終わりますと、それでその連携は一通り終わるといようなことになっておりますが、これからは、ふだんから関係機関によるネットワークが構築されていることが重要であると感じています。そのような地域連携のネットワークの整備について検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。先ほどおっしゃってくださったように、ネットワークは非常に大事なんですけれども、私がひきこもりでインターネットを見て相談をしてみようと思ったときに、一番最初にかけるところはどこにかけたらいいですかね。

福祉課長（平田敬介君）

その見られたネット次第ですけれども、もちろん福祉課の窓口でも構いませんし、県のひきこもり支援センターでも構いません。精神的な不安があれば、障害福祉相談室の「きらり」で構わないと思います。柳川で考えれば、そういったところにまず自分から相談する気持ちが湧いたなら、どこでもいいから、まずそういう気持ちを伝えてもらったら、そこから適切に連携する部署にきちっと連携ができるようなネットワークを今後つくっていくというように思っておりますので、どこにというか、思ったところに迷わず相談されるのが一番

じゃないかなというふうに思っております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。思ったところに迷わず相談はするんですけども、その相談窓口の連絡先とかというのは、きちりどういう形で表示していただくのかということなんですよね。

福祉課長（平田敬介君）

今、柳川市のほうでホームページをあけられましても、ひきこもりの相談窓口というふうな表示では確かにしていません。そういうようなことをちょっと思っているのかなというふうに今思いましたので、考えていきたいと思います。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。そうなんです。例えば、ホームページをあけたときに、相談窓口というのはいろんな相談窓口があると思うんですけども、そこにやっぱりひきこもりに対しての窓口というか、何かこう、ここにかければいいんだという、いっぱいその中を開いたら、電話番号は幾つか書いてあるかもわからないですけども、開きやすいような形のホームページというか、をつくっていただいたらいいかなというふうに思います。

本日、ひきこもり対策の実態調査とか相談体制についてお尋ねをいたしました。ひきこもり者の自立支援は、本当に大変困難で時間がかかるというのはしっかり認識をしています。先進地では社会復帰の前段階として地域住民とともに地域に貢献できるような仕組みづくり、例えば、シルバーバンクに登録して高齢者とともに共同作業を行うことで、世代を超えて支え合うことによって就学支援につなげる取り組みなどやってある地域もあります。今回、調査に取り組んでいただけるという前向きな答弁をいただきましたので、どうか本人や家族に寄り添った支援につながり、本市のひきこもりの現状が少しでも改善の方向に進むことを期待しております。本当に調査をやろうと思われたのは、何回も言うんですけども、筑後地域ではうちが最初だと思いますので、本当に先進事例になれるような取り組みを、ほかの地域を引っ張っていけるような取り組みをやっていただきたいと思います。期待しています。

次に移ります。

あとは、公的年金の受給資格期間短縮に伴う無年金者の請求漏れを防ぐ取り組みについてお伺いいたします。

昨年11月に成立しました無年金者救済法に基づいて、公的年金の受給資格を得るのに必要な加入期間がことし8月以降25年から10年に短縮されました。このことによって、新たに全国で約64万人が受給資格を得る見込みです。年金の受給はことし10月より開始されますが、実際に受け取るには本人か代理人が年金請求書を市町村の窓口か近くの年金事務所に提出す

る必要があります。対象者には日本年金機構から2月末から7月の上旬にかけて順次請求書を送付していますけれども、請求書が届いてもスムーズに手続ができないことが懸念されております。本市においても年金受給資格のある方が問題なく手続を完了されて、一人も漏れなく年金が受給できるよう支援策を講じる必要があると思います。

まず、そこでお尋ねですが、本市には新たに年金を受け取る対象者となられる方がどれくらいおられると見込んでおられるのか、お聞かせください。

また、今までに既に市役所に請求手続を済ませに来られた方がおられたら状況を教えてください。また、そこで何か問題がありましたら、お聞かせください。

健康づくり課長（大橋由美子君）

年金受給資格期間の短縮に伴いまして、新たに受給対象となられる方の人数についてお答えをいたします。

本年3月に日本年金機構から本市へ対象者リストが送付されてきております。それによりますと、本市における対象者は358名となっております。

2点目にお尋ねの、請求手続を済ませられた方は何人ぐらいいらっしゃるかということですが、対象者358名へは、3月以降5回に分けて年金の裁定請求書が送られることになっておりまして、これまでに252名の方へ送付がされております。

そのうち、市役所で受け付けができるのは国民年金のみに加入されていた方で、6月14日現在、25名分の請求書を受け付けております。

なお、厚生年金期間がある方は年金事務所へ提出することになりますので、大牟田年金事務所に確認をしましたところ、市から進達した25名を含めまして93名の請求書が提出されているということがございます。

その中での問題点ということですが、窓口には厚生年金期間をお持ちの方も相談に来られます。請求書に記載されました厚生年金の履歴に漏れがないか等を確認することになっていますが、高齢等のために代理人の方が申請されるケースが多く、以前のことは御存じなかったりとか、また、本人が来られてもよく覚えていないなど言われることも多くありまして、厚生年金の記録等の判明に時間を要する場合がございます。

また、既に障害年金等の受給をされている方であっても有期認定となっている方へは請求書が届いております。この場合、今回の老齢年金の請求は必要であります。既にもらっている年金額は変更とならないことを説明いたしまして、納得してもらう必要がございます。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。年金事務所にも問い合わせさせていただいて、今までで送付されているのが252名分年金機構から送付があっているようだ。手続が終わっているのは国民年金と、あと年金事務所合わせて93名の方が手続を終わられているというふうな回答をいただ

きました。ありがとうございました。まだまだ今から始まったばかりだと思いますので、最後までよろしくお願ひしたいと思ひます。

ここで問題になるのが、年金機構より請求書を送付されていますけれども、まず生活保護受給者やひとり暮らしの高齢者、また、特別養護老人ホームに入居されている方などを中心に、なかなかスムーズに手続ができないことが懸念されています。

そこで、厚生労働省はことしの3月から5月にかけて、生活保護受給者と日ごろより連絡をとっている各市町村の福祉事務所のケースワーカーさんや地域事情に詳しい民生委員さん、また、老人福祉施設に協力を要請して、その封筒の内容を確認していただけるように促すこととか、また、対象者への説明や助言、本人確認が困難な場合は家族との連携もやってくださいというふうに協力のお願ひが厚生労働省のほうから来ていると思ひますけれども、この国が進めている支援策を本市は認識されているのか、また、それを聞いてどのように対応されたのか、お聞かせください。

健康づくり課長（大橋由美子君）

これまでの対応ということでございますが、生活支援課のほうへ2月に年金事務所から直接協力依頼があつておりました、国民年金係からも連携をとりました、ケースワーカーから各対象者に対しまして、請求書が来たら提出をするよう指導をしております。

窓口では高齢者の方が多いため、委任状による代理申請や聞き取りなどきめ細かな対応を行っております。

なお、老人福祉施設等へ協力依頼があつていることについては確認ができましたけれども、民生委員への依頼については、今のところ確認できておりません。これからまた対応していきたいと思っております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。今まで年金がなかった方ですので、本人も受給資格があるかなんかが認識できない方もすごく多いと思ひます。また、受給額は保険料を納めた期間に見合った金額にはなりますけれども、対象者が自分の年金として生涯受け取ることのできるお金であります。対象者にとっては新たな生活の支えとなるに違いがありませんので、ぜひ請求漏れがないように対応していただきたいと思ひます。今までもきめ細やかにしっかりやっておりますというのは答弁でわかつたんですけども、今後また取り組みについてお聞かせください。

健康づくり課長（大橋由美子君）

請求漏れがないようにするための本市としての対応でございますが、今後7月1日号の市報に申請についての記事を掲載する一方、あす6月21日には、大牟田年金事務所、生活支援課、健康づくり課国民年金係の3者で今後の対応について打ち合わせを予定しているところ

です。

対象者が把握できている申請でもありますので、大牟田年金事務所と連携を密にとりながら、可能な限り請求漏れがないよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。本当に対象者がわかっている請求なのでおっしゃってくださっているのは非常に胸を打たれます。ありがとうございます。一人も漏れないように対策をとっていただけるといことですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この取り組みは、高齢者支援策の大きな政策の一つだと評価していいと思ひます。本市にあつても、スムーズな申請手続が行われるように支援を続けていつていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

では、最後の質問に移らせていただきます。

マイナンバーカードの普及率アップについての取り組みについてです。

マイナンバーカードは本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用できるICカードで、去年の1月より交付が開始されて1年が過ぎました。情報によりますと、マイナンバーカードの普及率は昨年7月上旬時点で、管理システムのふぐあい等もあり、当初の普及目安より下回つて、国民の約5%にとどまっているというふうに言われております。今後、マイナンバーカードを一人でも多くの方に持つていただくためには、国民にとって使い勝手のいいカードにしなければならぬと思つております。それと同時に、申請時の支援も必要ではないかなというふうに感じております。

そこで、お尋ねいたします。本市のマイナンバーカードの普及率はどのくらいなのか、また、当初の普及見込みと比べて現状はどうなのか、お聞かせください。

また、見込みより下回つていたとしたら何が要因なのか。

また、3つ目は、本市の職員のカード取得状況がわかればお答えできる範囲で結構ですので、お聞かせください。

市民課長（徳永雅子君）

熊井議員の御質問にお答えいたします。

本市のマイナンバーの交付件数は、本年4月末現在、申請件数は4,176件で人口比6.18%、そのうち交付済み者数は3,262件で人口比4.83%でございます。当初の普及計画と比べて現状ということですが、当初、国の予算措置額等を参考に約8%を見込んでおりましたので、当初計画を下回つております。

次に、計画から下回つている原因ということですが、本市においてマイナンバーカードの普及が進んでいない理由としましては、現時点でのマイナンバーカードは、公的な身分証明書として利用できることや、市役所や銀行などの窓口でマイナンバーの提示を求め

られた場合に、番号通知カードと運転免許証などの本人確認書類の2つを提示する必要がなく、マイナンバーカード1枚の提示で済むなどのメリットはありますが、その利用用途が少ないことが上げられます。

また、マイナンバーカードの申請は、インターネットやスマートフォンを利用して申請をすることもできますが、現在申請されている方の多くは、一昨年に番号通知カードが送付されたときに同封されておりました個人番号カード交付申請書、または市役所窓口で交付する交付申請書などに写真を添付して、地方公共団体情報システム機構、J-LISといいますが、そちらに郵送で申請をされております。このため、写真を準備する必要があるなど、申請手続きが煩わしいとお考えになり、申請をちゅうちょされる方もあるのではないかと考えております。

ほかにマイナンバーカードのセキュリティーに不安を持たれている方もあるようでございます。

このようなことから、マイナンバーカードを申請される方がまだ少ないのではないかと考えております。

市民部長（石橋正次君）

熊井議員の御質問にお答えをしたいと思います。

職員のマイナンバーカードの取得状況でございますけれども、現在485名の正規職員がいるうち、申請中も含めまして31人の職員がマイナンバーカードを取得しているところでございます。取得率といたしましては6.39%ということで、本市の申請者率とほぼ変わらない状況となっております。今後、職員に対しましても、マイナンバーカードの申請を勧めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。当初見込みよりも下回っているようですけれども、その要因も課長はよくわかっていらっしゃるようで、申請が煩わしい、用途が少ない、セキュリティーに不安があるというふうなことをおっしゃっておりました。まず進めていくのに対して、本市はこのカード普及率に対して普及率アップを必要とされていますよね、お答えください。

市民部長（石橋正次君）

マイナンバーカードにつきましては、これからの生活の中でも必ず必要であるというふうに考えておりますので、普及率に向けてはそういうふうな考えを持っているところで。

7番（熊井三千代君）

はい、わかりました。ありがとうございます。部長が普及率は個人任せの範囲でとどめるというふうなお答えであれば次の質問に進んでいきませんが、一応普及率アップに努めるということでございますので、今後どのような取り組みで普及率アップにつなげていか

れるのか、お答えください。

市民部長（石橋正次君）

マイナンバーカードの普及に向けての今後の取り組みということでございます。

今後の取り組みということで、まだ検討段階ということでございますけれども、平成31年1月を目標に、現在、住民票や印鑑証明書等のコンビニ交付の導入に向けて検討を行っているところでございます。このコンビニ交付には、マイナンバーカードを利用することになりますので、今後、コンビニ交付の導入が決定をしたならば、あわせてマイナンバーカードの普及に積極的に一緒に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、マイナンバーカードの申請を簡易にするようサポートするとともに、機会を捉えましてマイナンバーカードのセキュリティーの対策について周知をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。いろんな用途の幅を広げる考えもおありのようですし、申請のサポートもというふうなことを先ほど部長がおっしゃってくださっていました。

最近、市民の方からマイナンバーの提示を要求されることが多くなりましたと。通知カードしかないの、身分証明書となるものが必要で、そんなときにカードがあれば1枚でいいのになというふうに感じるが多くなりましたと。カードの申請をしようと思っていますけれども、何となく写真が必要なことや申請書の記載が誤っていないか不安。市役所で写真を撮って申請してくれるサービスを行っている自治体もあると聞いておりますけれども、柳川市はそのようなサービスはしないのですかというふうなお尋ねがっておりますけど、市としての考えをお聞かせください。

市民部長（石橋正次君）

マイナンバーカードの申請のサポートということでございます。

今後、国のほうからマイナポータル用のタブレット端末が市のほうに配付される予定でございます。このタブレット端末につきましては、マイナンバーカード申請にも利用することができますので、本市におきましても、このタブレット端末を利用して、議員御指摘のような写真をその場で撮って申請のサポートをするサービスを行っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。前向きな答弁ありがとうございます。タブレットを利用した申請サポートを考えてくださっているようですけれども、時期としてはどこら辺から始まるんですかね。

市民課長（徳永雅子君）

国のほうから7月の中旬過ぎに配置される予定でございますので、配置されまして準備が整い次第サービスを開始したいと思っております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。そのときはしっかり前もって、そのサービスサポートの周知をしていただいて、より多くの方がそのサービスを利用して、マイナンバーの普及アップにつながるような取り組みができるように、しっかりと周知徹底をお願いしたいと思います。

それと、最初に述べましたように、やはりこのカードは使い勝手のいいカードという面で用途拡大して利便性の向上をしていかなければならないと思います。その1つ、利便性の向上というところで健康保険証との一体化についての考えがあるのかどうなのかというところをお聞かせいただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

健康づくり課長（大橋由美子君）

健康保険証との一体化ということで、健康づくり課のほうからお答えをさせていただきます。

マイナンバーカードの多目的利用としまして、国の方針では健康保険証の機能についても検討するとされていますが、まだ具体的な検討状況については示されておりません。マイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせるには、医療機関でのICカードリーダーの設置や医療機関窓口でのマイナンバーカードの取り扱い方法を徹底していくこととあわせ、マイナンバーカードの利用普及を図るなどの課題があります。

また、国民健康保険証としましては、国民健康保険の県単位化に伴いまして、福岡県全体で保険証を管理することになりますので、保険証機能の追加について、市単独での実施は今のところ困難な状況にあると思われませんが、今後は国や県の動向を注視しながら検討を進めていかなければならないと考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。今すぐにとというのは難しいかと思うんですけども、用途が余っているようですので、しっかりと中身に入れるものは入れていただいて、1枚のカードであらゆる機能が発揮できるようにやっていただければ使い勝手のいいカードになるかなというふうに思います。

先ほども言っていただきましたように、申請のサポートをする取り組みを考えてくださっておりますので、しっかりとこのサポート体制がうまくいきますように市報等で周知をしていただきたいと思います。

きょうは本当に3点の質問をさせていただきましたけれども、私は非常にひきこもりの調



査については感動いたしましたので、市長に最後に一言、調査について感想を。

市長（金子健次君）

熊井議員のほうから、そのことの実施については先進的な筑後地区になるというふうに言われていましたし、そういう面での取り組みを積極的にやりたいと感じたところです。

以上です。（「ありがとうございました。終わります」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

これもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。一般質問はあす21日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、あす21日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、21日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時38分 散会

平成29年6月30日(金曜日)

## 柳川市議会第2回定例会会議録

平成29年6月30日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	矢ヶ部	広	巳	2番	江	口	義	明	
3番	菊	次	太	丸	4番	浦	川	和	久
5番	立	花	純	6番	荒	巻	英	樹	
7番	熊	井	三千代	8番	白	谷	義	隆	
9番	近	藤	末	治	10番	佐々木	創	主	
11番	荒	木	憲	12番	高	田	千壽輝		
13番	諸	藤	哲	男	14番	河	村	好	浩
15番	緒	方	寿	光	16番	藤	丸	正	勝
17番	浦	博	宣	18番	樽	見	哲	也	
19番	伊	藤	法	博	20番	梅	崎	和	弘
21番	三小田	一	美	22番	田	中	雅	美	

### 2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次													
副市	長	成松宏良													
教	育	長	日高良二												
総	務	部	長	高崎祐司											
会	計	管	理	者	野田正次										
市	民	部	長	石橋忠昭											
保	健	福	祉	部	長	原	淵	洋	祐						
建	設	部	長	大	淵	洋	祐								
産	業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	成	清	博	茂
教	育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	田	尻	主	範		
消	防	長	木	下	隆	行									
人	事	秘	書	課	長	田	中	勝	裕						
総	務	課	長	松	藤	敏	彦								
企	画	課	長	椛	島	謙	治								
財	政	課	長	島	添	守	男								
税	務	課	長	川	口	俊	幸								
健	康	づ	く	り	課	長	大	橋	由	美	子				
福	祉	課	長	平	田	敬	介								
学	校	教	育	課	長	木	下	隆							
生	涯	学	習	課	長	袖	崎	朋	洋						
建	設	課	長	待	鳥	哲									
農	政	課	長	林	誠										
水	路	課	長	松	永	泰	治								

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽	見	孝	則					
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務	係	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香	

5 . 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

総務委員長報告について

議案第34号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 柳川市総合計画基本構想の策定について

請願第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書

請願第9号 請願 国会で審査中の「テロ等準備罪を新設するための法案」  
を廃案にするよう求める意見書を、市議会として提出すること

建設経済委員長報告について

議案第29号 平成29年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）に  
ついて

議案第36号 平成28年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ  
いて

教育民生委員長報告について

議案第30号 柳川市男女共同参画推進条例の制定について

議案第31号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

諮問第1号 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求に  
係る諮問について

請願第8号 「柳川市民文化会館」建設計画の見直しを求める請願

予算審査特別委員長報告について

議案第28号 平成29年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について

日程（3） 議案の上程について

議案第44号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

日程（4） 選挙第1号 柳川市選挙管理委員の選挙について

日程（5） 選挙第2号 柳川市選挙管理補充員の選挙について

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（梅崎和弘君）（登壇）

おはようございます。平成29年第2回柳川市議会定例会最終日の日程などについて、6月29日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議案の上程についてで、議員提出の議案第44号の上程であります。

提案理由の説明後、議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程4が柳川市選挙管理委員の選挙についてであります。

日程5が柳川市選挙管理補充員の選挙についてであります。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（田中雅美君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

## 日程第2 各委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の命により総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

6月13日の本会議において当委員会に付託を受けた請願2件、及び6月15日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、傍聴者、4、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

## 5 結果

### (1) 議案第34号 原案可決

本案は、柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

利用者等の防火安全に対する認識を高めての火災被害の軽減と、防火対象物の関係者による消防用設備等の適正な設置促進を図るため、不特定多数の方が利用する建物で、消防の立入検査において屋内消火栓設備等の消防用設備の未設置が認められた建物の情報を消防本部のホームページで公表し、利用者自らが情報を入手して建物利用を判断できるようにするものであります。

審査の過程で、市のホームページの活用や市報での周知、公表された違反に対する市の指名への対応、検査等に係る地元消防団との情報交換についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

### (2) 議案第35号 原案可決

本案は、柳川市総合計画基本構想の策定についてであります。

第2次柳川市総合計画基本構想は、平成27年に策定された「柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をもとに、将来像「水と人とまちが輝く 柳川」を実現するため、4つの政策目標と24の施策目標を基本方針として本市の今後8年間のまちづくりを示すものであります。

審査の過程で、第1次総合計画の各部署での振り返りなどの情報共有や議会への報告、審議会での発言状況、今後の定期的な市民満足度調査の実施についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

### (3) 請願第7号 採択

本件は、地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書についてであります。

地方自治体の果たすべき役割が拡大し、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など新たな政策課題が直面する中、公的サービスを担う人材に限られ、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、これに見合う地方財政の確立を目指すことが必要となっているため、政府に対し地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求めるものであります。

審査の過程で、他市の状況や地方財政計画など国の動向についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で採択とすることに決定いたしました。

### (4) 請願第9号 不採択

本件は、請願 国会で審議中の「テロ等準備罪を新設するための法案」を廃案にするよう求める意見書を、市議会として提出することについてであります。

請願にある「テロ等準備罪を新設するための法案」は、6月15日に参議院で可決成立しました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成者なく不採択とすることに決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済委員長の報告を求めます。

建設経済委員長（諸藤哲男君）（登壇）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

6月15日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

#### 4 結果

##### (1)議案第29号 原案可決

本案は、平成29年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、公営企業会計移行業務委託料の債務負担行為の負担期間を変更するものです。

審査の過程でプロポーザル方式による業者選定についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (2)議案第36号 原案可決

本案は、平成28年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

処分の内容については、平成28年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金「4億3,053万359円」のうち「8,200万円」を減債積立金に積み立て、残余を平成29年度に繰り越すものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で建設経済委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。



教育民生委員長（伊藤法博君）（登壇）

議長の許可を得ましたので、教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

6月13日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件、6月15日本会議において当委員会に付託を受けた議案2件、及び諮問1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、傍聴者、4、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

## 5 結果

### (1) 議案第30号 修正可決

本案は、柳川市男女共同参画推進条例の制定についてであります。

柳川市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、新たに条例を制定しようとするものであります。

審査の過程において、条文の目的、定義、基本理念、市民・事業者の責務等について質疑がありました。

質疑終了後、本案に対する修正案が別紙のとおり提出されました。

審査の結果、修正案について、当委員会としましては、賛成多数で修正可決と決定いたしました。

加えて、修正した部分を除く原案については、当委員会としましては、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

### (2) 議案第31号 原案可決

本案は、柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されたことにより、柳川市国民健康保険税の低所得者に係る保険税軽減対象を拡大しようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

### (3) 諮問第1号 棄却相当

本件は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求に係る諮問についてであります。

暴力的不法行為を理由とする柳川総合保健福祉センター「水の郷」への1年間の入館禁止

処分を受けた者から、行政不服審査法第2条の規定に基づく審査請求がなされたため、これに対する裁決を行うに当たり、地方自治法第244条の4第2項の規定により議会に諮問されたものであります。

審査の過程において、審査方法等の確認や最終的責任について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で別紙答申案のとおり棄却相当と決定いたしました。

#### (4) 請願第8号 不採択

本件は、「柳川市民文化会館」建設計画の見直しを求める請願についてであります。

審査の過程において、交通量調査の委託業者、地盤の再調査等の時期、国道443号の法線について、又、工事車両通行による子どもたちの登下校に対する安全性について質疑がありました。

当委員会としましては、採決の結果、可否同数であったため、委員会条例第17条の規定に基づき、委員長裁決により不採択とすることに決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（荒木 憲君）（登壇）

議長の命により予算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

6月15日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでございますので、省略いたします。

## 4 結果

### (1) 議案第28号 原案可決

本案は、平成29年度柳川市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本年度当初予算が経常的経費を中心に骨格予算として編成されておりましたので、本補正予算は総合戦略の具現化を図るための経費等が計上され、補正前の予算額「270億3,500万円」に「30億1,841万9千円」を追加し、歳入歳出予算それぞれ「300億5,341万9千円」としようとするものです。

当委員会は、歳入歳出予算について各款ごとに説明を受け審査を行いました。

歳入審査では、市民文化会館事業費に充当される合併特例債と事業費との差額の財源、合併特例債の利息に対する交付税措置について質疑がありました。

歳出審査では、高齢者運転免許証自主返納者タクシー助成の内容と他の安全対策予算への影響、定住促進分譲地整備事業の分筆数と優遇措置、新規作物調査研究業務の計画、住宅リフォーム助成事業の内容、第2のエンジン創出事業の具体的計画の提示、地域おこし協力隊の予算措置及び人数制限と実践や総括発表の場、市営住宅建設事業費に対する国の補助率、及び建設予定戸数と長寿命化計画との整合性、公園費の事業内容と市民グラウンド代替地との関係、塩塚川高潮対策番所橋架替事業費の上水道工事負担金の内容と水門工事の予算、学校トイレ洋式化の今後の計画、市民文化会館事業費の総額が計画当初より8億円増額の理由と建物事前調査業務委託の内容、オリンピックキャンプ誘致事業の計画と今後見込まれる負担金額等について質疑がありました。

総括では、改めて市民文化会館事業費が計画当初より増額した理由に対する疑問と財政運営への影響、及び市民グラウンド代替候補地について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で予算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第34号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第35号 柳川市総合計画基本構想の策定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は総務委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第9号 請願 国会で審査中の「テロ等準備罪を新設するための法案」を廃案にするよう求める意見書を、市議会として提出することは、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願に対する総務委員長報告は不採択であります。

請願第9号 請願 国会で審査中の「テロ等準備罪を新設するための法案」を廃案にするよう求める意見書を、市議会として提出することを採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

次に、建設経済委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第29号 平成29年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第36号 平成28年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

これより議案第30号 柳川市男女共同参画推進条例の制定について討論を行います。

委員長の報告が修正でありますので、討論の順序は、修正案に反対、すなわち原案に賛成の討論、次に、原案及び修正案に反対の討論、次に、修正案に賛成の討論の順で行います。

なお、討論される方は討論冒頭に「原案に賛成」「修正案に賛成」等、自分の立場を明確にしてから討論をされるようお願いしておきます。

初めに、修正案に反対、原案に賛成討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

次に、原案及び修正案に反対討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

次に、修正案に賛成討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案の教育民生委員長の報告は修正でありますので、まず、委員会の修正案を採決いたします。

教育民生委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成少数であります。よって、本修正案は否決されました。

修正案が否決されましたので、原案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第31号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。諮問第1号 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求に係る諮問については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本件は教育民生委員長報告どおり棄却相当と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本件は教育民生委員長報告どおり棄却相当と答申することに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第8号「柳川市民文化会館」建設計画の見直しを求める請願は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願に対する教育民生委員長報告は不採択であります。

請願第8号「柳川市民文化会館」建設計画の見直しを求める請願についてを採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

次に、予算審査特別委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

これより議案第28号 平成29年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。

初めに、原案に反対討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

次に、原案に賛成討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は予算審査特別委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案の上程について

議長（田中雅美君）

日程3 議案の上程について。

議案第44号を上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（樽見孝則君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

11番（荒木 憲君）（登壇）

議案第44号 地方財政の充実・強化を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本案は請願第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書が採択されたことを受け、総務委員会委員全員で提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時35分 休憩

午前10時35分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第44号 地方財政の充実・強化を求める意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 選挙第1号

議長（田中雅美君）

日程4．選挙第1号 柳川市選挙管理委員の選挙について。

これより選挙第1号 柳川市選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

柳川市選挙管理委員に山田孝一氏、中村博文氏、横尾雄二氏、森田好孝氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました4人の方を柳川市選挙管理委員の当選者と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、ただいま指名しました山田孝一氏、中村博文氏、横尾雄二氏、森田好孝氏が本選挙に当選されました。

#### 日程第5 選挙第2号

議長（田中雅美君）

日程5 ．選挙第2号 柳川市選挙管理補充員の選挙について。

これより選挙第2号 柳川市選挙管理補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

柳川市選挙管理補充員に森田幸治氏、田中治彦氏、石橋征四郎氏、伊藤英治氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました4人の方を柳川市選挙管理補充員の当選者と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、ただいま指名しました森田幸治氏、田中治彦氏、石橋征四郎氏、伊藤英治氏が本選挙に当選されました。

お諮りいたします。補充の順序については、第1順位に森田幸治氏、第2順位に田中治彦氏、第3順位に石橋征四郎氏、第4順位に伊藤英治氏の順序にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、補充の順序はただいまの順序のとおりと決定いたしました。

これをもちまして本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成29年第2回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 田 中 雅 美

柳川市議会議員 熊 井 三千代

柳川市議会議員 藤 丸 正 勝